

第5期

朝霞市地域福祉計画

朝霞市地域福祉活動計画

計画期間：令和8年(2026)年度 ▶ 令和12年(2030)年度

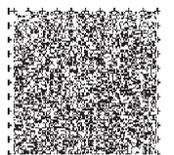
～支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち～



朝霞市

社会福祉
法人 朝霞市社会福祉協議会

※冊子の右下の切り欠きは「音声コードUni-Voice（ユニボイス）」の位置を示すものです。
iOS・Android向けスマホアプリの「Uni-Voice（一般向け）」と「Uni-Voice Blind（視覚
障がい者向け）」の2種類に対応しています。アプリを起動し、「音声コードUni-Voice（ユニボ
イス）」にかざすと、印刷物の内容が読み上げられます。



はじめに

近年、少子高齢化や人口構造の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした環境に加え、雇用形態や働き方の変化、地域のつながりの希薄化などが、生活上の困難や不安の複雑化・複合化につながっています。また、新型コロナウイルス感染症の経験を通じて、人と人とのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されました。



こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中でお互いを気にかけて、支え合う関係性を育んでいくことが求められています。生活上の困難は、様々な要因が重なることで身近な課題として生じることがあり、こうした課題に対応するためには、地域における見守りや声かけ、相談につながる仕組みが、安心した暮らしを支える重要な役割を果たします。また、複合的な課題に対しては、分野や制度の枠を超えて支援が重なり合い、途切れることなくつながる体制を整えていくことが重要です。

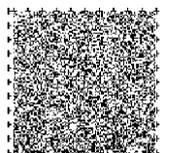
第5期朝霞市地域福祉計画では、年齢や障害の有無、属性にかかわらず、すべての人が地域の一員として尊重され、必要な支援につながりながら、地域で暮らし続けられる地域共生社会の実現を基本的な考え方として位置付けています。誰もが支える側にも支えられる側にもなり得るという視点を大切に、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

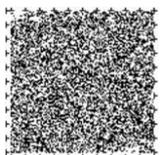
本計画には、「再犯防止推進計画」のほか、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」および「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。また、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会と協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、行政と地域がそれぞれの役割を担いながら、連携を強化し、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました朝霞市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

朝霞市長 松下昌代





はじめに

朝霞市社会福祉協議会では、令和3（2021）年3月に「第4期朝霞市地域福祉活動計画」を策定し、基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を実現するため、地域住民や関係機関、地域福祉活動団体等の皆様にご参画いただきながら、地域福祉活動を進めてまいりました。



令和7（2025）年3月には、全国社会福祉協議会において「社会福祉協議会基本要項 2025」が策定され、社協活動の指針となる基本要項が33年ぶりに改定されました。社協の使命として、地域の関係者と協働して「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することが明記されるとともに、社協の機能につきましても災害時等の支援や、地域福祉の財源確保などが盛り込まれております。

社協の使命、また地域福祉の基本である住民主体の考えのもと、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

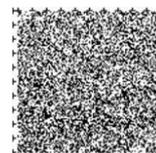
現在、地域課題の顕在化・複雑化が進み、既存の制度では対応が難しいケースが生じています。これらの様々な福祉ニーズに対応するため、従来の福祉制度の枠を超えて、行政や事業者、関係機関、地域住民が互いに協力・連携し、重層的に支え合う仕組みづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、第4期地域福祉活動計画の理念を踏襲しつつ、地域懇談会等を通じて地域の現状・課題を共有し、新たな計画として「第5期朝霞市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、地域住民や関係機関、地域福祉活動団体等の方々の参画と協働のもと、地域福祉活動を推進していく内容となっております。計画の実現に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた朝霞市地域福祉活動計画推進委員をはじめ、アンケートや地域懇談会等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

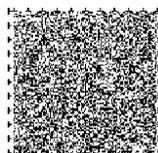
令和8（2026）年3月

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会
会 長 松 尾 哲

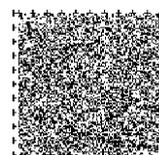


目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 地域福祉とは.....	1
第3節 計画の位置付け.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第5節 社会情勢の変化.....	3
第6節 前期計画の振り返り.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	8
第1節 統計データから見る市の現状.....	8
第2節 アンケート調査に見る市の現状.....	17
第3節 地域懇談会に見る市の現状.....	37
第4節 グループヒアリングから見る市の現状.....	45
第5節 課題のまとめ.....	47
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
第1節 基本理念.....	49
第2節 基本目標.....	50
第3節 施策の体系.....	51
第4節 圏域の考え方.....	52
第4章 施策の展開.....	53
基本目標1 地域共生社会の構築.....	53
方向性(1) 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築.....	53
方向性(2) 地域福祉活動等への支援.....	57
方向性(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援.....	62
基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現.....	66
方向性(1) 相互理解の推進.....	66
方向性(2) 権利擁護と尊厳の確保.....	70
方向性(3) 社会参加とつながりづくりの支援.....	74
基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実.....	78
方向性(1) 相談支援体制の充実.....	78
方向性(2) 生活困窮者等への支援充実.....	81
方向性(3) 自立に向けた就労の支援.....	84
基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実.....	87
方向性(1) 地域での見守り体制の充実.....	87
方向性(2) 暮らしやすい住まいや移動手段の支援.....	91
方向性(3) 安心して暮らせるまちづくりの推進.....	94



第5章 計画の推進体制.....	97
1 計画の推進に向けて.....	97
2 計画の進行管理.....	97
第6章 重層的支援体制整備事業実施計画.....	98
1 計画の位置付け.....	98
2 計画期間.....	98
3 重層的支援体制整備事業の位置付け.....	98
4 重層的支援体制整備事業の概要.....	99
5 現状と課題.....	99
6 具体的な取組.....	100
7 推進に向けて.....	102
第7章 成年後見制度利用促進基本計画.....	103
1 計画策定の背景.....	103
2 計画の位置付け.....	103
3 計画期間.....	104
4 成年後見制度の概要.....	104
5 現状と課題.....	105
6 具体的な市の取組.....	106
7 推進に向けて.....	108
第8章 再犯防止推進計画.....	109
1 計画の位置付け.....	109
2 計画期間.....	109
3 現状と課題.....	109
4 具体的な市の取組.....	110
5 推進に向けて.....	110
資料編.....	112
1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例.....	112
2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱.....	114
3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿.....	116
4 計画の策定経過.....	117
5 計画の策定体制.....	119
6 市民コメント・職員コメントの結果と対応.....	120
7 用語説明.....	121



※用語説明について

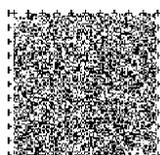
本文中*印（アスタリスク）をつけた用語は、資料編の「7 用語説明」に内容を記載しています。（複数あるものは初出のみ）

※担当課名等の表記について

本計画では、令和8（2026）年4月からの組織機構改革により変更後の課名で記載しています。

※社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会の表記について

本計画では、内容に応じて「朝霞市社会福祉協議会*」または略称の「社協」を用いて記載しています。



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

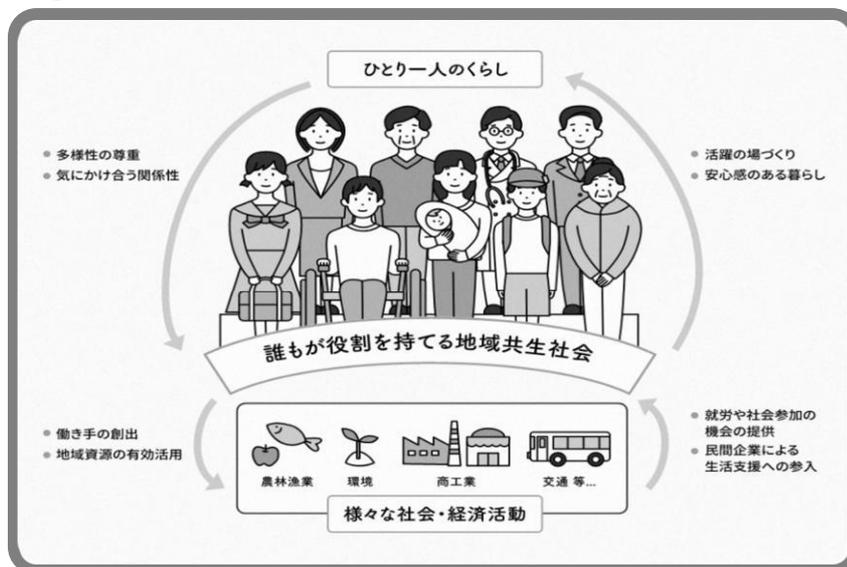
少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症*の影響などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、日常生活に不安や困難を抱え、支援を必要とする方が増加しています。さらに、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題*」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア*」、こどもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー*」など、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースが見られるようになりました。

地域のつながりの希薄化が進むなか、地域福祉に求められる役割が大きくなっています。多様化する支援ニーズに対応し、誰もが安心して地域で暮らしていくためには、行政だけでなく地域住民とも協働し、全市総ぐるみの地域福祉の推進が特に重要となっています。

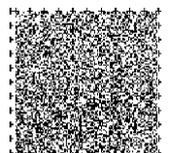
第2節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、互いに「つながり」・「支え合い」ながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組です。地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。こうした考え方のもと、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で役割をもちながら暮らしていける社会である「地域共生社会*」を実現することが求められています。

市民、ボランティア、NPO*、事業者、行政、社会福祉協議会等が互いに協力し、助け合うことで、すべての人が暮らしやすい「地域共生社会」を実現しようというのが地域福祉の考え方です。



出典：厚生労働省
「地域共生社会の
推進」



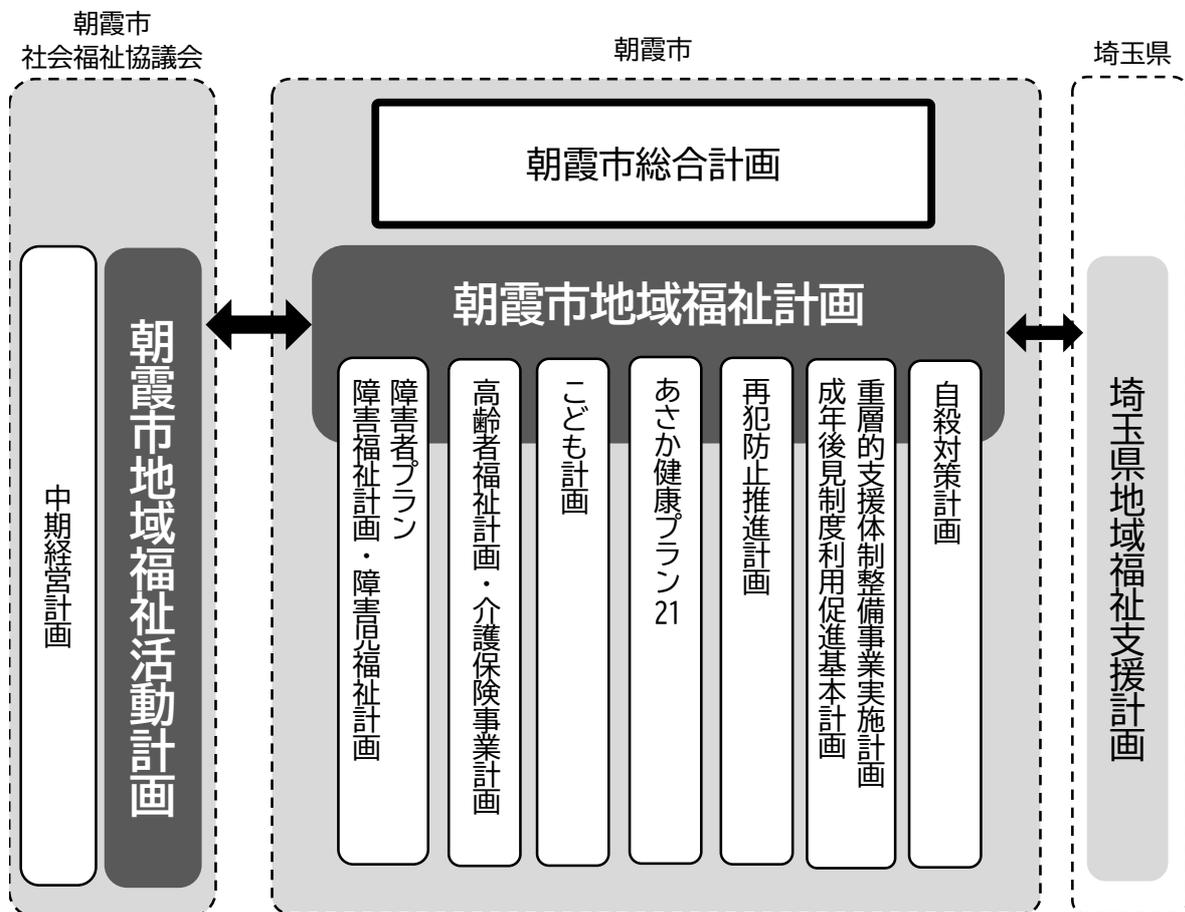
第3節 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画で、朝霞市（以下「市」という。）が策定します。

地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体が主体となった具体的な活動内容を記載する計画で、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が策定します。

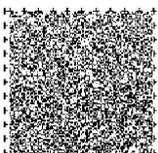
朝霞市と社会福祉協議会では、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉のさらなる推進を図るため、両者を一体的に策定するものです。

■第5期計画の位置付け



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

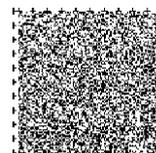


第5節 社会情勢の変化

近年、地域福祉を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、さらには経済格差の拡大など、地域で暮らす人々の課題はより複雑化・多様化しています。これに対応するため、国や自治体では、制度の見直しや新たな支援の仕組みづくりが進められてきました。

■近年の地域福祉を取り巻く制度改正等

令和元 (2019) 年	「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ」の公表 ⇒包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について公表
令和2 (2020) 年	「改正児童虐待*防止法」「改正児童福祉法」施行 ⇒改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児童相談所（児相）の機能強化、児相と配偶者暴力支援センターの連携強化などを規定
令和3 (2021) 年	「改正社会福祉法」施行 ⇒令和3（2021）年4月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業*が創設された。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることを目指している。
令和4 (2022) 年	「改正児童福祉法」成立 ⇒令和4（2022）年6月、「改正児童福祉法」が成立し、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務化
	「第二期成年後見制度*利用促進基本計画」閣議決定 ⇒令和4（2022）年3月、第二期基本計画が閣議決定され、令和6（2024）年度末までに全市町村で基本計画を策定することとなる。
	「生活困窮者*自立支援のあり方等に関する論点整理」とりまとめ公表 ⇒令和4（2022）年4月、論点整理が公表され、今後社会保障審議会の関連部会において制度改正に向けた具体的な検討が進められることとなる。
令和5 (2023) 年	「第二次再犯防止推進計画」策定 ⇒令和5（2023）年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、第二次推進計画が閣議決定された。計画には、7つの重点課題について、96の具体的施策が盛り込まれている。



令和5 (2023) 年	「こども基本法」施行・「こども家庭庁」発足 ⇒令和5(2023)年4月、こども施策を社会全体で、総合的に推進していくための包括的な基本法として施行された。また、同年同月、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に取り組むことを目的とした「こども家庭庁」が発足
令和6 (2024) 年	「第7期埼玉県地域福祉支援計画」策定 ⇒令和6(2024)年3月、令和6(2024)～9(2027)年度を計画期間とする「第7期埼玉県地域福祉支援計画」を策定 第6期計画を継承しつつ、重層的支援体制整備事業構築への支援や地域の高齢者、子育て世代、生活困窮者や貧困世帯を含む、超高齢化・少子化等、埼玉県における顕著な傾向への対応や支援などが盛り込まれる。
	「孤独・孤立対策推進法」公布 ⇒令和6(2024)年4月、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が施行
令和7 (2025) 年	「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ ⇒令和7(2025)年5月、令和2(2020)年の社会福祉法改正時の検討規定等を踏まえ、検討会議の中間とりまとめの中で、「地域共生社会の更なる展開に向けた対応」「身寄りのない高齢者等への対応」「総合的な権利擁護支援策」「社会福祉法人等の在り方」「災害への対応」等に関する方向性が示される。
	「全社協 福祉ビジョン 2025」策定 ⇒令和7(2025)年5月、令和7(2025)年度を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2025」を策定。福祉ビジョン 2020 策定後のコロナ禍を経て、改定の必要性が高まり、全国の福祉組織・関係者が、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた地域づくりを進めていく上での役割を再整理し、社会に発信、実践していくことなどが盛り込まれる。
	「住宅セーフティネット法」改正 ⇒令和7(2025)年10月、市町村の居宅支援協議会設置を努力義務化する、住宅セーフティネット法を施行

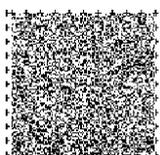
■SDGs の理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる様々な課題解決に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりをもつ「地域共生社会」の考え方とも共通するものです。

市や社協では、本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、引き続きSDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第6節 前期計画の振り返り

令和2（2020）年度に策定した第4期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画では、基本理念に、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を掲げ、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

この間の社会情勢として、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域で人と関わる機会が減少し、地域活動が停滞を余儀なくされました。孤立や不安が広がる一方で、地域の中で「支え合う」ことの大切さが改めて実感され、地域共生社会の必要性が再認識されました。また、異常気象による災害リスクの高まりにより、高齢者や障害者など支援が必要な人への避難支援や見守り体制の強化などが、引き続き地域福祉の課題となっています。

誰もが支える側にも、支えられる側にもなる「共生」の視点を踏まえ、つながりを育む仕組みや、協働しながら支え合える地域づくりを一層推進していくことが求められています。

基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

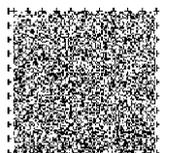
市民の暮らしを支える仕組みづくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり | ④権利擁護の推進 |
| ②相談支援体制の充実 | ⑤生活困窮者等への支援の充実 |
| ③保健医療・社会福祉サービスの充実 | ⑥地域住民の交流の促進 |

〇市の取組

生活困窮者の自立促進を図るため、相談支援を軸に就労や家計改善など多様な支援を通じて生活の自立と生活再建を支援したほか、地域包括支援センター*の6圏域への再編や、困難な問題を抱える女性の支援に対する体制強化など、相談支援体制の充実に努めました。また、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度*、こども人権相談などを開始し、権利擁護の一步を踏み出した一方で、さらなる理解促進と支援体制の充実に努める必要があります。

今後も地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりなど包括的な支援体制となる重層的支援体制整備事業など、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを検討していく必要があります。



○社協の取組

高齢者、障害者、児童など各分野において関係機関と会議や情報交換を活発に行い、「顔の見える関係」を築くことで、様々なニーズに応えるための相談支援体制を整えました。また、地域住民と共に地域の多様な生活課題を見つけ解決していくための仕組みづくりとして、コミュニティソーシャルワーカー*を配置しました。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな取組として、法人後見*事業を開始したほか、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度に関する情報提供や相談支援を継続的に行い、権利擁護の周知、啓発に努めました。今後、潜在的な課題を見つけるため、アウトリーチ支援*の充実を図り、支援を必要としている地域住民のニーズの解決につながるよう、関係機関との連携をさらに深め、支援体制の整備を推進していきます。

基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり

思いやりと支え合いの心づくりでは、以下の5つの施策を進めてきました。

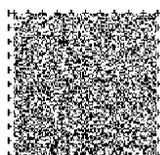
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①地域福祉に関する理解と参加の促進 | ④情報共有・発信の充実 |
| ②支え合い・助け合いの気持ちの醸成 | ⑤地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成 |
| ③地域での見守りの充実化 | |

○市の取組

SNS*等を活用した非対面でのつながりが広がり、情報の共有や支援の形も多様化する一方で、対面によるつながる安心感や信頼関係の大切さが、改めて見直されました。民生委員・児童委員*の個別訪問の再開等による地域での見守りや支え合いの醸成のほか、ふれあいスポーツ大会の再開やイベントボランティア制度の創設などにより地域参加の広がりが促進されました。今後も多様なつながりを活かしつつも、地域の中で人と人が向き合い、支え合う対面のつながりを丁寧に育むなど、地域の中で得られる信頼関係を大切に、誰一人取り残さない地域福祉が充実する仕組みづくりを進めていくことが必要です。

○社協の取組

コロナ禍に停滞していた福祉活動を再開し活性化していくため、ボランティア講座やボランティア体験プログラムを実施するとともに、福祉教育や出前講座を通じて幅広い世代に福祉に関する意識の醸成を図りました。地域での見守りの推進においては、“住民参加型”在宅福祉サービス「あいはあと事業」を SNS やチラシの掲示、また関係機関を通じて広く周知し、地域住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進しました。その他、福祉活動団体への助成金の交付や活動に関する相談支援、団体同士が交流できる場の提供など、地域づくりの活動が継続的に行えるよう支援しました。



身近な地域に関する様々な取組を誰もが「我が事」と捉え、自助*、互助*の意識を地域全体で醸成していけるよう、今後も地域福祉を考える機会の充実を進めていきます。

基本目標3 安心で暮らしやすい地域づくり

安心で暮らしやすい地域づくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|------------|--------------------|
| ①施設等の整備・充実 | ④外出・移動の支援 |
| ②防災対策の充実 | ⑤住まいの確保等への支援 |
| ③防犯対策の充実 | ⑥再犯防止の推進（再犯防止推進計画） |

〇市の取組

地域福祉の基盤整備として、地域密着型のサービス事業所や障害者施設など福祉施設の整備・改修を進めるとともに、福祉避難所*の指定や災害時における避難行動要支援者台帳*の整備などを進めました。また、青色防犯パトロール*の運行などの地域の見守り活動の支援、外出困難な方への移動支援や福祉タクシー*制度の充実のほか、住居確保給付金などを通じた住宅確保要配慮者*への支援を推進しました。

なお、新たに再犯防止推進計画を本計画に包含し、保護司*や関係機関との連携による社会復帰支援を強化するなど、安全で包括的な地域づくりを進めました。

今後も、地域の安全とインクルーシブ*な社会の両立に努めながら、地域における安心の土台を築きあげていくなど、福祉と防災・安全の連携による持続可能な安心で暮らしやすい地域づくりを進めていく必要があります。

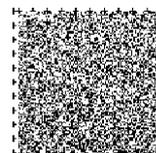
〇社協の取組

社協が運営する施設において、利用者が安心・安全に利用できるよう設備点検を定期的実施したほか、火災・地震・水害等を想定した避難訓練の実施や、地域の防災訓練への参加、児童を対象とした防犯教室の実施など、防災・防犯に関する意識の醸成や環境整備を行いました。

また、被災地での災害ボランティアセンター*運営協力のため職員派遣を行い、有事の際にその経験を活かせるよう、職員間で情報を共有しました。

生活困窮者等への支援では、住宅確保が困難な相談者の状況をしっかりと聞き取りし、必要に応じて社会資源の情報提供や関係機関と連携を図りながら支援を行いました。

引き続き、誰もが安心で暮らしやすい地域づくりを地域住民と共に推進していけるよう、災害への備えは平時からの住民同士のつながりが大切であること、日常の取組が災害時に活かされることを周知し、防災・防犯に関する意識の醸成を図っていきます。



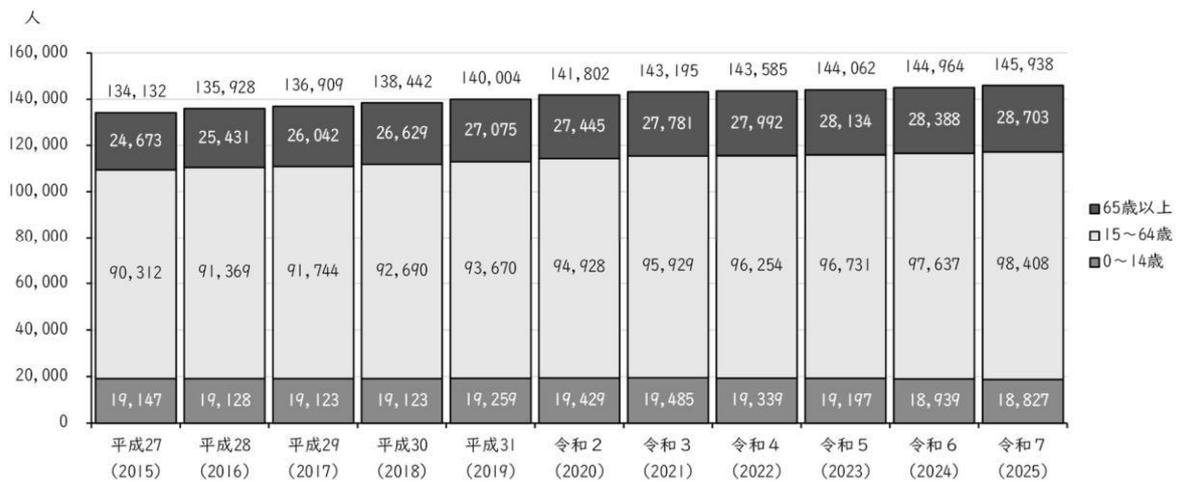
第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 統計データから見る市の現状

1 人口・世帯

①市の人口推移

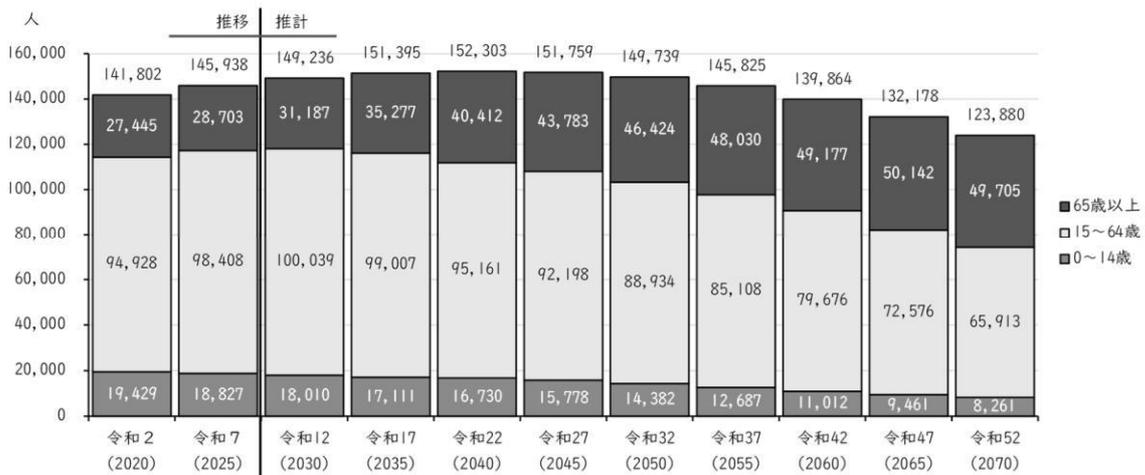
市の人口は、平成27（2015）年から令和7（2025）年にかけて、増加傾向が続いています。



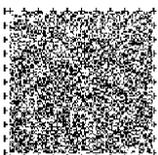
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

②市の将来人口の推移・推計

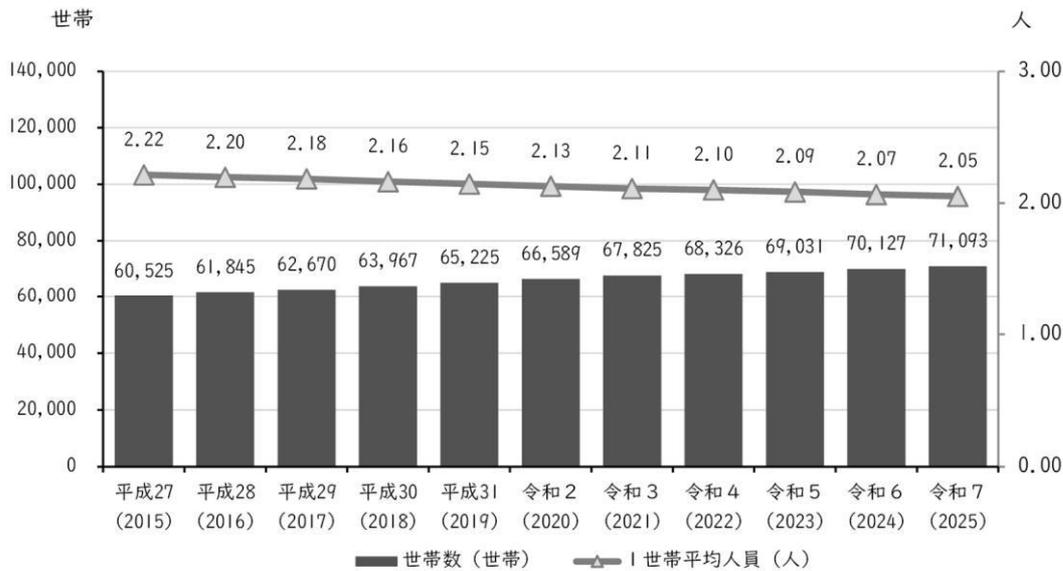
市の総人口は、令和22（2040）年をピークに減少に転じ、令和52（2070）年には約12万3,900人となるものと見込まれます。



資料：本市の将来人口推計「第6次朝霞市総合計画」（各年1月1日現在）



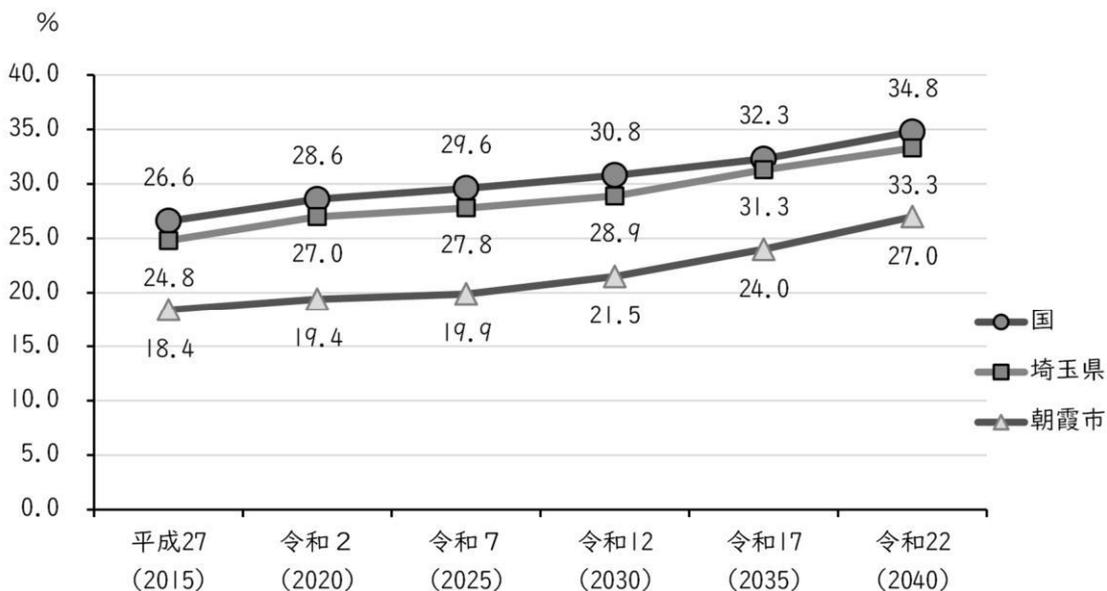
平成 27 (2015) 年から令和 7 (2025) 年にかけて、世帯数は増加する一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。



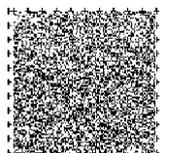
資料：市政情報課（各年1月1日現在）

③高齢化率

総人口に占める65歳以上の割合は、平成27(2015)年以降、国、埼玉県、市ともに増加傾向が続いています。令和2(2020)年では、全国が28.6%、埼玉県が27.0%である一方で、市では19.4%と全国、埼玉県と比較すると低い水準で推移しています。また、令和22(2040)年に向けて、全国的に高齢化は一層進んでいくことが見込まれています。



資料：国・県：令和2年までは「国勢調査」、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」
 朝霞市：令和2年までは住民基本台帳、令和7年以降は「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における推計値

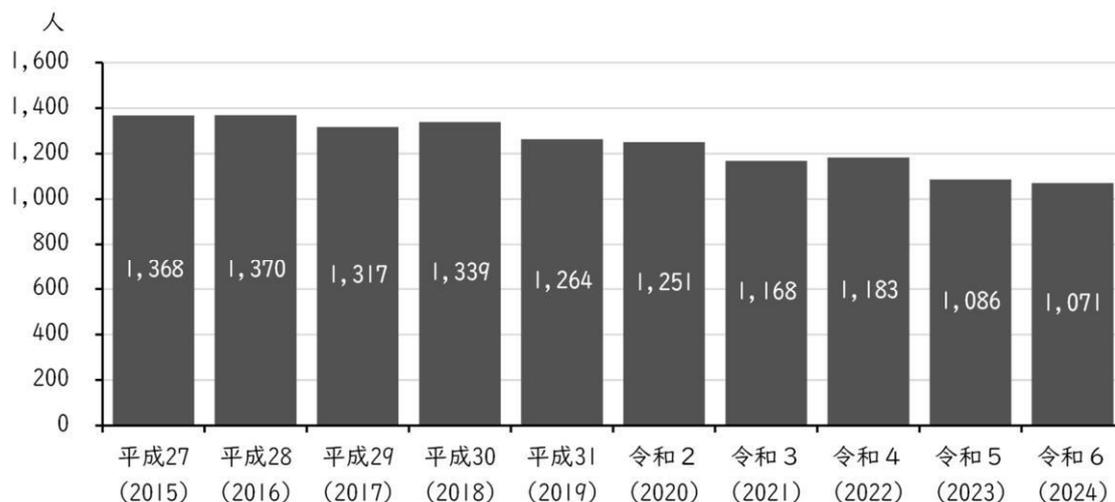


2 地域の状況

(1) こども・子育て

①出生数

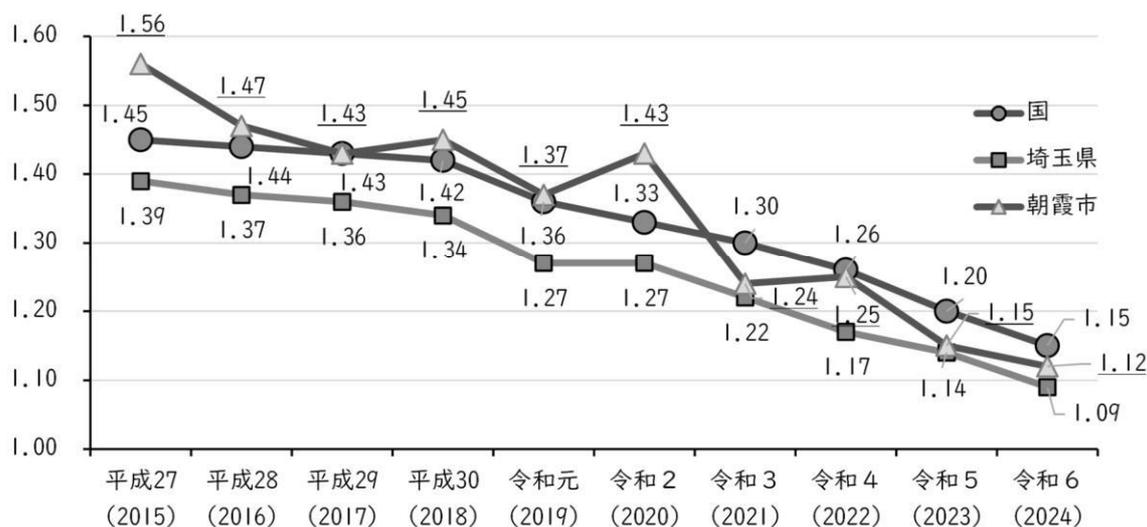
出生数は、平成27(2015)年から令和6(2024)年の間で、増減はあるものの、減少傾向となっています。



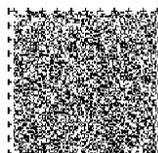
資料：埼玉県保健統計

②合計特殊出生率*

合計特殊出生率は、平成27(2015)年から令和6(2024)年の間で、増減はあるものの、減少傾向となっています。

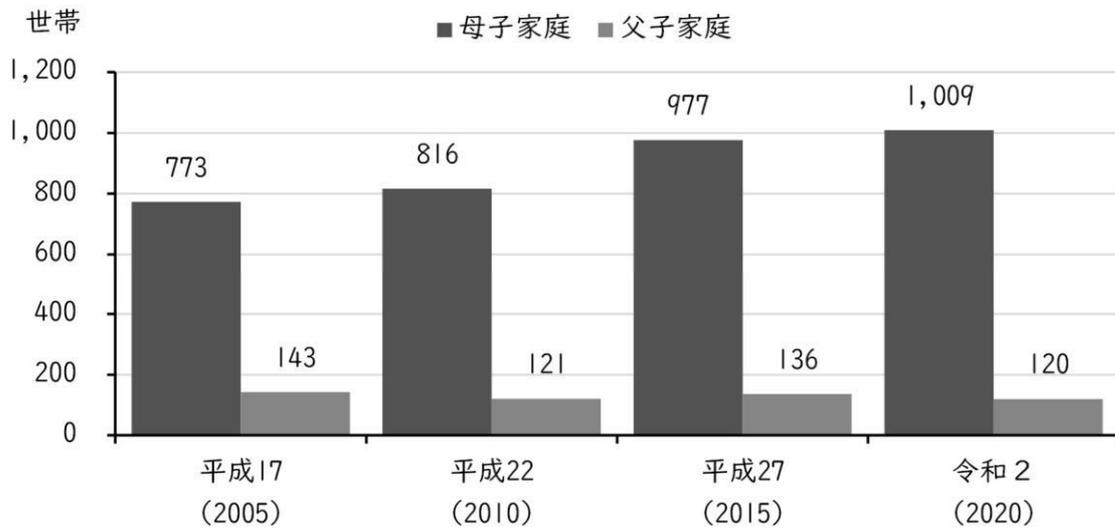


資料：埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」(人口千対)



③ひとり親家庭数

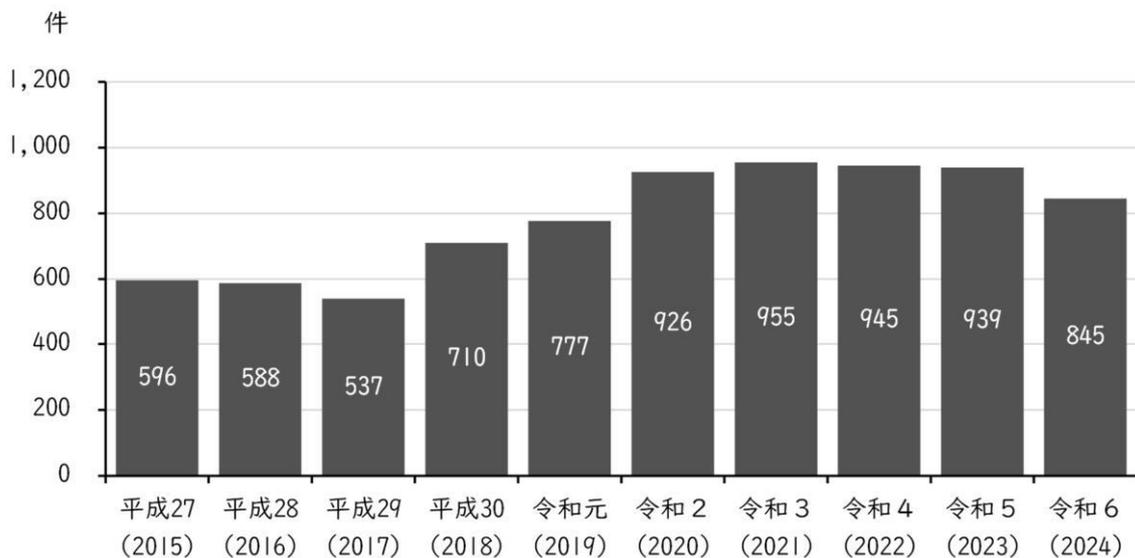
0～17歳のこどものいるひとり親家庭については、平成17（2005）年以降、母子家庭の増加傾向が続いています。



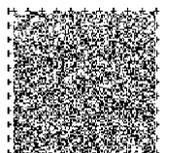
資料：国勢調査（0歳～17歳の児童がいる家庭）

④児童相談の件数（※こども未来課が児童相談に対応した件数※現「こども家庭課」）

こども未来課が対応した児童相談件数は、平成29（2017）年から令和3（2021）年にかけて増加傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、減少傾向となっています。



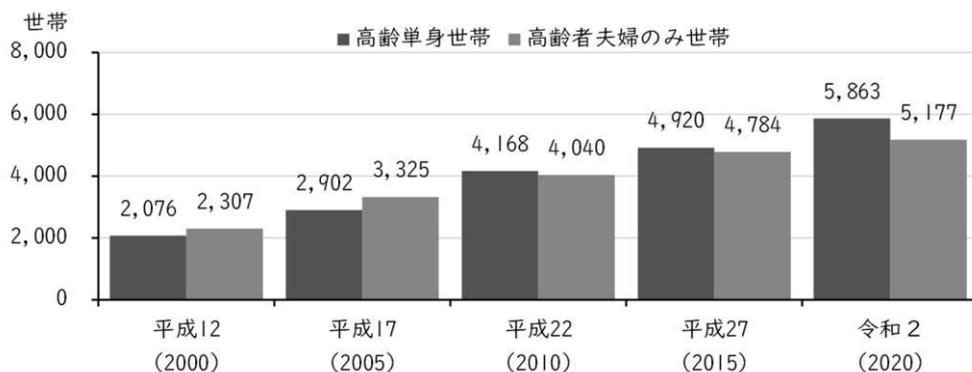
資料：こども家庭課（実児童数）



(2) 高齢者

①高齢者（単身者・夫婦のみ）のみ世帯数

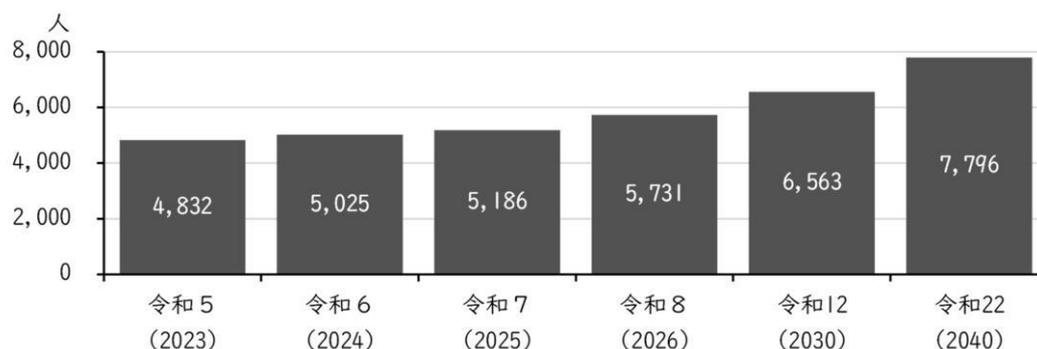
平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて、高齢者単身世帯数、高齢者夫婦のみ世帯数ともに増加傾向が続いており、令和2（2020）年には高齢者単身世帯が5,863世帯、高齢者夫婦のみ世帯が5,177世帯となっています。



資料：国勢調査

②要介護認定者数

65歳以上の要介護認定者数は、令和7（2025）年現在5,186人で、今後も増加傾向が見込まれています。

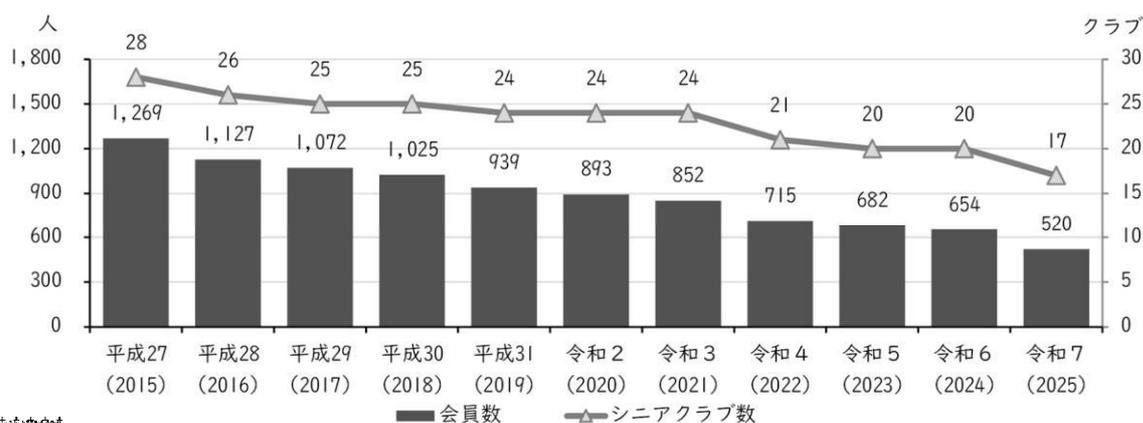


令和8（2026）年以降推計値

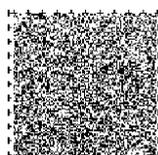
資料：介護保険課（各年4月1日現在）「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等

③シニアクラブ*数及び会員数

シニアクラブとは、会員が概ね60歳以上の地域を基盤とした自主的な組織です。シニアクラブの団体数及び会員数は、減少傾向が続いています。

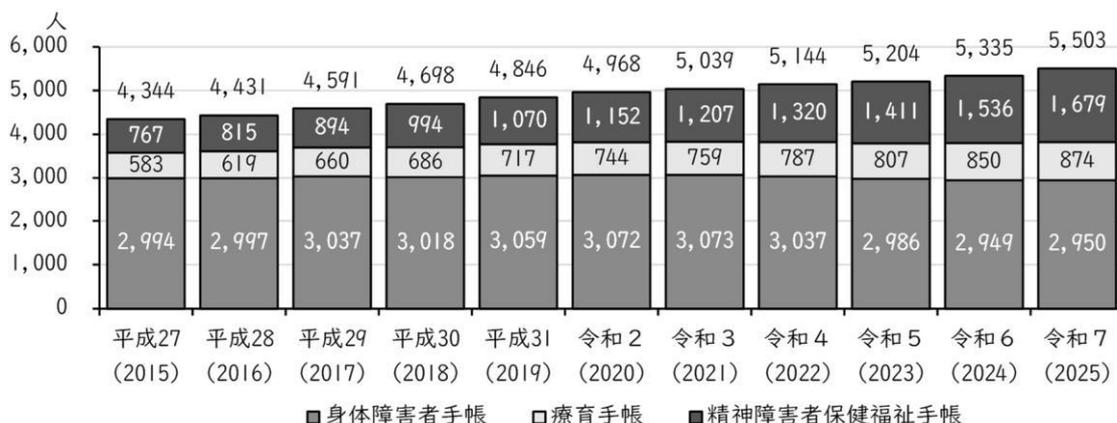


資料：高齢者・地域福祉課（各年4月1日現在）



(3) 障害のある人

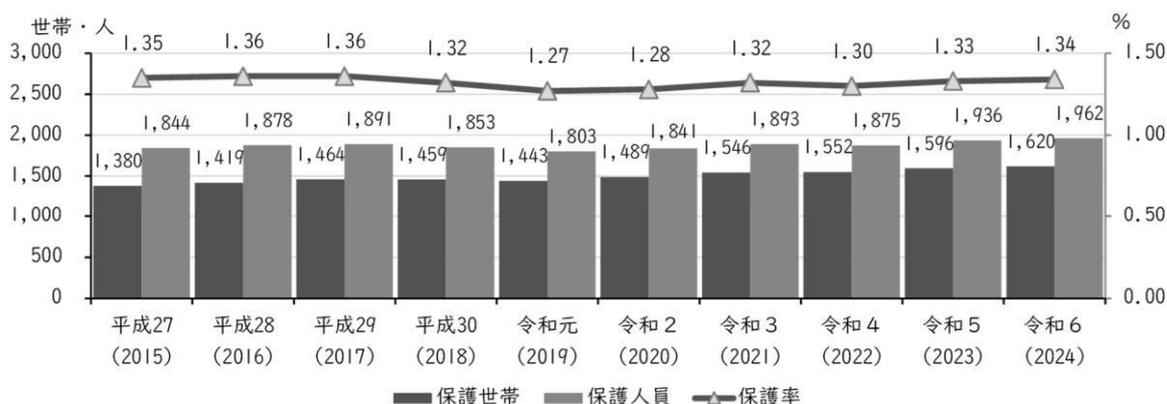
平成 27 (2015) 年から令和 7 (2025) 年にかけて、障害者手帳*所持者数は増加傾向が続いています。手帳の種別ごとの割合では、身体障害者手帳*保持者の割合が最も高くなっていますが、令和 3 (2021) 年以降減少傾向にあります。一方で、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の所持者数はともに増加傾向となっています。



資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(4) 生活保護

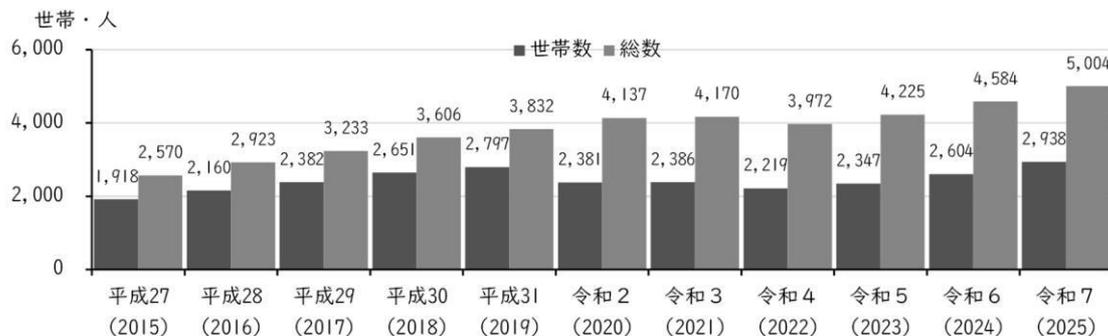
生活保護世帯数及び保護人員は、平成 27 (2015) 年から令和 6 (2024) 年にかけて、増減はありますが増加傾向となっています。



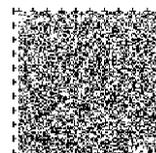
資料：生活援護課（各年度末現在）

(5) 外国人の状況

平成 27 (2015) 年から令和 7 (2025) 年にかけて、外国人の人数、世帯とも増減はありますが、増加傾向となっています。

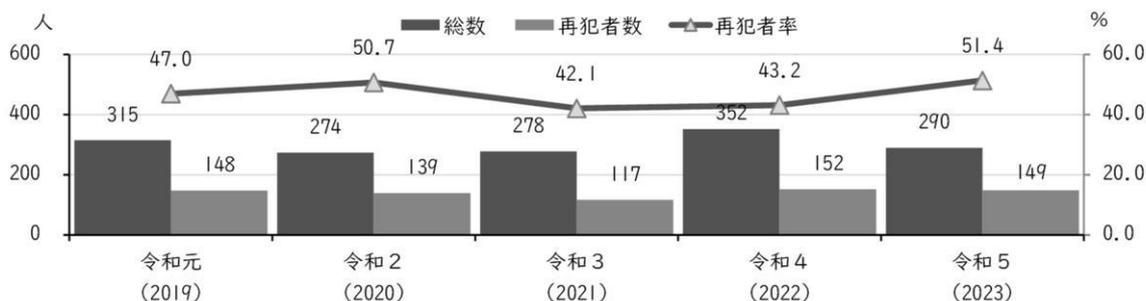


資料：総合窓口課（世帯数は日本人との混合世帯を含む）（各年 1 月 1 日現在）



(6) 刑法犯検挙者・再犯者・再犯率

令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて、刑法犯検挙者数及び再犯者数、再犯者率は、増減を繰り返しており、直近の令和4（2022）年から令和5（2023）年にかけては、刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯者数は微減で、再犯者率は増加となっています。

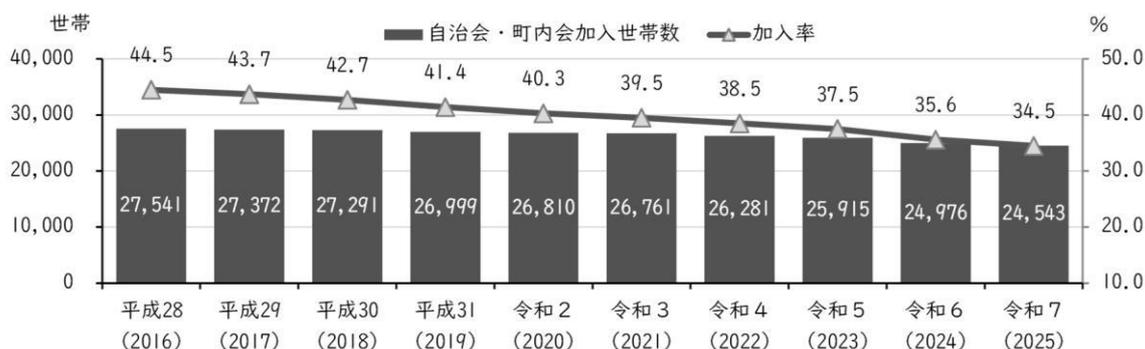


資料：法務省矯正局提供データを基に作成（20歳未満の対象者を除く、朝霞警察署管内）

(7) 地域活動

①自治会・町内会加入世帯・加入率

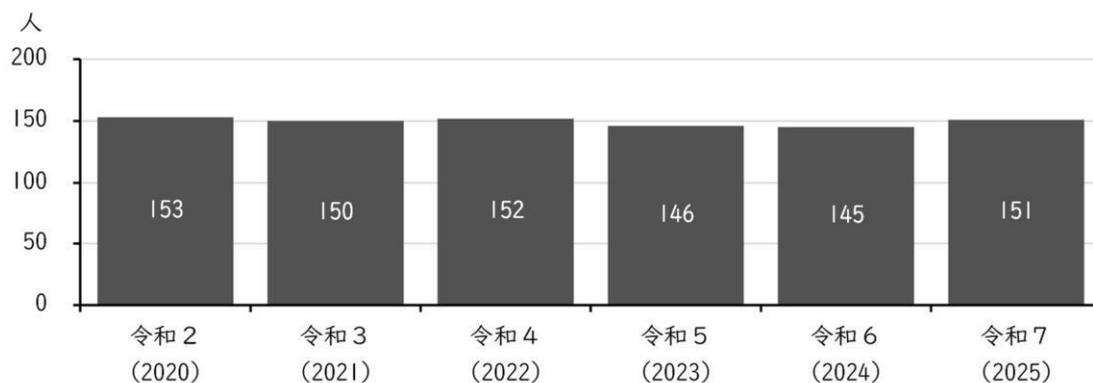
平成28（2016）年から令和7（2025）年にかけて、自治会・町内会への加入世帯数及び加入率は減少傾向が続いています。



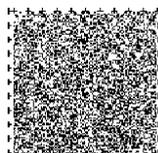
資料：地域づくり支援課（各年1月1日現在）

②民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数は、定数164人のなか、令和2（2020）年以降、150人前後で推移しています。

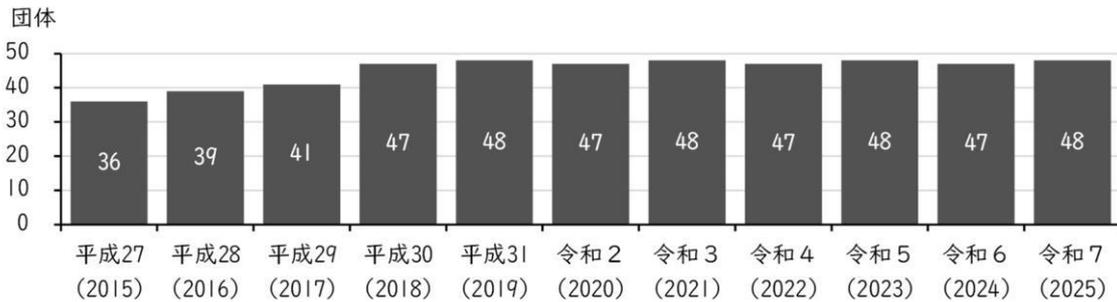


資料：高齢者・地域福祉課（各年4月1日現在）



③特定非営利活動法人（NPO 法人）数の状況

法人数は、平成 31（2019）年に 48 法人となって以降、ほぼ横ばいとなっています。

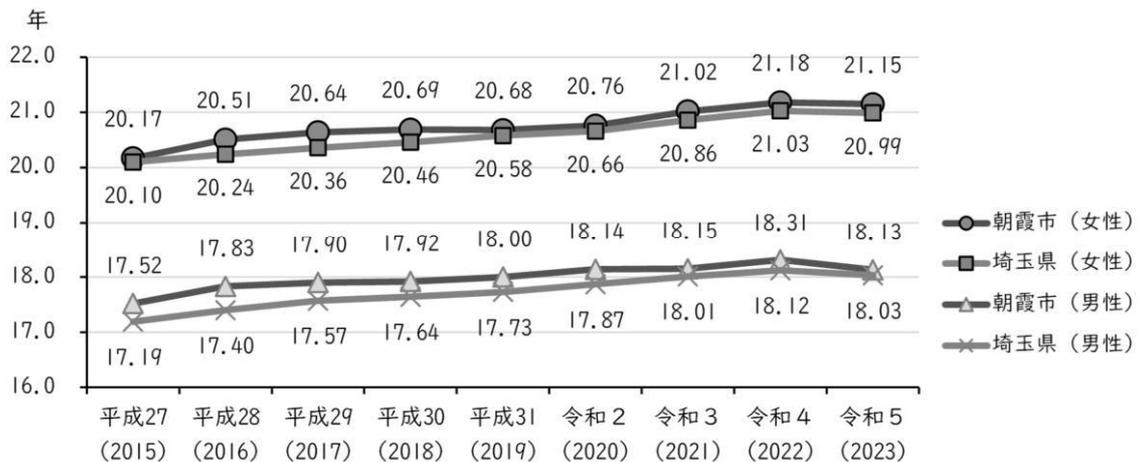


資料：地域づくり支援課（各年1月1日現在）

（8）健康

健康寿命*

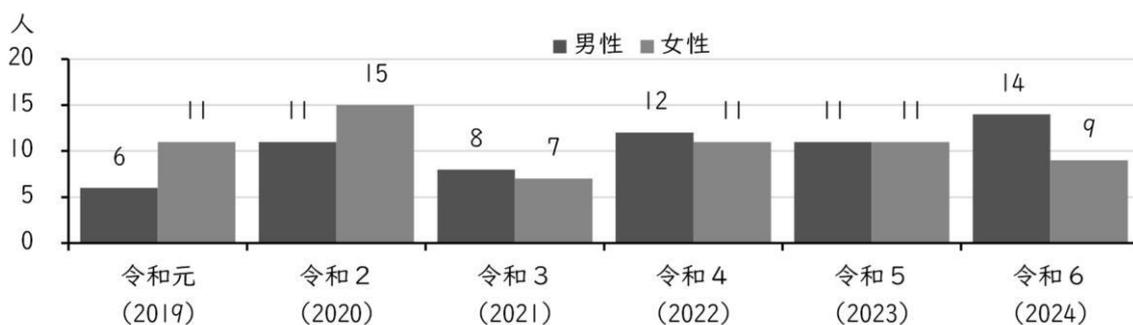
市の健康寿命は、男性、女性ともに上昇傾向にあり、県の数値を上回って推移しています。



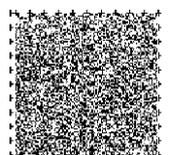
資料：埼玉県の健康寿命ソフト

自殺者数

本市の自殺者数は、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて、増減を繰り返しており、男女比はおおよそ同率となっています。



資料：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料



こどもの居場所とは

こどもたちが自己肯定感や生きる力を育むことができる場所で、家庭でもない、学校でもない、安心して過ごせる第3の居場所です。

物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も居場所であり、こども・若者本人が決めるものとされています。

朝霞市ではどんな居場所があるの？

●地域の取組

ふれあい推進事業、こども食堂、フードパントリー、フード・ドライブ、朝霞市青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会 など

●地域の居場所づくり・地域活動への参加促進

児童館、児童遊園地・公園、公民館、図書館、子育て支援センター、放課後子ども教室、プレーパーク など

●体験活動

夏休みの体験活動（学習講座・ボランティア活動）、農業体験、文化・芸術ワークショップ*、公民館・図書館・児童館の講座 など

●催事・イベント

彩夏祭、市民総合体育祭、文化祭、健康まつり、冬のあかりテラス、スポーツイベント、教室、映画会、コンサート、黒目川花まつり など



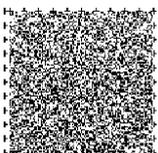
こども食堂



フード・ドライブ
キャンペーン



児童館 with こどもの居場所
ネット@はまさき児童館



第2節 アンケート調査に見る市の現状

1 調査の概要

本計画では、下記のとおりアンケート調査を行い、市民の意見等を伺いました。

■実施概要

種別	対象	調査方法	調査期間
市民調査	市内在住の18歳以上の方 (無作為抽出)	郵送配布・郵送回収及びWEBによる本人回答方式	令和6 (2024)年 11月8日(金) (児童生徒調査は11月15日(金))～ 11月29日(金)
児童生徒調査	市内の小学5年生、中学2年生、 高校2年生相当にあたる方		
専門職調査	市内で福祉・医療・介護または 教育・保育機関で業務を行う方 (代表者)		
団体調査	市内に組織されている 福祉関係団体の方(代表者)	郵送配布・郵送回収による本人回答方式	

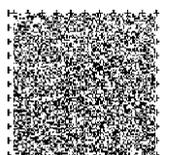
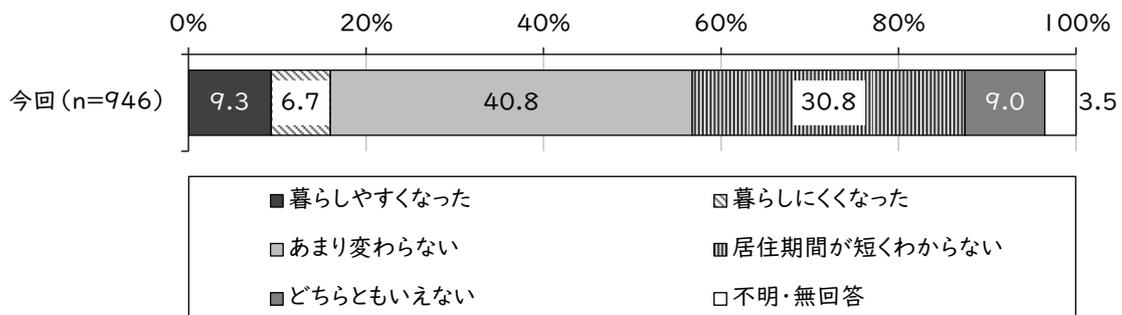
■回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
市民調査	3,000件	946件	31.5%
児童生徒調査	1,000件	341件	34.1%
専門職調査	450件	158件	35.1%
団体調査	83件	52件	62.7%

2 市民調査結果より

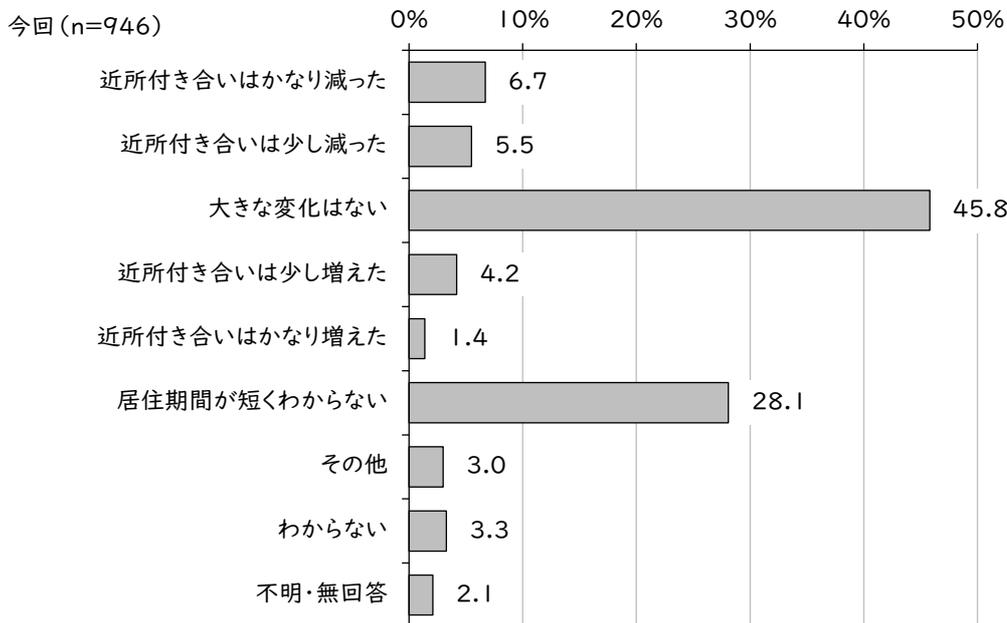
■5年前と比べた、暮らしやすさの変化

「あまり変わらない」が40.8%と最も高く、次いで「居住期間が短くわからない」が30.8%、「暮らしやすくなった」が9.3%となっています。



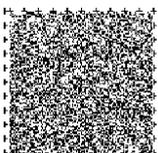
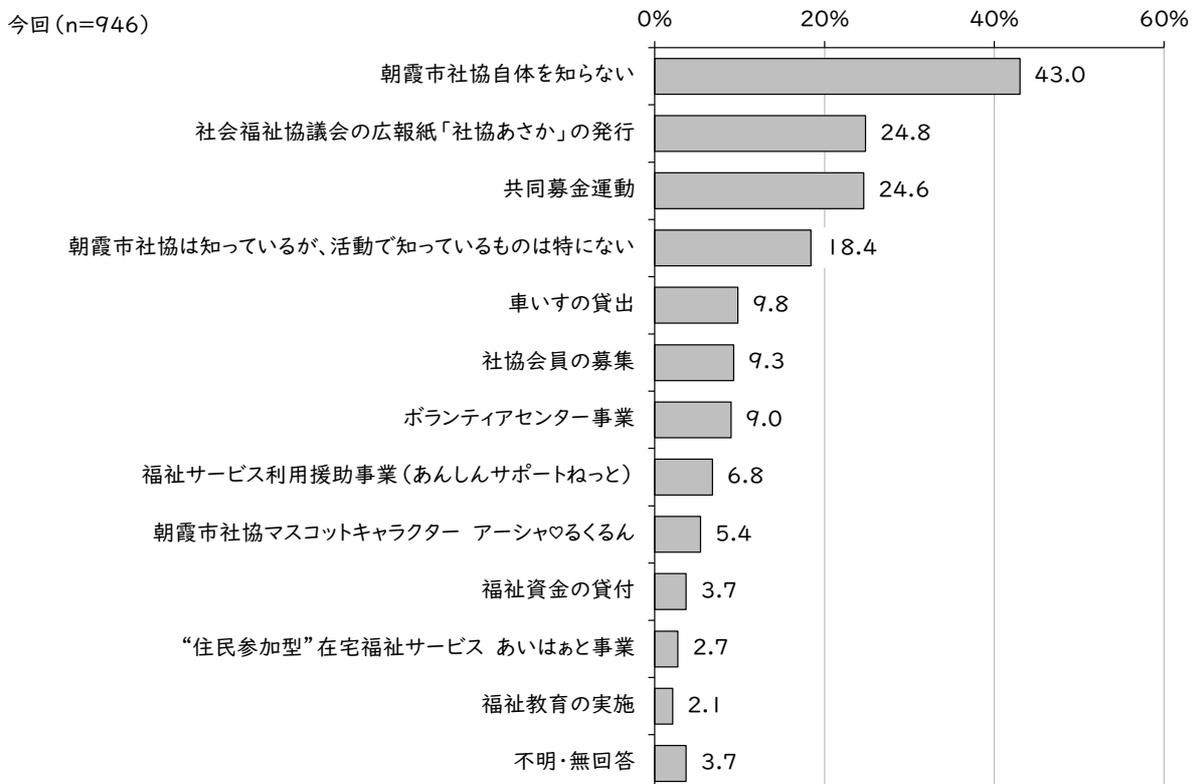
■ 5年前と比べた、普段の近所付き合いの変化

「大きな変化はない」が45.8%と最も高く、次いで「居住期間が短くわからない」が28.1%、「近所付き合いはかなり減った」が6.7%となっています。



■ 朝霞市社会福祉協議会（朝霞市社協）活動の認知度

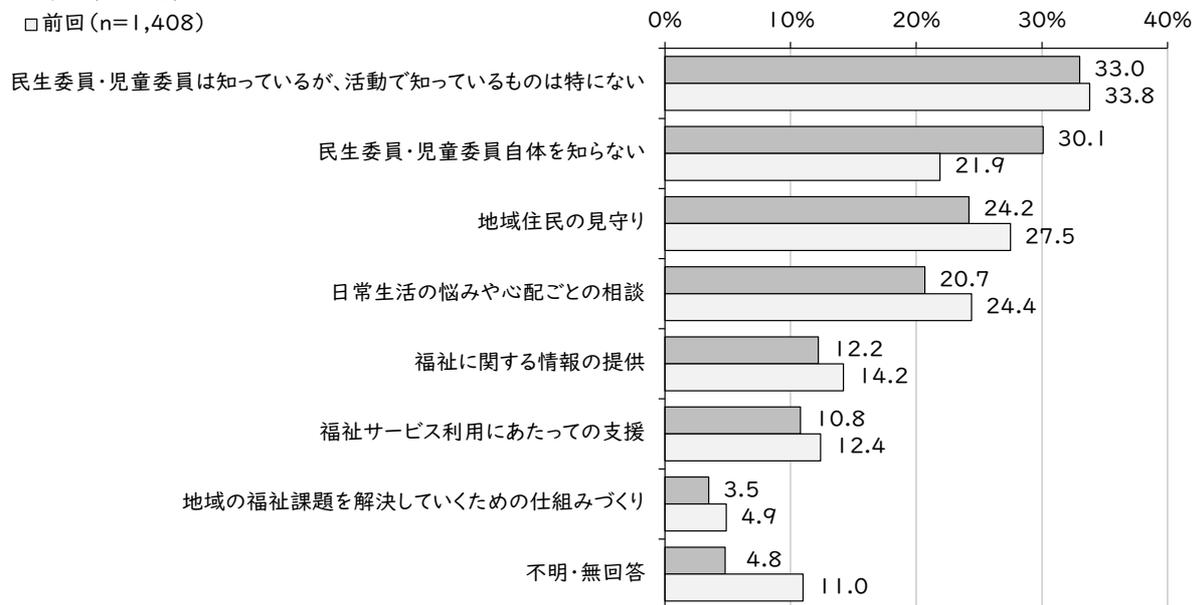
「朝霞市社協自体を知らない」が43.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙『社協あさか』の発行」が24.8%、「共同募金運動*」が24.6%となっています。



■民生委員・児童委員の活動の認知度

「民生委員・児童委員は知っているが、活動で知っているものは特にない」が33.0%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員自体を知らない」が30.1%、「地域住民の見守り」が24.2%となっています。前回調査*との比較では、「民生委員・児童委員自体を知らない」の割合が増加しています。

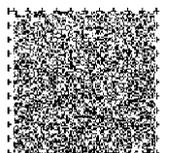
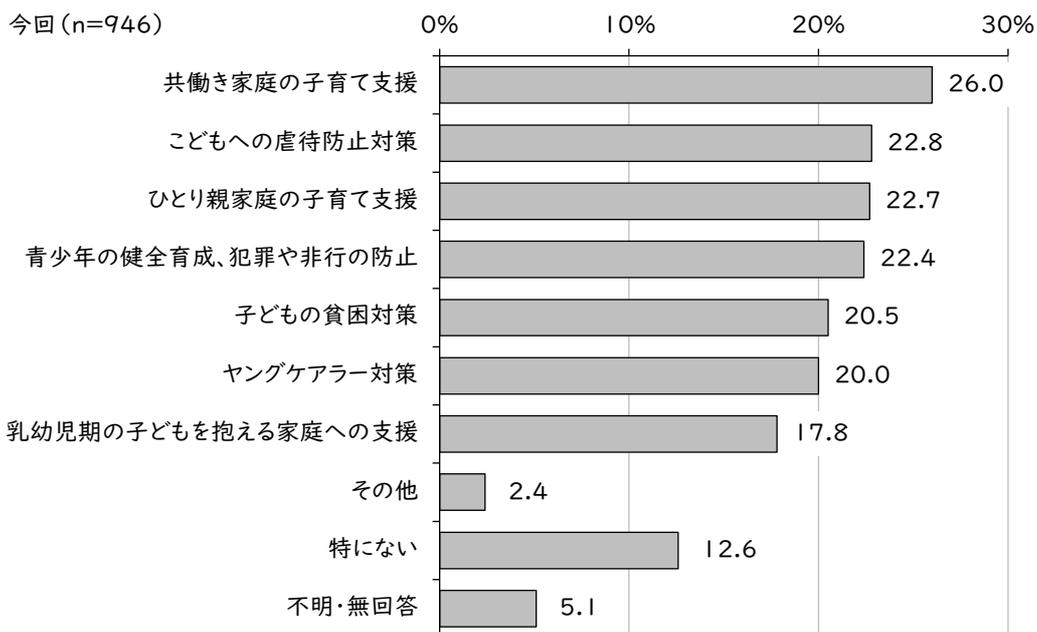
□今回(n=946)
□前回(n=1,408)



*前回調査:第4期計画策定のため、令和元年度に実施された調査のこと。(以下同様。)

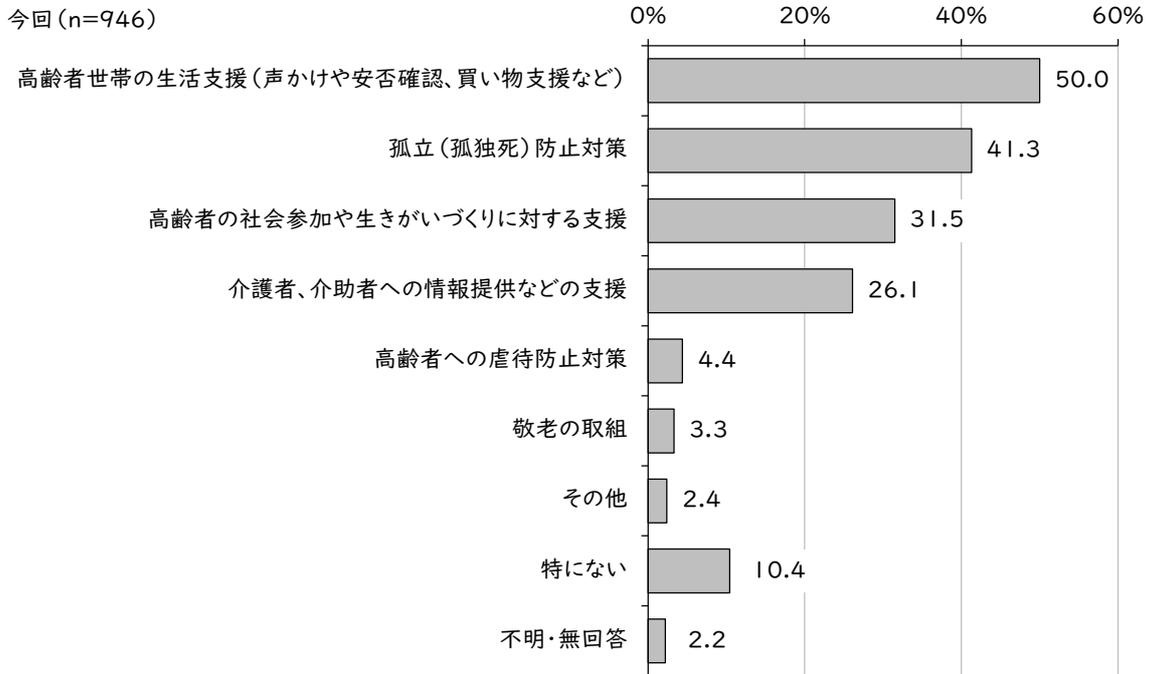
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【こども・若者支援】

「共働き家庭の子育て支援」が26.0%と最も高く、次いで「こどもへの虐待防止対策」が22.8%、「ひとり親家庭の子育て支援」が22.7%となっています。



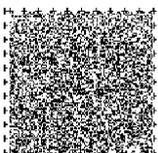
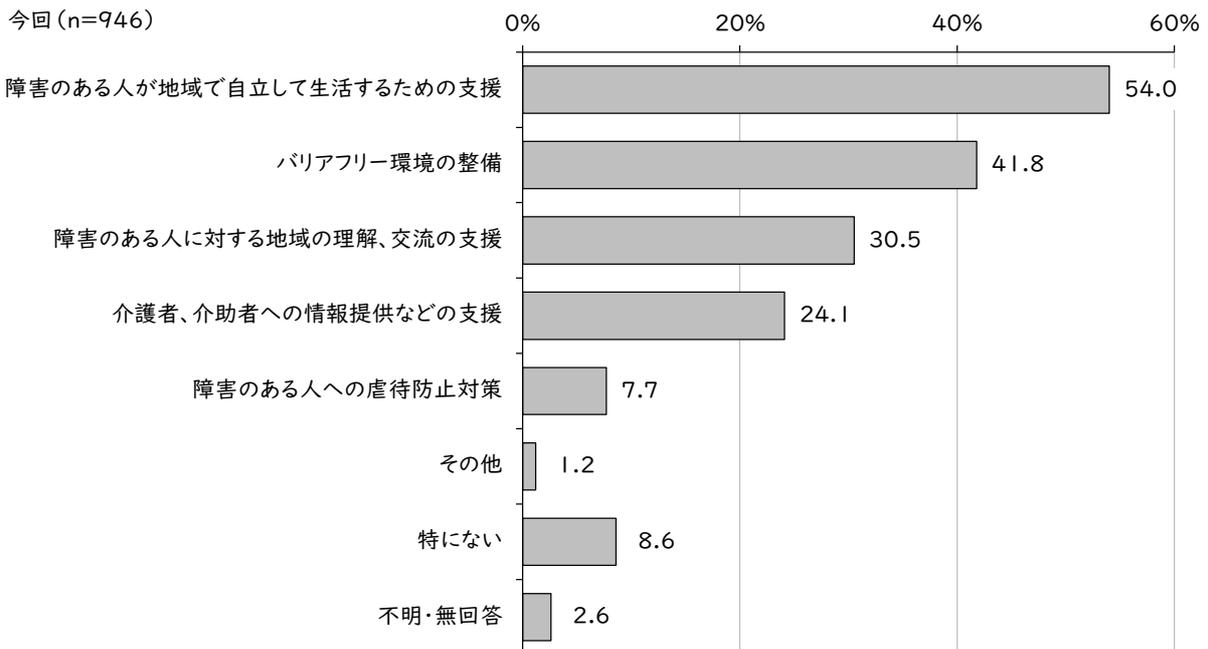
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【高齢者支援】

「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が 50.0%と最も高く、次いで「孤立（孤独死）防止対策」が 41.3%、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに対する支援」が 31.5%となっています。



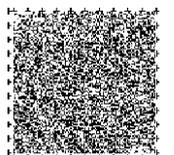
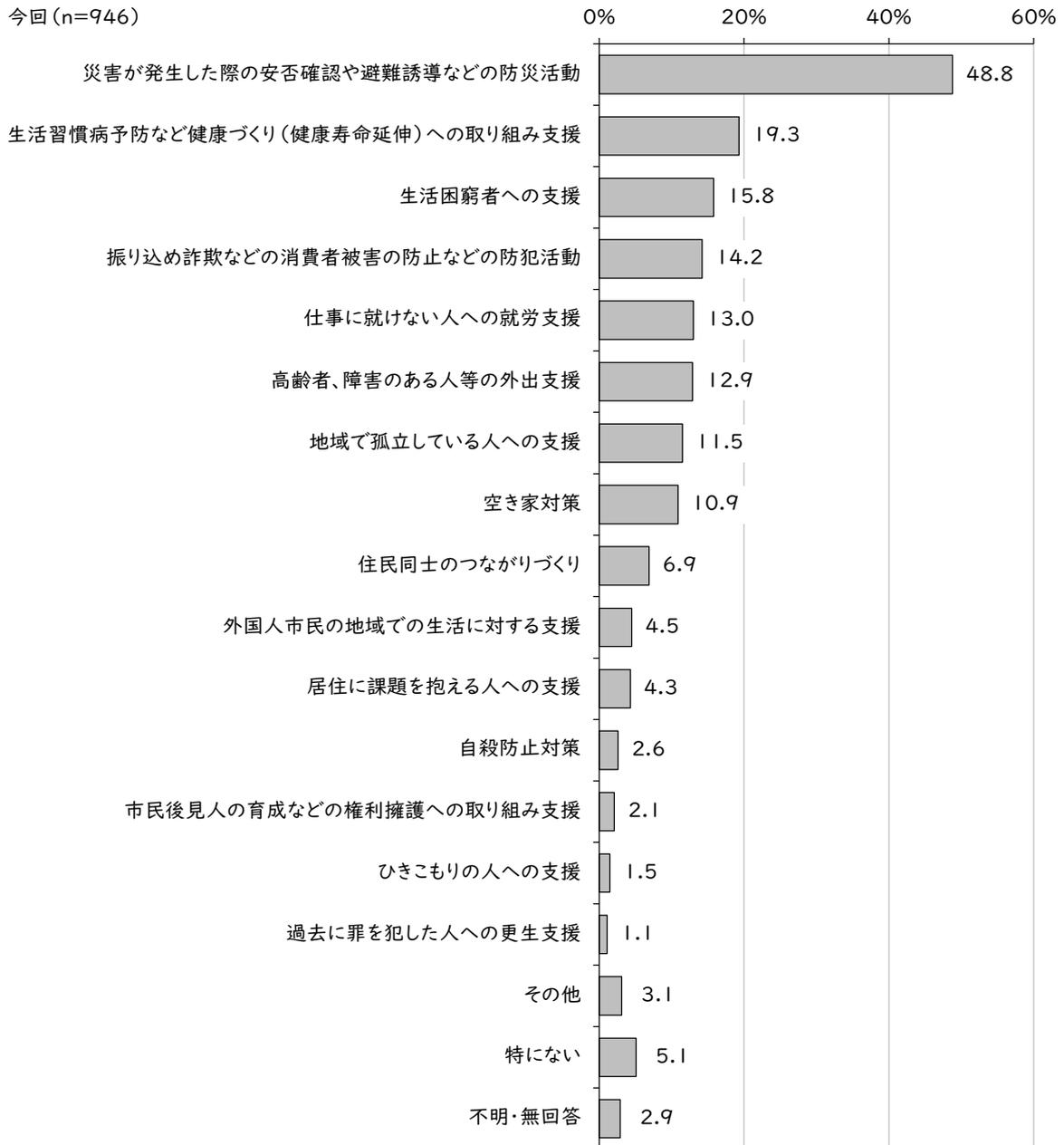
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【障害者支援】

「障害のある人が地域で自立して生活するための支援」が 54.0%と最も高く、次いで「バリアフリー*環境の整備」が 41.8%、「障害のある人に対する地域の理解、交流の支援」が 30.5%となっています。



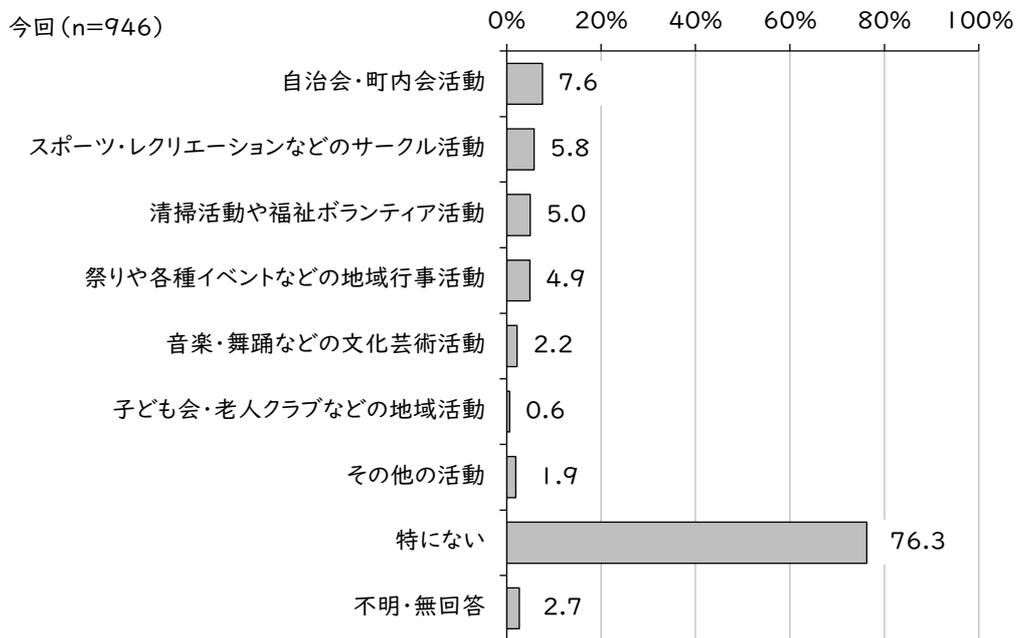
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【その他の支援】

「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が 48.8%と最も高く、次いで「生活習慣病予防など健康づくり(健康寿命延伸)への取り組み支援」が 19.3%、「生活困窮者への支援」が 15.8%となっています。



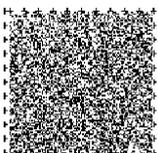
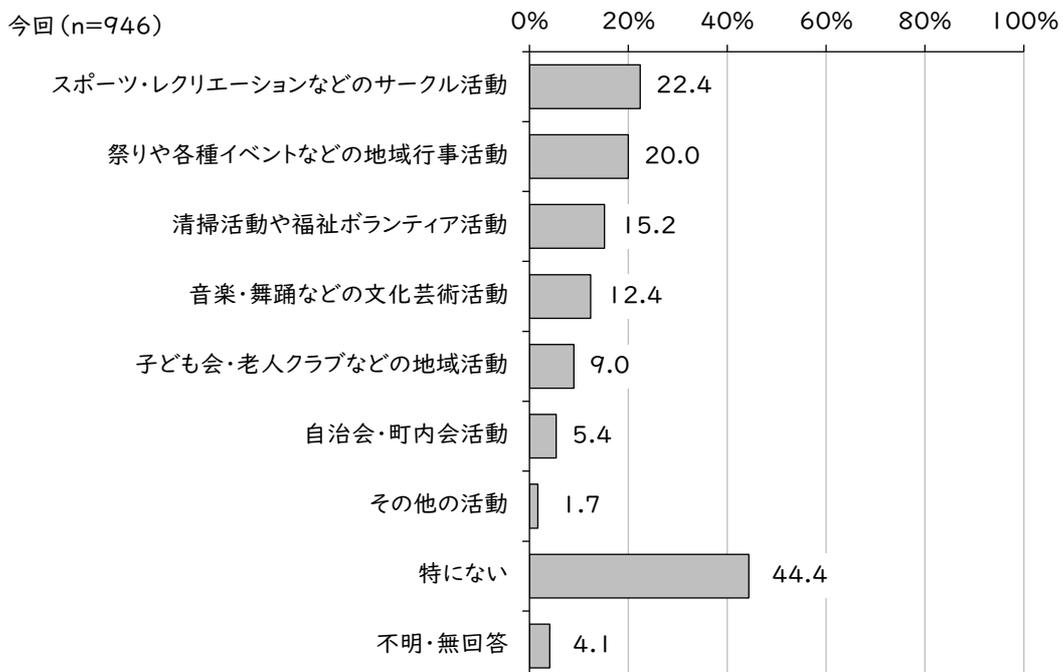
■コミュニティ活動への参加状況

「特にない」が76.3%と最も高く、次いで「自治会・町内会活動」が7.6%、「スポーツ・レクリエーションなどのサークル活動」が5.8%となっています。



■今後機会があれば、してみたいコミュニティ活動

「特にない」が44.4%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーションなどのサークル活動」が22.4%、「祭りや各種イベントなどの地域行事活動」が20.0%となっています。



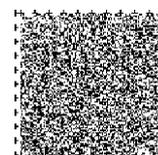
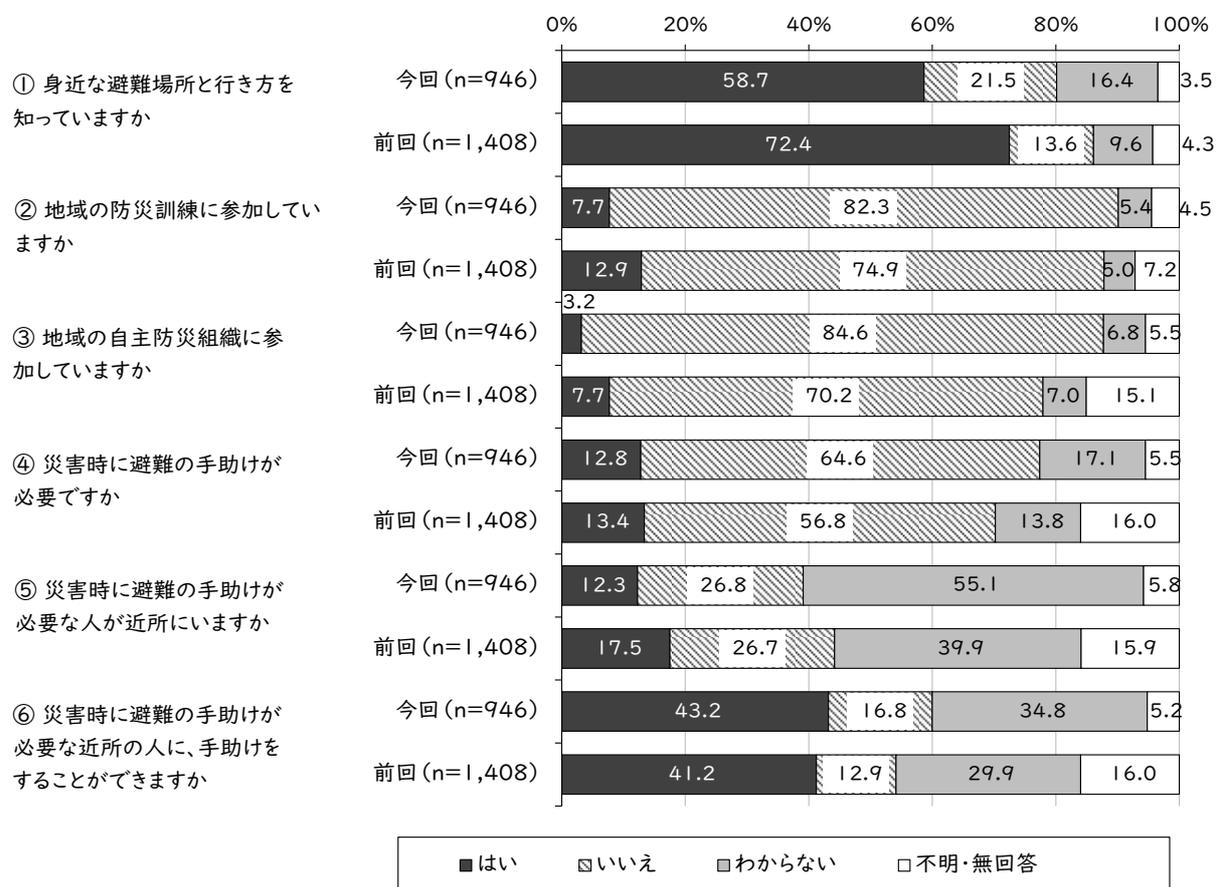
■防災活動について

〔① 身近な避難場所と行き方を知っていますか〕、〔⑥ 災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか〕で「はい」の割合が高くなっています。

一方、〔② 地域の防災訓練に参加していますか〕〔③ 地域の自主防災組織*に参加していますか〕〔④ 災害時に避難の手助けが必要ですか〕で「はい」の割合が低くなっています。

前回調査との比較では、〔① 身近な避難場所と行き方を知っていますか〕〔② 地域の防災訓練に参加していますか〕〔③ 地域の自主防災組織に参加していますか〕〔⑤ 災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか〕で「はい」の割合が低くなっています。また、特に〔⑤ 災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか〕では「わからない」の割合が高くなっています。

一方で、〔⑥ 災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか〕で「はい」の割合が4割台で微増となっています。



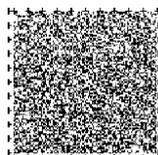
■手助けしていること、手助けしてほしいこと

「手助けしていること」については、いずれの項目も3%未満となっています。「手助けできること」については、〔① 安否確認の声かけ〕で4割台、〔② 話し相手〕〔④ 日用品などのちょっとした買い物〕〔⑤ 電球交換などのちょっとした作業〕〔⑥ ごみ出し〕〔⑫ 散歩の付き添い〕〔⑲ 近所のイベントの手伝い〕で3割台となっています。

「手助けしてもらいたいこと」については、〔⑯ 経済的な支援〕で2割台となっています。

前回調査との比較では、「手助けできること」で〔① 安否確認の声かけ〕〔⑱ 災害時・緊急時の手助け〕等で割合が低下する一方、その他多くの項目で増加しています。

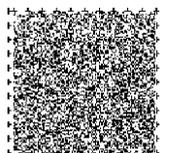
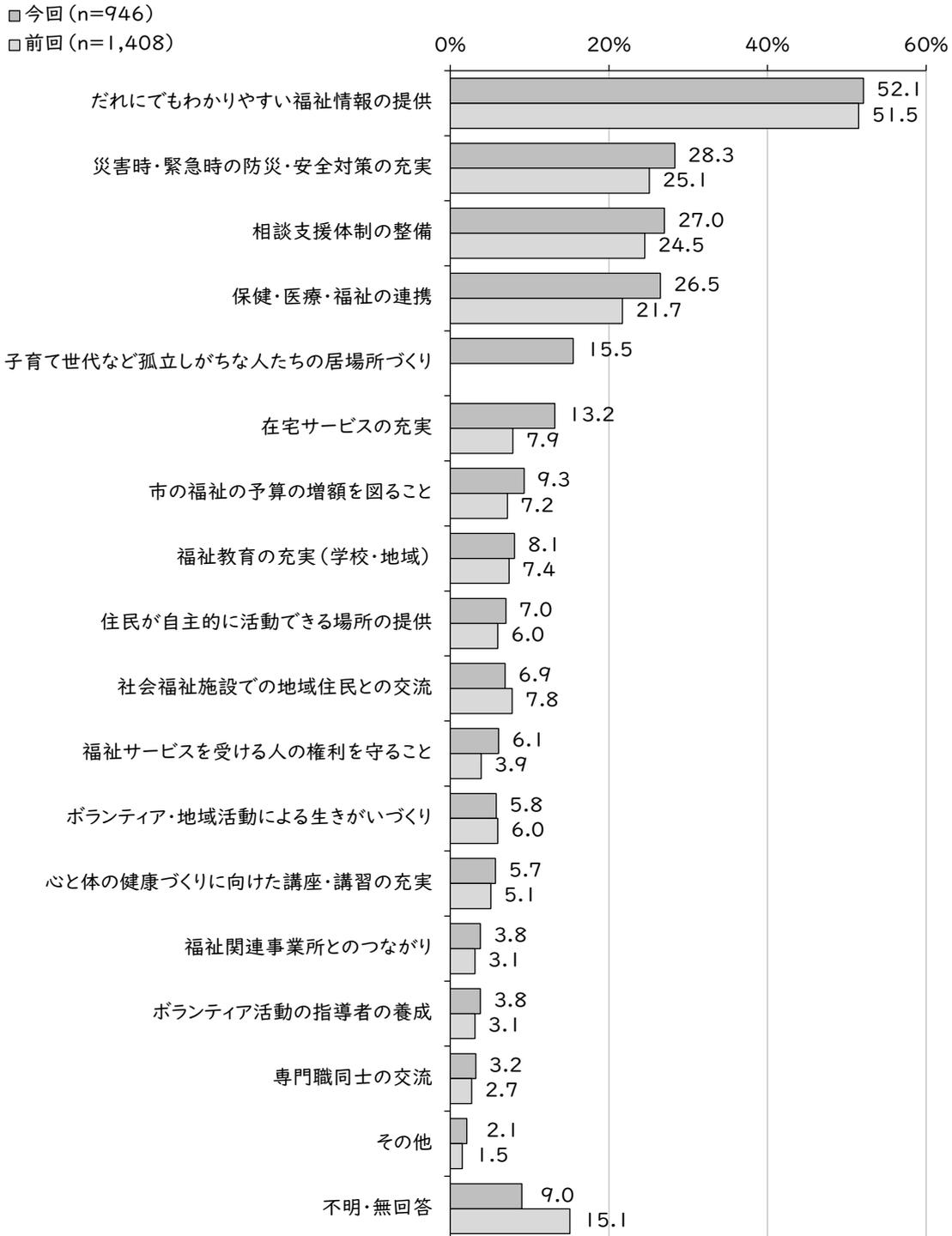
上段:今回 (n=946) 下段:前回 (n=1,408)		手 助 け し て い る こ と	で き 手 助 け こ と	も 手 助 け た い こ と	無 不 明 答 ・
① 安否確認の声かけ	今回	2.5	42.7	12.5	42.3
	前回	4.3	52.1	16.2	39.4
② 話し相手	今回	2.9	39.1	7.2	50.8
	前回	5.0	35.9	4.8	58.7
③ 困りごとなどの相談	今回	2.0	29.3	16.2	52.5
	前回	2.3	26.1	9.9	66.1
④ 日用品などのちょっとした買い物	今回	1.6	36.9	10.3	51.3
	前回	1.3	38.7	4.8	58.4
⑤ 電球交換などのちょっとした作業	今回	1.7	33.3	14.0	51.1
	前回	1.6	35.0	6.0	59.4
⑥ ごみ出し	今回	2.9	33.0	8.9	55.3
	前回	2.2	35.6	4.0	60.5
⑦ 家の中の掃除や洗濯	今回	2.1	23.6	12.2	62.2
	前回	1.5	16.8	3.3	79.6
⑧ 庭の手入れ	今回	2.1	22.8	11.2	63.8
	前回	1.2	16.5	4.0	79.3
⑨ 食事づくり	今回	1.7	21.4	12.2	64.8
	前回	0.8	12.9	3.9	83.6
⑩ 短時間の子どもの預かり	今回	1.1	24.2	10.3	64.5
	前回	1.3	18.7	6.9	76.0
⑪ 保育園・幼稚園の送迎	今回	1.1	23.5	9.2	66.3
	前回	1.0	14.8	5.6	80.0
⑫ 散歩の付き添い	今回	1.2	30.8	5.6	62.5
	前回	0.8	21.4	0.9	77.4
⑬ 通院の付き添い(送迎)	今回	0.7	21.7	12.7	64.9
	前回	0.8	12.9	6.0	81.5
⑭ 買い物の付き添い(送迎)	今回	1.3	22.5	10.5	65.8
	前回	-	-	-	-
⑮ 病気の時の看病	今回	1.4	15.0	16.2	67.4
	前回	0.8	8.9	5.4	86.2
⑯ 経済的な支援	今回	1.2	11.2	21.0	66.6
	前回	0.4	6.5	5.6	87.9
⑰ 防犯見回り、防災訓練などへの参加	今回	1.7	28.6	9.5	60.1
	前回	1.8	23.2	4.0	73.0
⑱ 災害時・緊急時の手助け	今回	1.0	29.1	18.2	51.8
	前回	0.9	38.2	14.4	55.0
⑲ 近所のイベントの手伝い	今回	1.8	32.7	5.2	60.4
	前回	1.8	26.8	1.6	71.1
⑳ その他	今回	0.5	4.0	2.1	93.3
	前回	0.3	1.2	0.4	98.4



■今後、福祉のまちづくりを進めるために必要だと思うこと

「だれにでもわかりやすい福祉情報の提供」が52.1%と最も高く、次いで「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」が28.3%、「相談支援体制の整備」が27.0%となっています。

前回調査との比較では、「保健・医療・福祉の連携」「在宅サービスの充実」で5ポイント前後増加しています。

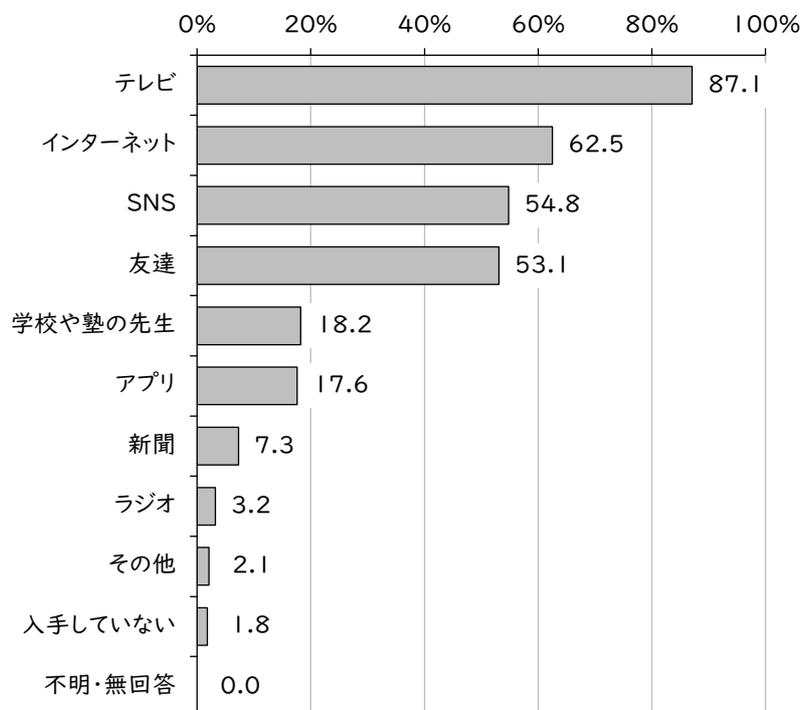


3 児童生徒調査結果より

■ニュースや情報の入手先・について

「テレビ」が 87.1%と最も高く、次いで「インターネット」が 62.5%、「SNS」が 54.8%となっています。

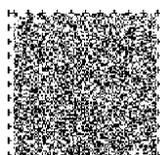
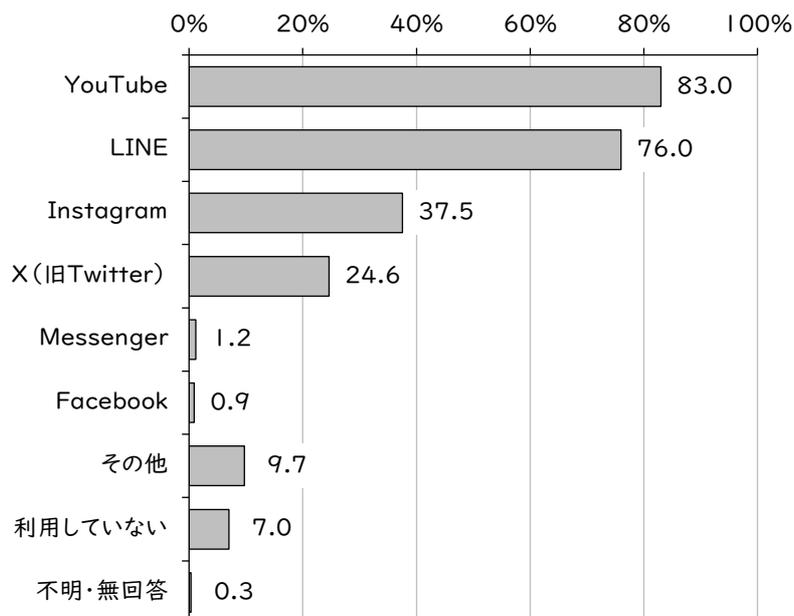
今回 (n=341)



■ふだん利用している SNS

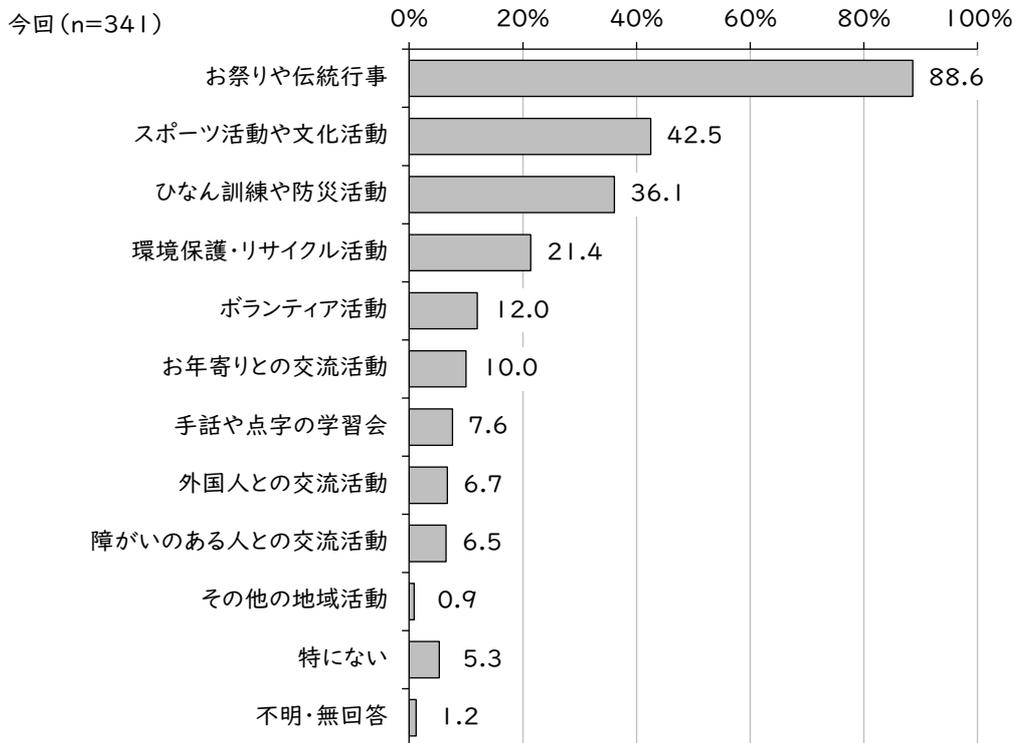
「YouTube」が 83.0%と最も高く、次いで「LINE」が 76.0%、「Instagram」が 37.5%となっています。

今回 (n=341)



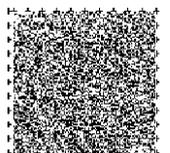
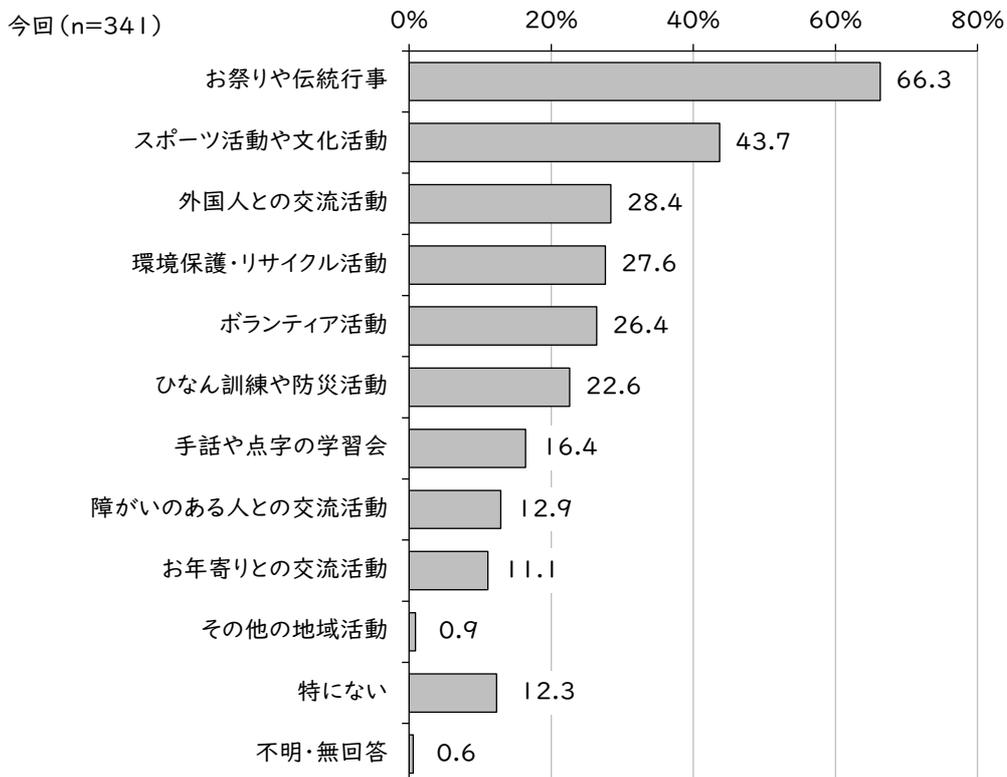
■今までに、地域で参加したことがある活動

「お祭りや伝統行事」が88.6%と最も高く、次いで「スポーツ活動や文化活動」が42.5%、「ひなん訓練や防災活動」が36.1%となっています。



■今後、地域で参加したいと思う活動

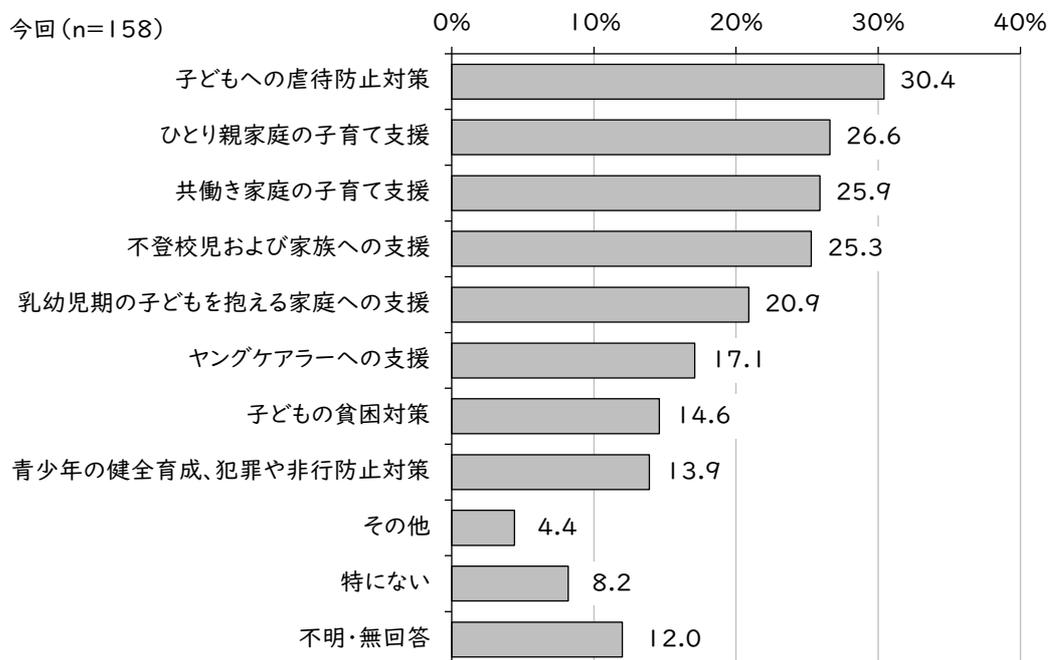
「お祭りや伝統行事」が66.3%と最も高く、次いで「スポーツ活動や文化活動」が43.7%、「外国人との交流活動」が28.4%となっています。



4 専門職調査結果より

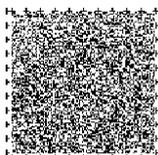
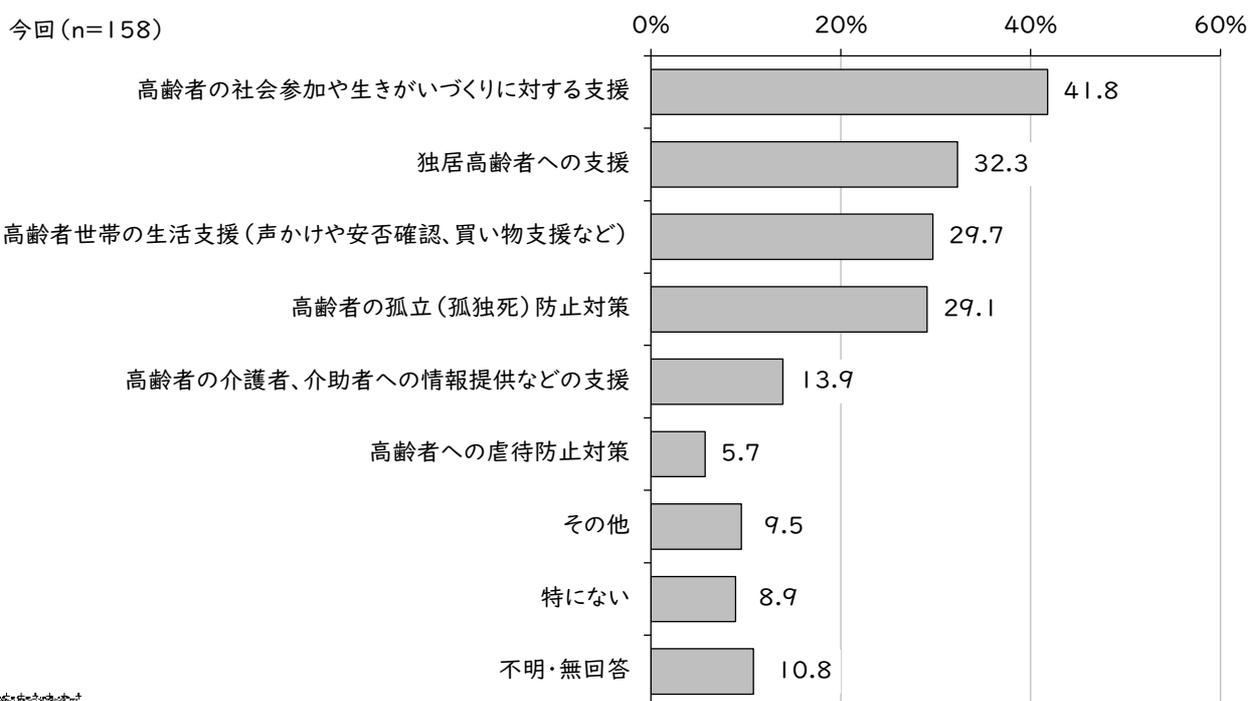
■最近、地域で気になる課題（こども・若者支援）

「子どもへの虐待防止対策」が30.4%と最も高く、次いで「ひとり親家庭の子育て支援」が26.6%、「共働き家庭の子育て支援」が25.9%となっています。



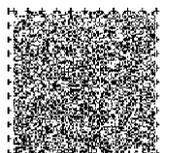
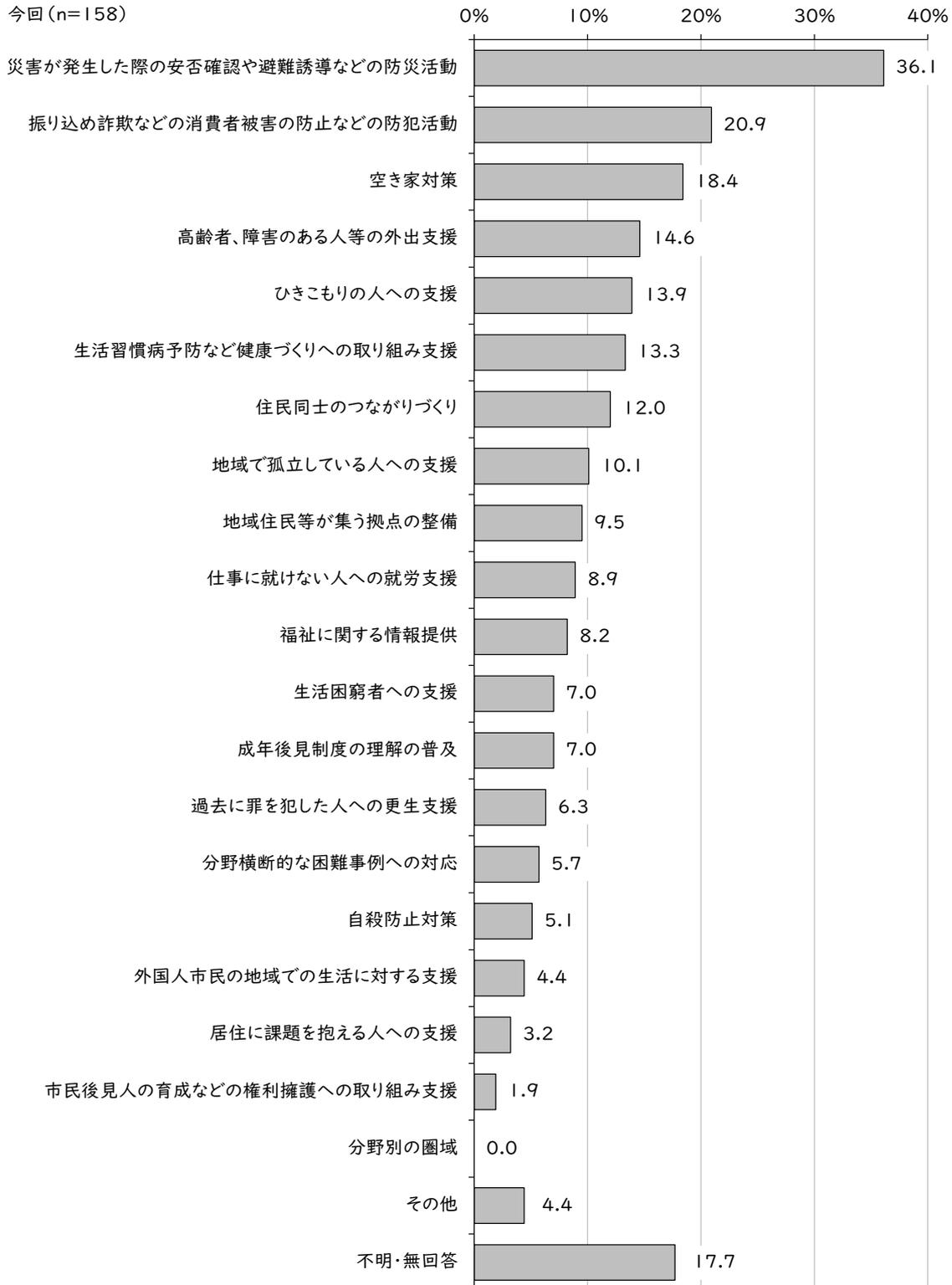
■最近、地域で気になる課題（高齢者支援）

「高齢者の社会参加や生きがいづくりに対する支援」が41.8%と最も高く、次いで「独居高齢者への支援」が32.3%、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が29.7%となっています。



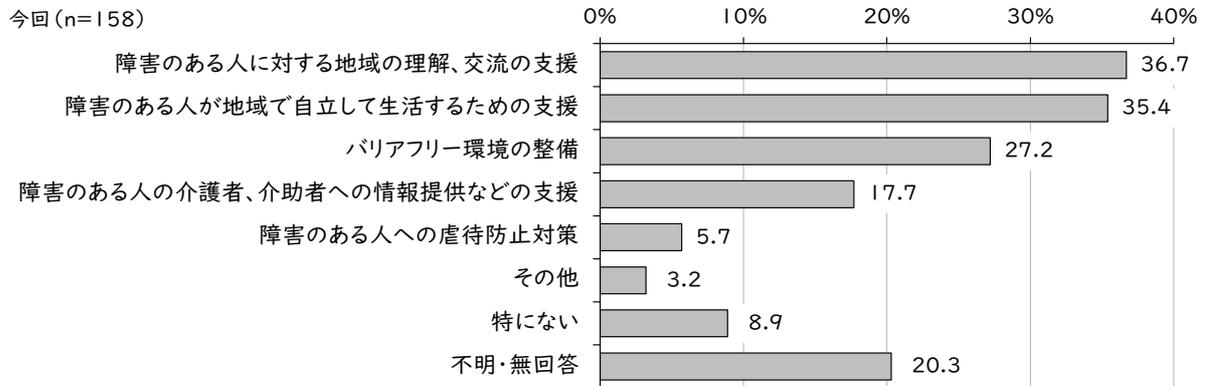
■最近、地域で気になる課題（子ども・若者、高齢者、障害者以外の支援）

「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が 36.1%と最も高く、次いで「振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動」が 20.9%、「空き家対策」が 18.4%となっています。



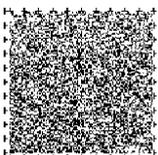
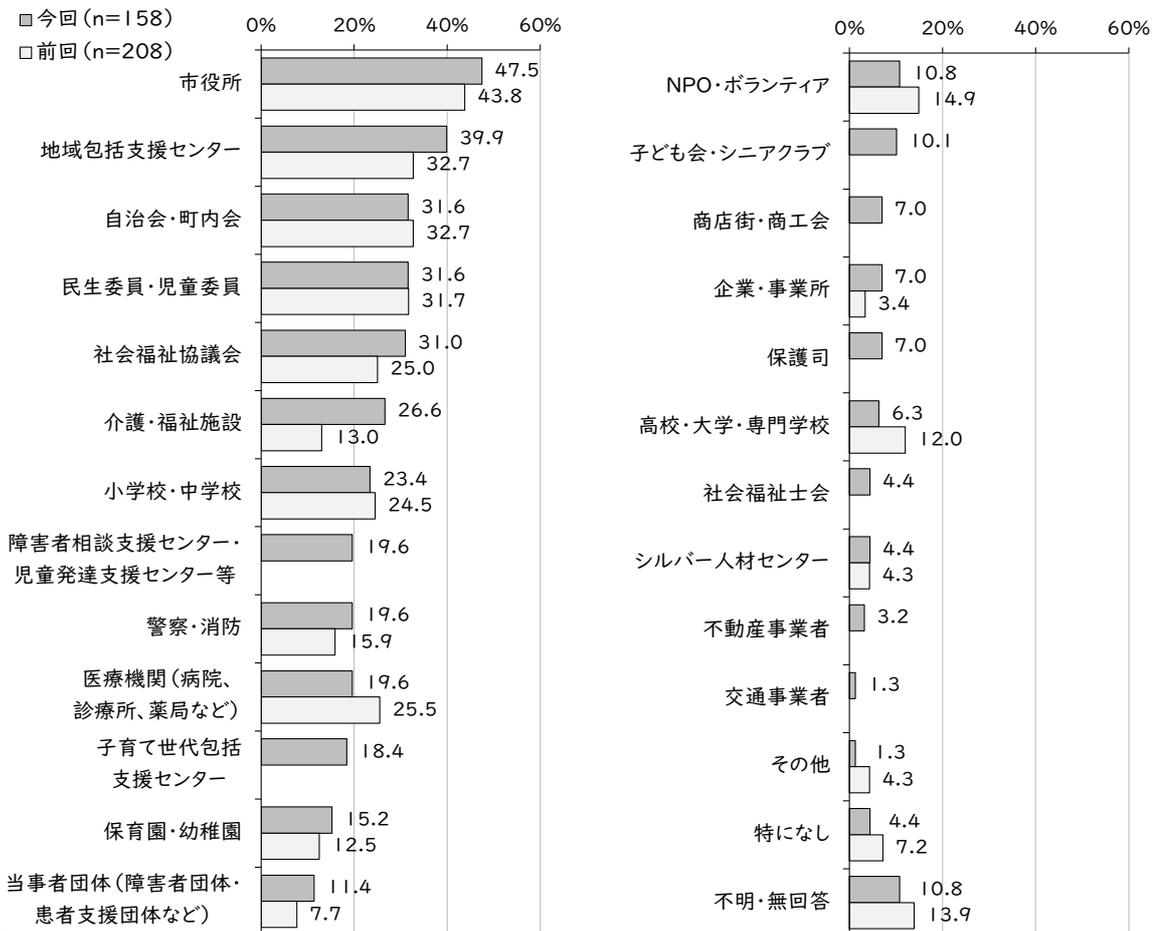
■最近、地域で気になる課題（障害者支援）

「障害のある人に対する地域の理解、交流の支援」が36.7%と最も高く、次いで「障害のある人が地域で自立して生活するための支援」が35.4%、「バリアフリー環境の整備」が27.2%となっています。



■今後、情報交換や連携を深めたい相手先

「市役所」が47.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が39.9%、「自治会・町内会」「民生委員・児童委員」が31.6%となっています。前回調査との比較では、「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」「介護・福祉施設」で5ポイント以上増加しています。



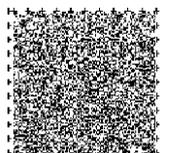
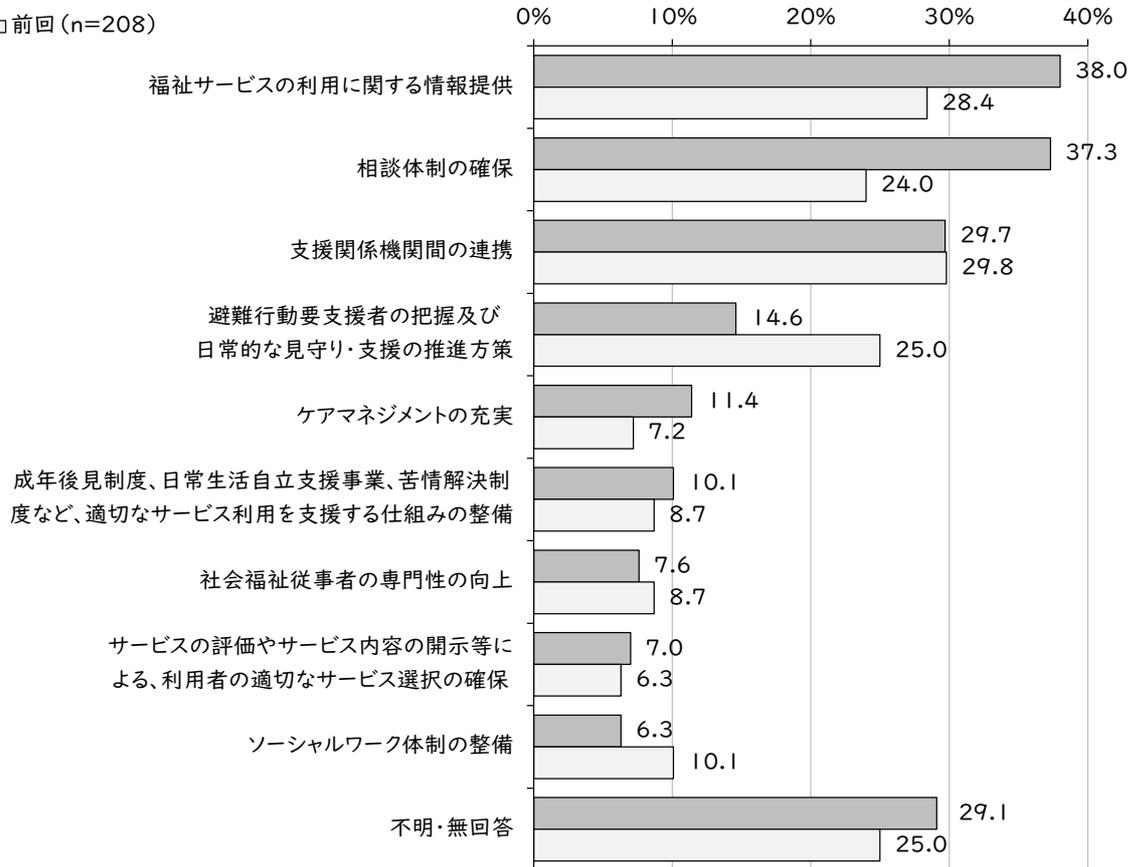
■福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項

「福祉サービスの利用に関する情報提供」が38.0%と最も高く、次いで「相談体制の確保」が37.3%、「支援関係機関間の連携」が29.7%となっています。

前回調査との比較では、「福祉サービスの利用に関する情報提供」「相談体制の確保」で10ポイント前後増加しています。

□今回 (n=158)

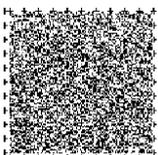
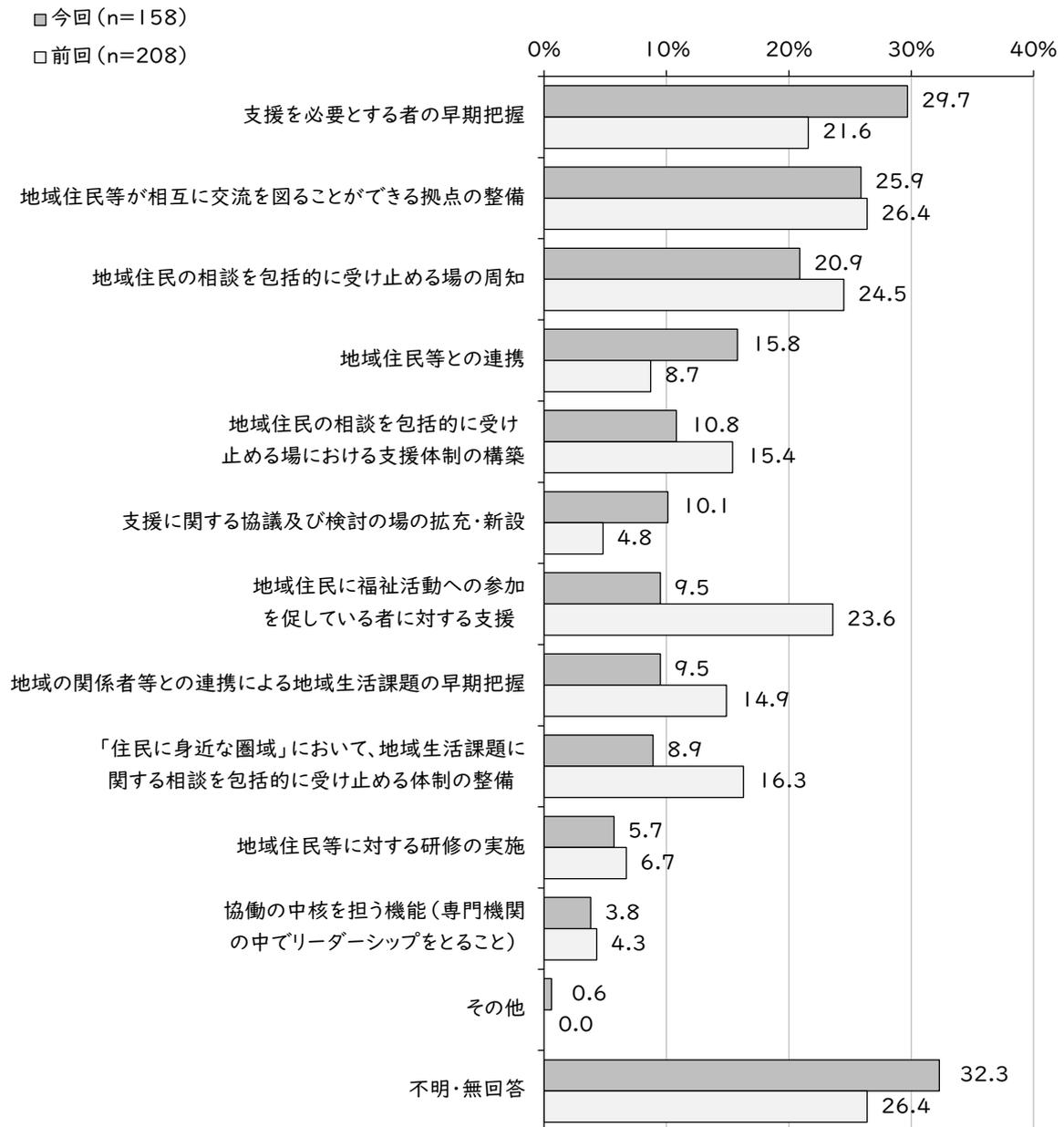
□前回 (n=208)



■包括的な支援体制整備に関して、優先的に取り組むべき事項

「支援を必要とする者の早期把握」が29.7%と最も高く、次いで「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が25.9%、「地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知」が20.9%となっています。

前回調査との比較では、「支援を必要とする者の早期把握」「地域住民との連携」「支援に関する協議及び検討の場の拡充・新設」の割合が増加しています。



5 団体調査結果より

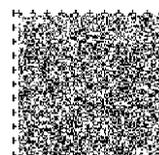
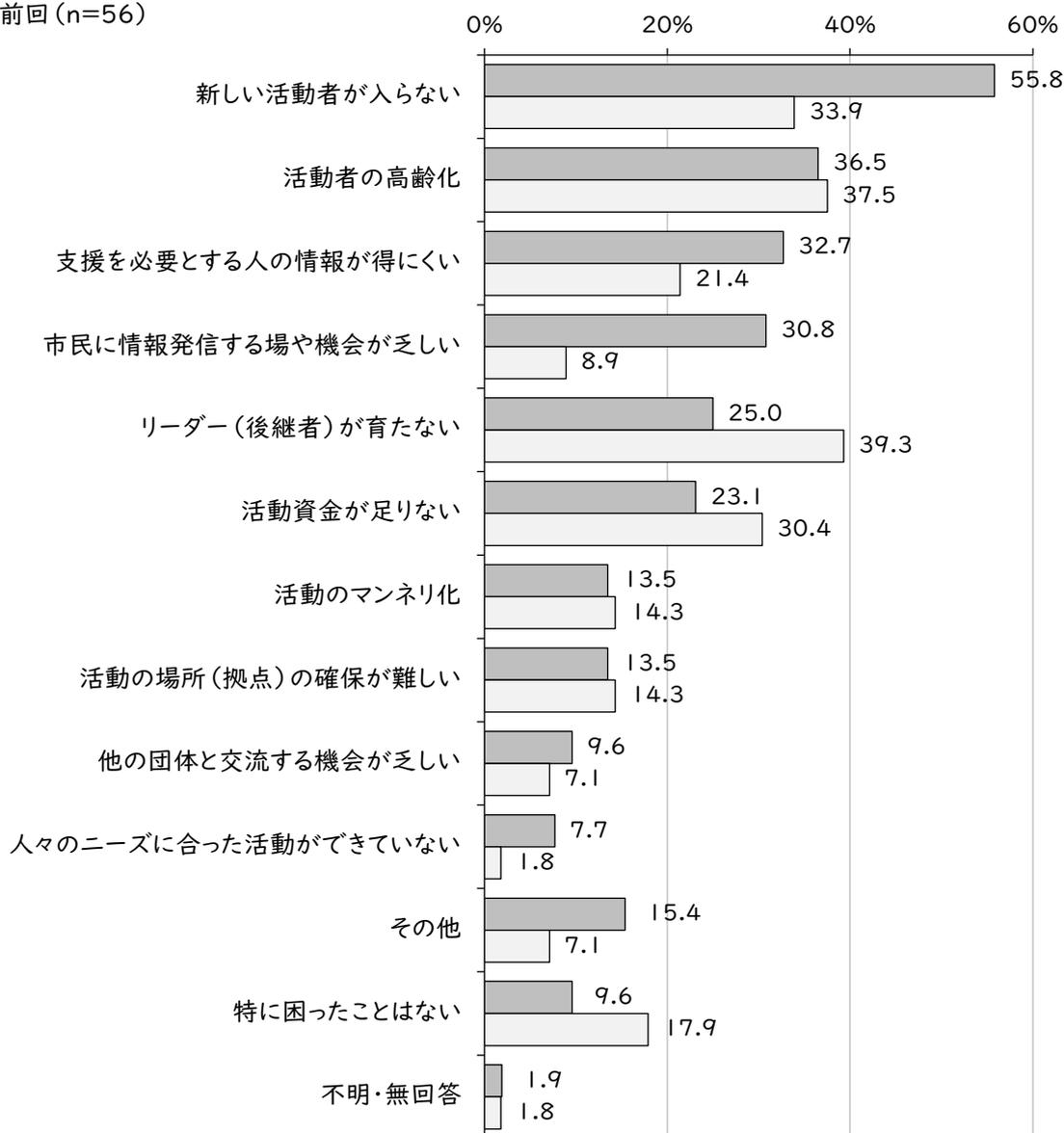
■団体活動を行う上で困っていること

「新しい活動者が入らない」が 55.8%と最も高く、次いで「活動者の高齢化」が 36.5%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が 32.7%となっています。

前回調査との比較では、「新しい活動者が入らない」「支援を必要とする人の情報が得にくい」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」「人々のニーズに合った活動ができていない」で増加しています。

■ 今回 (n=52)

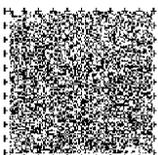
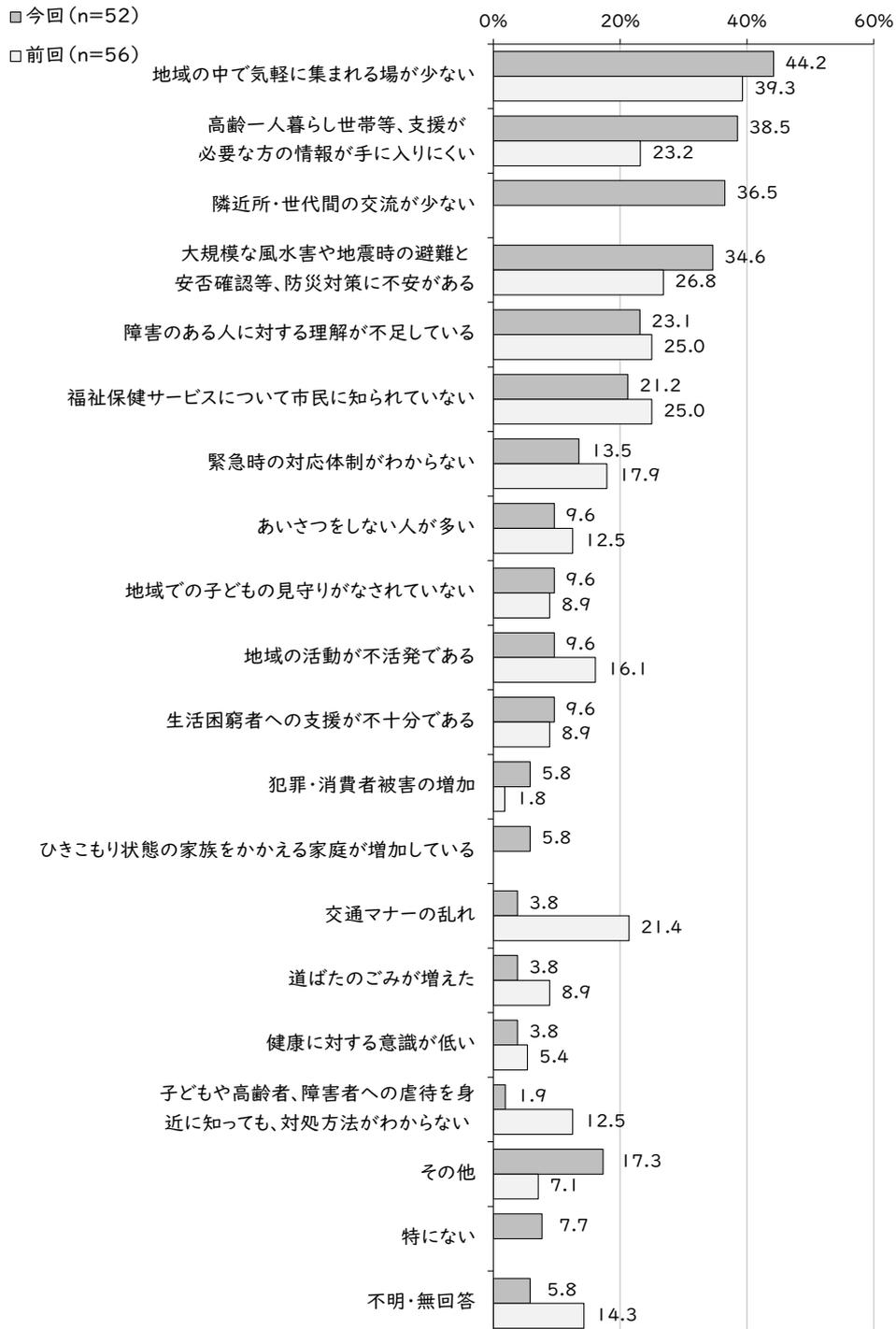
□ 前回 (n=56)



■活動を通じて感じる、地域の問題点や課題

「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が44.2%と最も高く、次いで「高齢一人暮らし世帯等、支援が必要な方の情報が手に入りにくい」が38.5%、「隣近所・世代間の交流が少ない」が36.5%となっています。

前回調査との比較では、「交通マナーの乱れ」「子どもや高齢者、障害者への虐待を身近に知っても、対処方法がわからない」で大きく減少する一方、「高齢一人暮らし世帯等、支援が必要な方の情報が手に入りにくい」「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」で大きく増加しています。



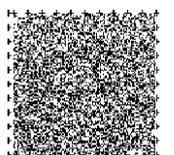
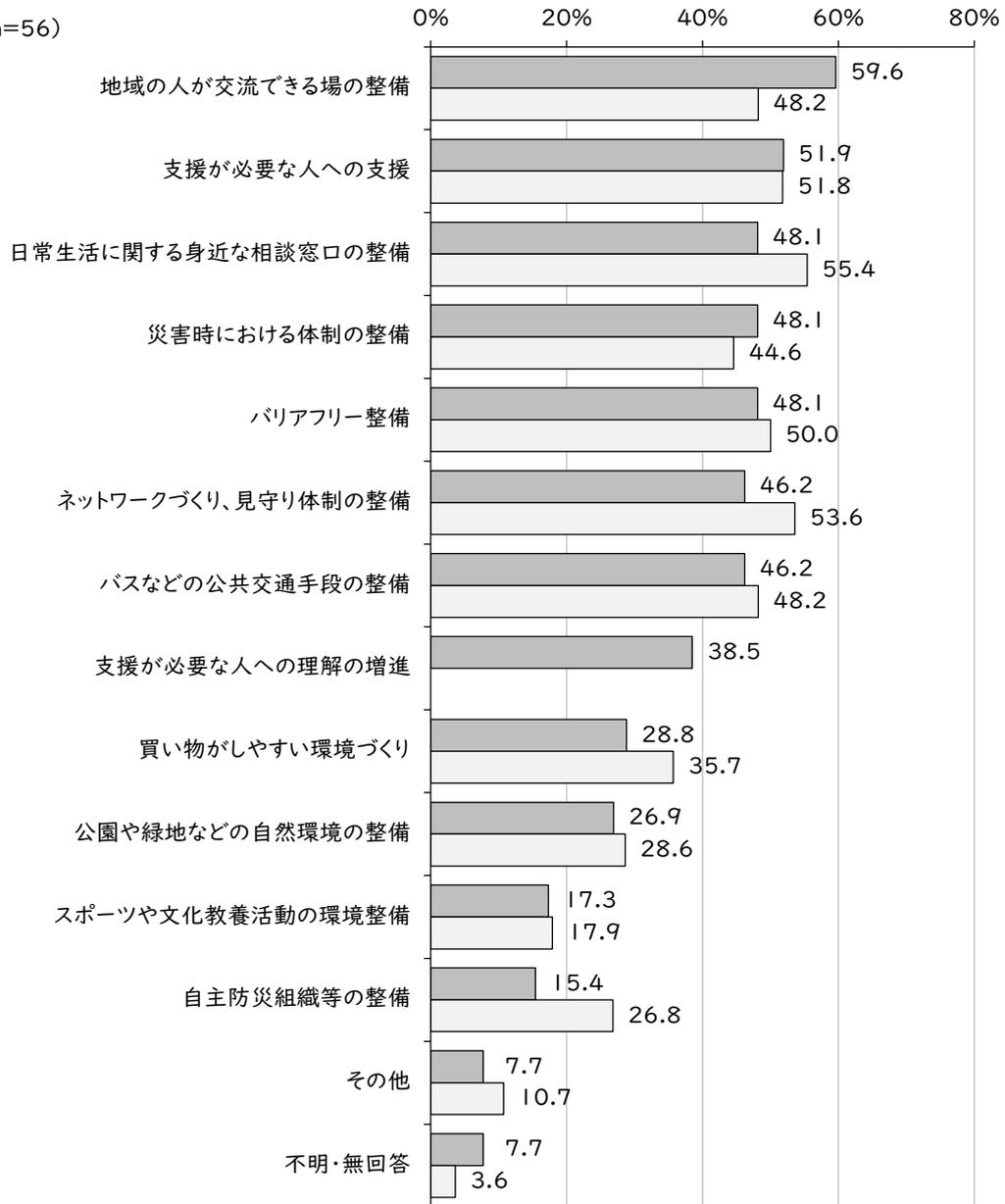
■すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと

「地域の人が交流できる場の整備」が59.6%と最も高く、次いで「支援が必要な人への支援」が51.9%、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」「災害時における体制の整備」「バリアフリー整備」が48.1%となっています。

前回調査との比較では、「自主防災組織等の整備」で10ポイント以上減少する一方、「地域の人が交流できる場の整備」で10ポイント以上増加しています。

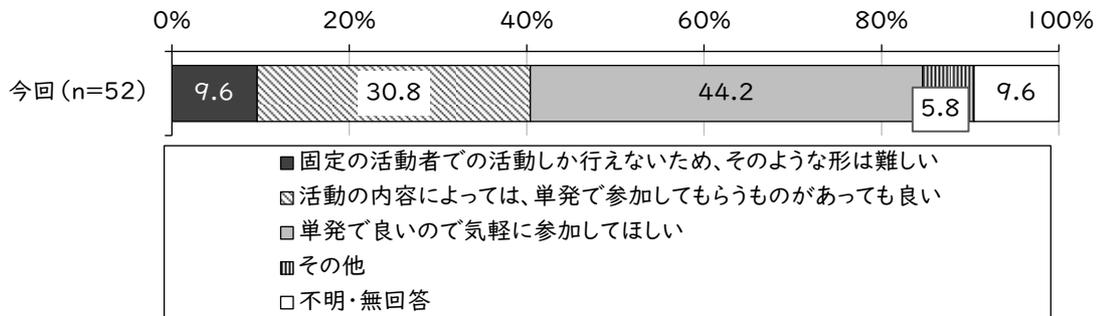
□今回(n=52)

□前回(n=56)



■市民の方が団体の活動に単発で参加することについて

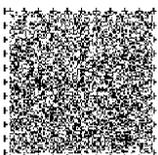
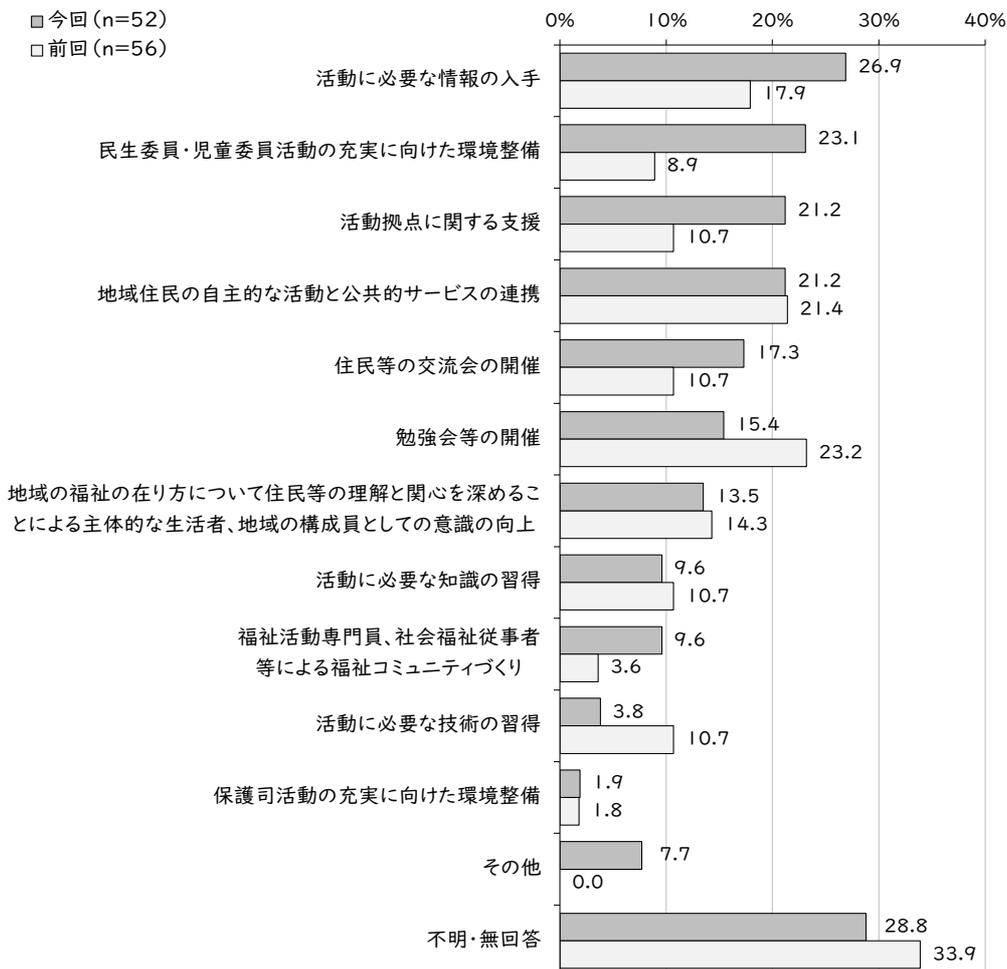
「単発で良いので気軽に参加してほしい」が44.2%と最も高く、次いで「活動の内容によっては、単発で参加してもらうものがあるのも良い」が30.8%、「固定の活動者での活動しか行えないため、そのような形は難しい」が9.6%となっています。



■地域福祉に関する活動への住民の参加促進のために、優先的に取り組むべき事項

「活動に必要な情報の入手」が26.9%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」が23.1%、「活動拠点に関する支援」「地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携」が21.2%となっています。

前回調査との比較では、「活動に必要な情報の入手」「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」「活動拠点に関する支援」「住民等の交流会の開催」「福祉活動専門員、社会福祉従事者等による福祉コミュニティづくり」で増加しています

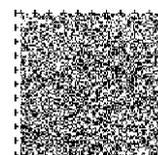


第3節 地域懇談会に見る市の現状

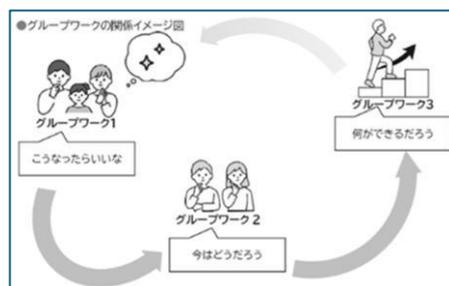
本計画の策定にあたり、市民の方が普段の地域生活の中で感じていることや、地域で課題と感じていることを伺い、それらに対して自助、互助の観点で意見を出し合うことで、計画における取組の参考とすることを目的として実施しました。

■実施日時・場所・参加人数

日時	場所	参加人数
令和6（2024）年 11月26日（火）14：00～16：00	根岸台市民センター	17人
11月27日（水）14：00～16：00	膝折市民センター	15人
11月28日（木）14：00～16：00	宮戸市民センター	18人
12月5日（木）14：00～16：00	産業文化センター	20人
12月6日（金）18：30～20：30	コミュニティセンター（中央公民館内）	22人
12月7日（土）10：00～12：00	総合福祉センター（はあとぴあ）	14人



グループワーク①	<p>テーマ「5年後の朝霞市 ～こうなったらいいな～」</p> <p>5年後の朝霞市が「こうなったらいいな」というイメージを付箋に書いたのち、内容をグループ内で共有しました。</p>
グループワーク②	<p>テーマ「2024年の朝霞市 ～今の朝霞市はこんなまち～」</p> <p>グループワーク①で出た意見の「現在の状況」をグループ内で共有し、将来の姿と現在の状況に違いがあれば、どのような違いがあるかを深掘りしました。</p>
グループワーク③	<p>テーマ「『こうなったらいいな』を目指して ～何ができるだろう?～」</p> <p>グループワーク①で話した地域にしていきたいために、どのようなことができるかを付箋に書き出し、内容をグループ内で共有しました。さらに、書いた内容を「自分を含めた近隣住民ができること」・「組織的に取り組むこと」に分類しました。</p>



■実施結果

テーマ別の主な意見

テーマ 近所付き合い・見守り・交流の場

こうなったらいいな

- ・災害時助けてくれる人がいる
- ・困ったとき気軽に頼れる人がいる
- ・ボールで遊べる公園が増加
- ・サロンに多くの男性が参加している

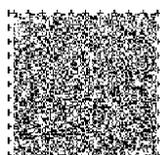


今の朝霞市はこんなまち

- ・交流の場の情報が少ない
- ・こどもの遊び場が少ない
- ・男性が一人で参加できるイベントや場が少ない

何ができるだろう?

- ・自分から近所の人とあいさつをする
- ・近所でお互いに協力し合う(見守り・ゴミ出し)
- ・助けが必要な人がいたら、支援先につなげる
- ・徒歩圏内、ご近所で集まれる場所をつくる



テーマ

交通移動

こうなったらいいな

- ・気軽に利用できる交通手段が増える
- ・歩きやすく安全な歩道が増える
- ・出かけた際にちょっと休憩できる場所が市内が増える



何ができるだろう？

- ・交通ルールを守る
- ・車の乗り合わせなど、近所で声掛けをする
- ・自分で歩けるように、健康事業に参加する
- ・地域の企業や事業所に働きかけ協力してもらう

今の朝霞市はこんなまち

- ・交通マナーを守る人が多い
- ・バス、タクシーが来ない
- ・坂道や段差、狭い道が多い
- ・移動支援の人手不足

テーマ

子育て・こども・若者支援

こうなったらいいな

- ・子育て支援団体と自治体の連携が充実している
- ・子育てしやすい街 No.1
- ・こどもが外で安全に遊べる場所が増える

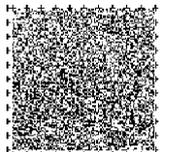


何ができるだろう？

- ・子育て中の世帯に対して、手助けをする
- ・子育てに悩む人に声を掛ける
- ・こどもの体験をサポート
- ・自分が経験した知識をこどもに伝える

今の朝霞市はこんなまち

- ・子育て支援団体が多いが、自治体とつながりが少ない
- ・ベビーカーが通りにくい
- ・下校時に家の外に出て、見守ってくれている人がいる



テーマ

障害児・者支援

こうなったらいいな

- ・障害をもつ子の親が気分転換できる支援が充実する
- ・様々な障害への理解が進む
- ・障害をもつ親が気軽に相談できる場所がある



何ができるだろう？

- ・手話の勉強をする
- ・イベント等に参加し、障害のある方との交流の機会をつくる

今の朝霞市はこんなまち

- ・近所の付き合いが少なく、個人情報の扱いも厳しくなったので、近所に住んでいる人の情報がわからない

テーマ

高齢者・健康

こうなったらいいな

- ・健康的なまちづくりに取り組む
- ・高齢者が社会参加できる
- ・ワンストップサービスの総合相談窓口が増える
- ・高齢者の移手段が増える

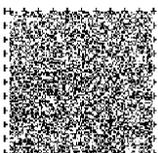


何ができるだろう？

- ・近所に友人をつくり、一緒に外出する機会を増やす
- ・活動する場所を徐々に増やしていく
- ・サロンの参加者を増やすため、活動について発信し、つながりづくりを行う

今の朝霞市はこんなまち

- ・介護、介護予防に対する意識は高いが、行動に至らない
- ・サロンやクラブ、サークル活動はあるが、新規参加しにくい
- ・支援につながるまでのハードルが高い



テーマ

防犯・防災



こうなったらいいな

- ・災害に強い街になる
- ・照明を増やして、夜間でも安心できる街になる
- ・近隣住民同士に挨拶が増えることで不審者が減る

何ができるだろう？

- ・地域で防犯意識を高める
- ・災害時に集合できる場所を確保しておく
- ・こどもや若い世代にも防災活動（火の用心の見回り活動）に参加してもらう

今の朝霞市はこんなまち

- ・空き家が増えている
- ・詐欺の電話が多い
- ・街灯が少なく暗い場所がある

テーマ

情報



こうなったらいいな

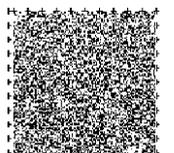
- ・必要な情報が簡単に取得できるようになる
- ・町内会へ加入することのメリットが発信できる
- ・スマホの使い方を学べる機会や場所が増える

何ができるだろう？

- ・デジタルツールと紙媒体の両方を使った周知を行う
- ・スマホ、IT 教室を開催する
- ・情報を得るために、地域の場に参加する
- ・加入している町内会の良さを PR する

今の朝霞市はこんなまち

- ・情報がデジタル化され、情報収集が難しい
- ・町内会に入りたいと思える情報を発信できていない



テーマ

地域活動

こうなったらいいな

- ・市民活動やボランティアに気軽に参加する人が増える
- ・地域に地区社協が設置される
- ・教育、学校と地域連携した活動が増える



何ができるだろう？

- ・福祉についての理解を深め、自分にできることを知る
- ・自分の住んでいる地域に興味をもち、得た情報を他の人に発信していく
- ・福祉活動の団体が集まれる拠点をつくる

今の朝霞市はこんなまち

- ・多くの活動団体があるが、団体の情報が行き届いていない
- ・子ども、高齢者、障害者など、対象別の集まりがある

テーマ

まちづくり

こうなったらいいな

- ・住民主体の見守りと、制度に基づく見守り体制の両方が充実する
- ・年齢や性別、国籍に関係なく生き生きと過ごせるまち
- ・支援が必要な人が気軽に周りに頼れるまち

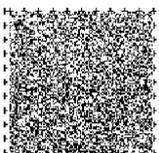


何ができるだろう？

- ・落ち葉掃きや雪かき等、自分が協力できることを地域で行う
- ・外国の方を助ける場所づくりを行う
- ・地域懇談会のような、話す場を増やしていく

今の朝霞市はこんなまち

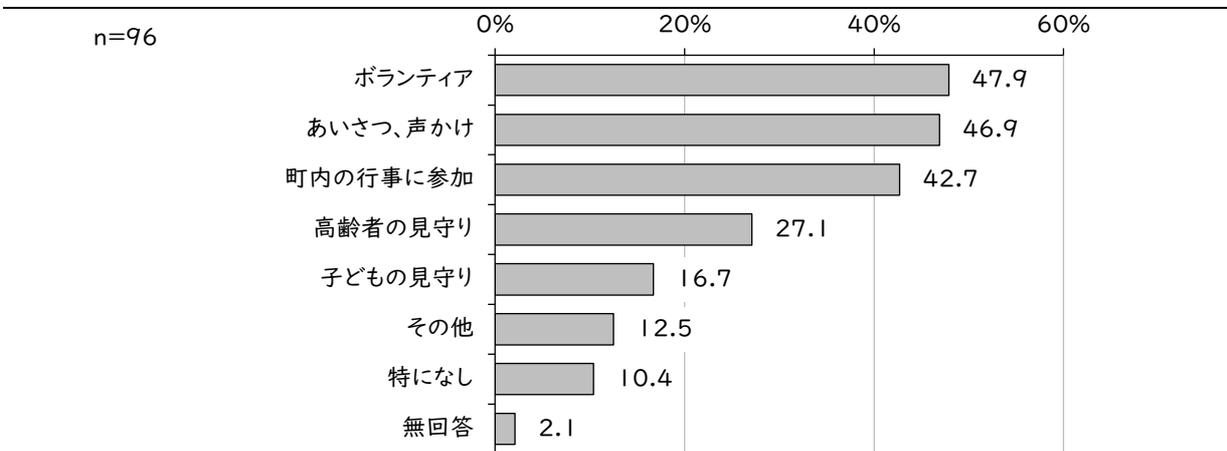
- ・子育てもしやすく、老後でも暮らしやすい街
- ・自然が多く、都心への交通の利便性もあるため、引っ越してくる人も多い
- ・高齢者、障害者等の移動手段が少ない



■地域懇談会后アンケート集計結果

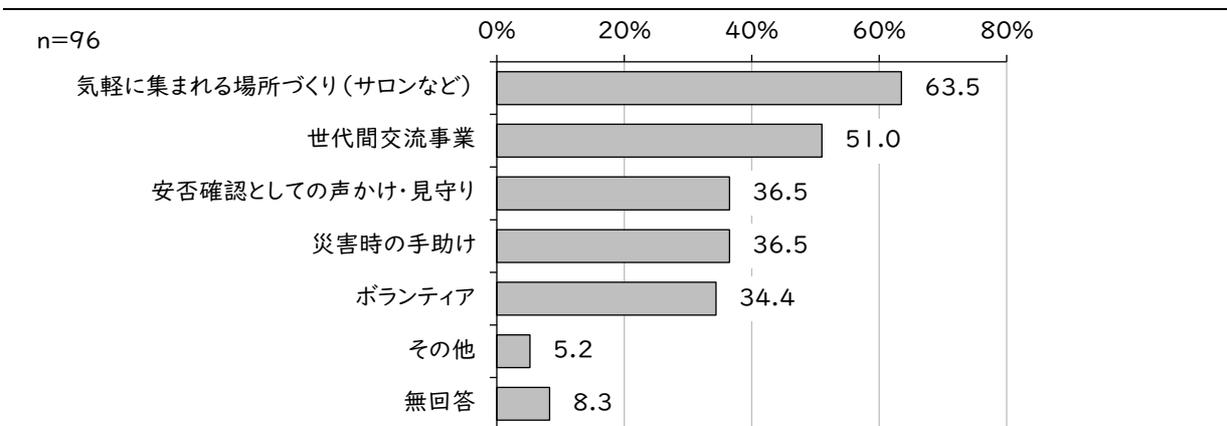
普段地域で取り組んでいること

普段地域で取り組んでいることについて、「ボランティア」が47.9%で最も高く、次いで「あいさつ、声かけ」が46.9%、「町内の行事に参加」が42.7%となっています。



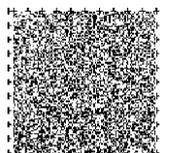
やってみたいと思う活動や地域に必要なだと思うこと

やってみたいと思う活動や地域に必要なだと思うことについて、「気軽に集まれる場所づくり(サロン*など)」が63.5%で最も高く、次いで「世代間交流事業」が51.0%、「安否確認としての声かけ・見守り」「災害時の手助け」が36.5%となっています。



■感想

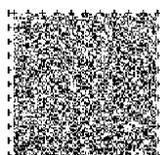
- ① 皆様いろんな立場からの意見を交換する場があって、とても良いと思いました。参加してよかったです。
- ② ただ福祉のまちづくりの話を受け身で聞くのではなく、自分のこととして地域の将来について考えて話し合うというワークショップの形がとても良かったです。こういう場に多くの人が参加してくれるようになればと思います。
- ③ こういう形で話し合いを重ねることが大事な行動の第一歩だと思います。
- ④ 情報を必要な人々に届けることは、難しいなと思いました。いろいろな活動をしている人がいて、良い活動もあるのに、知ってもらうにはどうすればいいのかなど悩みました。
- ⑤ “地域づくり”は“人づくり”だと思うので、1人1人の意識が変わっていけるよう、働きかけができるの良いと思いました。



■地域懇談会から見る主な課題と解決に向けてできること（キーワード）

テーマ	課題	課題解決に向けてできること
近所付き合い・見守り・交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶しない・顔がわからない住民がいる ○地域交流の場が少ない ○若い世代・転入者が交流に参加しない ○町内会の加入者減少・役員不足 ○住人同士の関わりが減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分から挨拶・地域あいさつ運動 ○交流の場の企画・参加促進 ○若い世代・外国籍住民を交流の場に誘う ○SNSやLINEで情報共有 ○管理組合等も巻き込んだ交流の場づくり
交通移動	<ul style="list-style-type: none"> ○市内バスの夜間運行が少ない ○バスルート・本数が不便 ○坂道や段差・狭い道が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○乗合タクシーの活用 ○近所同士で車の乗り合わせ ○徒歩圏内・ご近所で集まれる場をつくる
子育て・子ども・若者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園不足・0歳児の受け入れが少ない ○子育て支援団体と自治体の連携不足 ○子育て世代の交流機会不足 ○子どもの体験機会の不足 ○子育て世帯の生活支援が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の交流や情報共有の場を増やす ○行政が広報・連携支援 ○子育て世代が参加できるイベントの企画 ○木登り・火起こし等子どもの体験サポート ○送迎・買い物代行などの生活支援
障害児・者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援や事業所の人手不足 ○交流機会の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方も参加できる場を増やす ○障害理解のイベントへの参加 ○手話を学ぶ
高齢者・健康	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の居場所の不足 ○活動の後継者不足 ○健康維持が難しい ○地域活動に新規に参加がしづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ○カフェやサロンなど参加しやすい場づくり ○元気な高齢者が活動の中心となる ○日課の散歩・健康事業への参加 ○参加を促す情報の発信
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の不足 ○子ども・若者の防災活動参加が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災講座の開催・備蓄品の見える化 ○子ども・若者も見回り活動に参加
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル化で情報入手が困難 ○町内会活動の魅力が伝わらない ○交流の場の情報不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタルと紙媒体で情報発信 ○町内会の良さや活動をPR ○行政や社協も協力して周知
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ○行事の減少・参加率の低下 ○後継者の不足 ○空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域清掃や簡単な活動から参加促進 ○活動団体の後継者を育成 ○空き家活用による交流・活動拠点化
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場の不足 ○住民同士がつながりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩圏内・ご近所で集まれる場をつくる ○思いをもった人同士が結びつく場をつくる

※朝霞市・朝霞市社会福祉協議会（令和7（2025）年2月）「朝霞の「ふくし」考えてみませんか2024実施結果報告書」を基に整理



第4節 グループヒアリングから見る市の現状

本計画の策定にあたって、市内で福祉に関する活動を行う団体の『地域福祉』に対するご意見を各々の計画に反映させるため、実施しました。

■実施概要

実施日	令和7（2025）年1月29日（水）
実施場所	朝霞市総合福祉センター（第1会議室）
対象団体	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体
対象分野	こども、高齢者、障害者、地域活動の4分野

■ヒアリング結果から見る主な課題・方向性

居場所・活動場所について

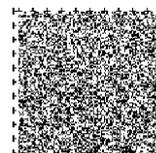
- ・団体活動を進める上で、事前の予約や費用の問題なく、柔軟に使える場の提供が望まれる。
- ・既存の施設等も活用しながら、ふらっと立ち寄れる身近な居場所を重層的に展開することが望まれる。

情報提供・相談体制の充実について

- ・市や社協だけでなく、民間や企業等とも連携し、いつでも相談しやすい環境づくりが望まれる。
- ・相談に対応する人材の、対応力の向上が望まれる。
- ・市からの情報提供に SNS の活用が望まれる。
- ・支援を受けられずに困っている人を見つけるための仕組みづくりが望まれる。
- ・福祉サービスや相談機関、支援団体など、普段から広報などで繰り返し伝えていくことが望まれる。
- ・地区社協の創設が望まれる。

交流の機会づくりについて

- ・普段地域と関わる機会の少ない人に向けて、意図的に交流の仕組みをつくることが望まれる。
- ・ここに行けば、同じ境遇の人たちと出会える、という常設の場づくりが望まれる。
- ・民間と連携し、障害者理解の普及や交流を図っていくことが望まれる。



ひきこもり*・不登校*への支援について

- ・気になる家庭を、様々な立場の人の目で複眼的に見守り、サポートするネットワークづくりが望まれる。

個人情報の共有について

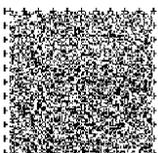
- ・情報の扱い方など、支援をする立場の人に対する研修が望まれる。
- ・朝霞市避難行動要支援者台帳の更新・共有と、実際の災害を想定した訓練の実施が望まれる。

活動の活性化について

- ・民生委員活動を、わかりやすく知ってもらう機会や、やりがい伝える機会づくりが望まれる。
- ・夏休み体験ボランティアや学校支援ボランティア等を通じた、若い世代とのつながりづくりが望まれる。
- ・先駆的、効果的な活動の情報などを、横断的に広げていく仕組みづくりが望まれる。
- ・誰もが活動の場に参加できるよう、道路環境・移動手段の充実が望まれる。

朝霞市らしい地域福祉の展開について

- ・市内に立地する大学キャンパスの学生・教員・施設等と連携した地域福祉活動の展開が望まれる。
- ・市の将来の人口動態等を踏まえた活動の展開や施設等の整備を進めることが望まれる。
- ・共助*で支えていたものを公助につなげる際の判断基準や、つなげる仕組みづくりが望まれる。



第5節 課題のまとめ

●支援につながりにくい人への包括的な支援体制の構築

地域社会のつながりが希薄化し、孤立しやすく、また多様な生きづらさを抱える人々が顕在化している現代においては、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが一層求められています。そのためには、これまで相談や支援につながりにくかった人々に着目した、プッシュ型（アウトリーチ型）*の相談体制の構築や、地域での様々な活動や仕組みを活かした重層的支援体制整備を通じて、包括的・継続的な支援体制の構築を実現する必要があります。

●地域ぐるみの支え合いと居場所づくりの促進

日常生活上の支援や孤独・孤立防止、社会参加、生きがいづくりに向けて、地域ぐるみの取組が求められています。日頃から隣近所での顔の見える付き合いの広がりや、多様な交流の機会や場づくり、安心して過ごせる居場所の確保等が重要です。あわせて、福祉教育の推進や地域福祉への理解促進などを通じて、誰もが地域の「支え手」となるための意識醸成も重要です。

●多様なニーズに対応した柔軟で分野横断的な支援

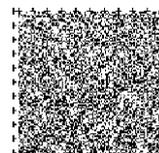
様々な悩みや不安の解消に向けて、適切な情報提供をはじめ、成年後見制度の利用促進、住宅確保要配慮者への支援など、個別ニーズに応じた柔軟な支援が求められています。また、再犯防止に向けた取組など、複合的な課題を抱える人や家庭への支援においては、分野横断的な連携による支援が不可欠です。支援団体間のネットワーク強化や、地域の多様な主体による、継続的な支援が求められます。

●市民活動・ボランティアなど、社会参加の促進

市民の地域活動参加を促すためには、気軽に参加できるボランティアや地域活動などのきっかけづくり、多様な情報ツールによる発信や地域活動・地域団体の活動の活性化に向けた支援が重要です。また、誰もが気軽に外出し、様々な活動に参加できるよう、道路・施設のバリアフリー化や、公共交通の維持・充実も求められています。

●防災・防犯の地域づくりの強化

近年の災害の激甚化や防犯上の不安の高まりを受け、地域住民が主体的に関わる防災・防犯の取組の重要性が増しています。実践的な防災訓練の実施や顔の見える関係づくりを通じて、平時からの備えと連携体制づくりが重要です。また、支援を要する人への情報共有や、多様な主体との協働を推進するとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。



これらの課題を総合的に捉え、地域全体で連携・協働しながら、多様な主体の参加と支援によって「誰一人取り残さない地域福祉」の実現を目指すことが求められています。

防災イベント「朝霞市防災フェア」

朝霞市では、毎年、「朝霞市防災フェア」と称して、こどもから大人まで楽しく学べる体験型の防災イベントを開催しています。

令和6、7年度は、株式会社カインズとの共催で、根岸台の「くみまちモールあさか（カインズ朝霞店）」で開催し、来場者数は各年5,000人（推計）を超えており、定番のイベントとして定着しつつあります。

イベントの中では、災害協定機関の車両やブースの展示、起震車体験、こども向けのスタンプラリーなど、幅広い内容で防災に関する啓発を行っており、多くの人に「自助・共助」などについて考えていただける機会となっています。



起震車



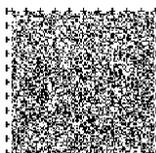
車両展示1



車両展示2



展示ブース



第3章 計画の基本的な考え方

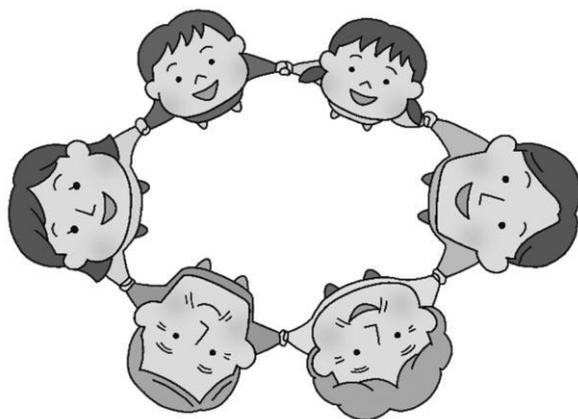
第1節 基本理念

市は、令和8（2026）年3月に「第6次朝霞市総合計画」を策定し、10年間の将来像（ビジョン）を「だれもが誇れる暮らしつづけたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組みます。その中で、福祉分野については、「地域共生社会の推進」を共通の柱として、一層の連携を図ることとしています。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、車の両輪のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第4期の計画では、支え合いの心を育みながら、誰もが地域でつながることで、地域福祉が一層推進されていくことを目指し、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定め、取組を推進してきました。

第5期目の本計画においても、第4期の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、市民、行政、団体等すべての主体が協働連携を一層強化することで、誰もが安心して住み続けられるまちの実現をさらに目指していきます。

支え合いの心を育み、
誰もが地域でつながるまち



第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策に取り組みます。

1 地域共生社会の構築

住民の生活における課題が複雑・複合化し、また、人と人とのつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な活動への参加支援なども含めた、重層的支援体制を整備し、地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ることを通じて、地域共生社会の実現を目指します。

2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

様々な課題を抱える人が増加する中、誰もがお互いに尊重し合い、地域で共に生きる社会の実現を目指し、様々な障壁（バリア）のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進します。

また、身近な人とのつながりづくりを進め、社会参加の機会を推進するなど、誰一人取り残すことのない仕組みづくりを推進します。

3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

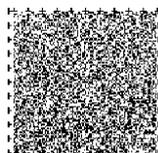
高齢者、障害者、生活困窮者のほか、ひきこもり、孤立・孤独などにより様々な課題を抱える人を含め、誰もが自分の意思で地域で暮らし続けることができるよう、自立した日常生活の支援、社会参加の支援、就労支援など、地域福祉施策の充実を図ります。

また、複雑・複合化した課題に対する、適切な支援に向けて、多機関協働支援を円滑にコーディネートできる支援体制の充実を図ります。

4 誰もが安心して生活できる支援の充実

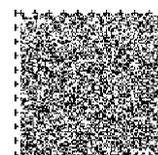
核家族化や住民同士のつながりの希薄化を背景に、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみで構成する世帯等も増加していることから、市独自の見守りサービスを充実するとともに、地域で見守る体制づくりを推進します。

また、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への住まいと生活の一体的な支援と、犯罪のないまちづくりに向けた地域ぐるみの取組を推進します。



第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	1 地域共生社会の構築	(1) 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築
		(2) 地域福祉活動等への支援
		(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援
	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進
		(2) 権利擁護と尊厳の確保
		(3) 社会参加とつながりづくりの支援
	3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 生活困窮者等への支援充実
		(3) 自立に向けた就労の支援
	4 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 地域での見守り体制の充実
		(2) 暮らしやすい住まいや移動手段の支援
		(3) 安心して暮らせるまちづくりの推進



第4節 圏域の考え方

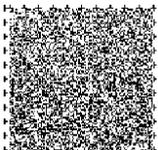
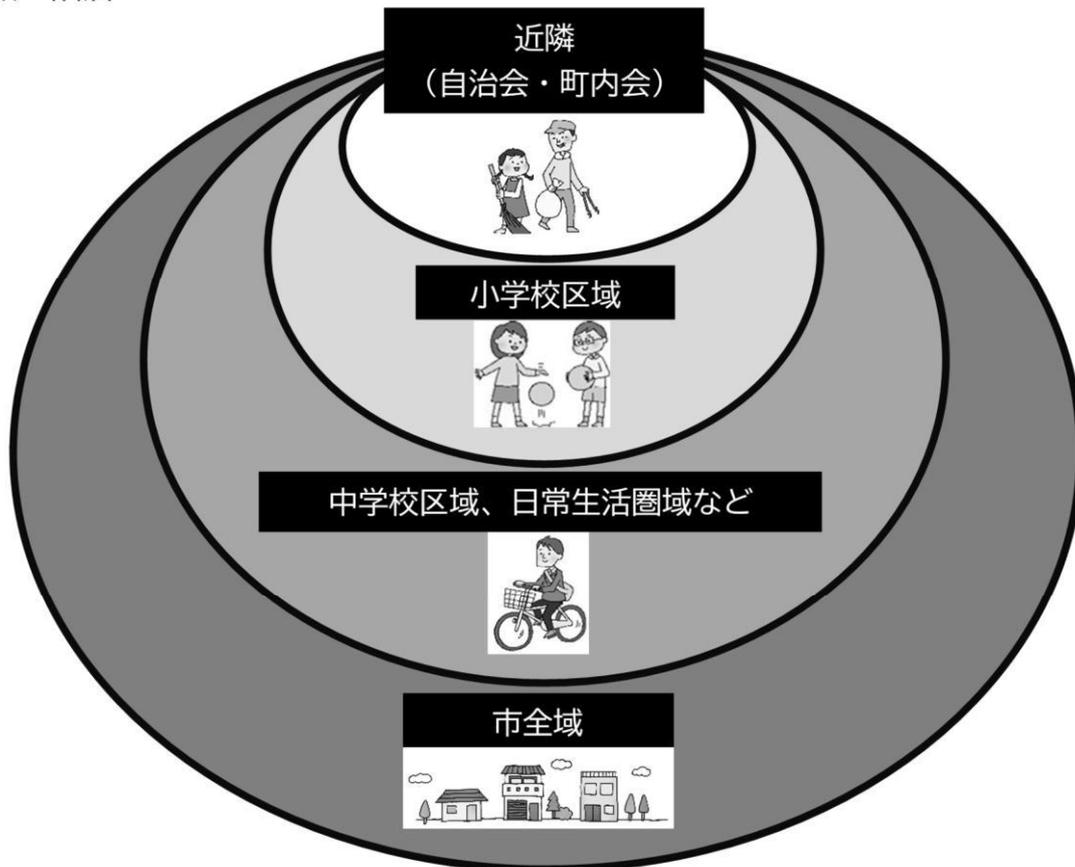
地域福祉計画では、既存の制度で対応が難しい、または制度の対象外になってしまう社会課題など、いわゆる制度の狭間の問題解決に向けて、住民に身近な圏域を定め、住民等が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくりや、地域の生活課題に関する包括的な相談・支援体制等の整備が求められています。

本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「自治会・町内会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、地域包括支援センターを核に介護予防*サービス等を提供する「日常生活圏域」、行政区域としての「市全域」などが想定されます。

現在、地域福祉計画では、4階層の圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくことが期待されています。

今後も、この4階層の圏域をもとに、地域共生社会の実現に向けた、協働・連携の取組の推進を図ります。

■圏域の階層イメージ



第4章 施策の展開

基本目標1 地域共生社会の構築



方向性（1） 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築

現状と課題

本市は、比較的若い世代が多い一方、住民の入れ替えが顕著で、外国人市民も多く居住しており、近所付き合いの希薄な面が課題となっています。

また、気軽に集まれる場所や情報が少ないといった指摘や、男性が参加できるイベントが少ない、不登校児が多いとの意見も上がっています。

誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、気軽に相談できる場など、身近な地域におけるセーフティネットの強化が求められています。

施策の方向性

誰もが地域で共に暮らし続けるため、地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉の支援体制を充実します。

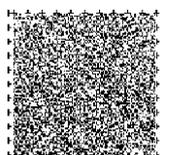
さらに、属性・世代を問わない、包括的な相談体制づくりに向けて、組織づくりや庁外・庁内連携の強化を図るとともに、高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化と、多機関連携やアウトリーチ型の支援など、重層的な支援体制の構築を進めます。

市の主な施策

【重層的支援体制整備事業の構築】

重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の一元化や多機関連携など、分野横断的な支援が行える体制を構築していきます。

主な事業	事業概要	担当課
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう整備し、属性・世代を問わない相談・地域づくりに取り組みます。	地域共生社会課



【地域包括ケアシステムの深化】

地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が切れ目なく連携する体制づくりを進めるとともに、地域の多様な主体と連携しながら、住民主体の活動の促進など、包括的かつ持続可能な地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域包括ケアシステムの深化	医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供するための体制を整備します。	地域共生社会課

■指標と目標

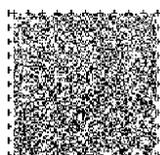
指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
重層的支援体制整備事業の構築	検討	整備

社協の主な施策

【コミュニティソーシャルワークの推進】

顕在的な課題だけでなく、相談や支援につながりにくかった人々に対しても支援するための相談体制を整えるとともに、様々な地域課題に対し、住民や関係機関と連携を図りながら解決に取り組み、地域支援を推進します。

主な事業	事業概要
多様な機関との連携体制の構築	社会福祉の推進に係る多様な機関等との会議や連携研修会を通じて情報交換を行い、それぞれの活動内容や機能を共有し、顔の見える関係を築くことで、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するための連携体制の構築を図ります。
地域情報の把握	地域住民、関係機関と連携し、各地域の課題解決に向けアプローチできるよう、社会資源、地域の強みなどに関する情報の把握を行います。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の周知・啓発	令和7（2025）年7月に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が支援を必要としている人とつながるよう、社協のCSWの役割について広く周知・啓発を行います。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

令和7年7月にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が社協に配置されました。

誰もが安心して暮らしやすい地域を目指し、生活の困りごとや心配事を抱えている人など、地域で困っている人を支援するため、地域住民や関係機関と協力し、問題解決に向けた調整やコーディネートを行う役割を担っています。

■CSW 案内パンフレット

住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします

地域でお困りのことや気になることは
コミュニティソーシャルワーカー
(CSW)へご相談ください

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは】
誰もが暮らしやすい街を目指して、生活の中のお困りごと、地域の中で心配なこと、どこに相談したらいいかわからないことなどを地域の皆さんや関係機関とともに協力して解決に向けたお手伝いをする相談員です。

お話を聞かせてください

様々な生活のこと

- ・暮らしのこと
- ・家族のこと
- ・仕事のこと
- ・子育てのこと
- など...

地域のこと

- ・地域で繋がりが欲しい
- ・新しい活動を始めたい
- ・交流する場が欲しい
- ・ボランティアをしたい
- など...

お気軽にご相談ください
一緒に解決方法を考えましょう！

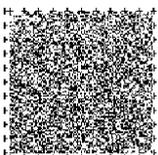
お困りごとを地域の方々や関係機関とともに協力して解決に取り組みます。

【相談・お問い合わせ】

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒351-8560
朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター内
電話：048-486-2485 (受付：月～金 8:30～17:15)
FAX：048-486-2418
メール：chiiki@asaka-shakyo.or.jp

▼ホームページ
▼メール



方向性（２） 地域福祉活動等への支援



現状と課題

地域福祉活動を担う民生委員・児童委員や各種福祉活動団体が日常的な見守りや相談活動を通じて、地域住民の支え合いを行っています。地域におけるつながりの希薄化や孤独・孤立の防止が重要となる中で、こうした担い手の役割が一層求められています。

施策の方向性

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員や福祉活動団体などが安心した活動を継続できるよう活性化に向けた支援を行います。

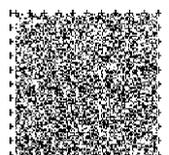
また、健康・福祉などの様々な社会参加活動を支援し、地域全体が「つながり」・「支え合う」仕組みを強化するなど、地域の人と人とのつながりづくりを支援します。

市の主な施策

【民生委員・児童委員の活動支援】

民生委員の定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。

主な事業	事業概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	パネル展等により民生委員の周知等を行い、定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。	高齢者・地域福祉課



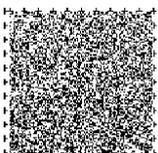
【コミュニティ活動・市民活動の活性化】

自治会や町内会をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の取組を支援し、地域の課題解決に向けた自主的な活動が広がる連携・支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
コミュニティ活動の推進	市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。	地域づくり支援課
地域保健福祉活動振興事業費補助金	市民が自ら企画し、主体となって取り組む在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくりやボランティア等の事業に対し、その経費の一部を助成します。	高齢者・地域福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	地域共生社会課
生涯学習啓発推進事業	人と人をつなぐ生涯学習社会*を実現(コミュニティの形成)するために市民や団体等を支援します。	生涯学習・スポーツ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
地域福祉活動への参加団体数(地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体及び住民主体の通いの場の活動団体数)	150 団体	233 団体



社協の主な施策

【住民主体の地域福祉活動への支援】

住民が主体的に実施している福祉活動が活性化し、継続的に展開できるよう、福祉情報の共有や相談支援、資金面の支援を行います。

主な事業	事業概要
福祉活動団体等への支援	身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等が継続的な活動ができるよう、相談支援や助成金交付等の支援を行います。
福祉活動団体間の交流事業の実施	各団体の活動が活性化していくよう、交流事業を実施し、地域福祉を支える団体間での情報共有や相互協力体制の構築を図ります。

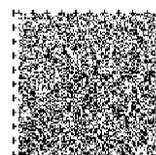
【地域福祉活動支援のための財源確保】

募金や寄付が自分の地域のために活用されていることを実感し、募金活動への賛同を得られるよう、使い道や取組を周知し、募金活動への理解を推進します。

主な事業	事業概要
募金活動の促進	地域福祉の推進に活用される財源確保のため、社協会員の募集、共同募金運動への協力依頼など、地域の支え手として参画してもらえ地域住民が増えるよう、募金の有用性について周知・啓発を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉活動団体等からの相談件数	231件	300件
福祉活動団体間の交流事業の実施回数	1回	2回
募金実績額	10,004,000円	10,500,000円



民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

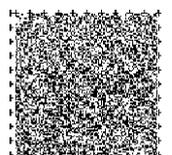
民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援の「つなぎ役」となっています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害のある人、こどもたちの見守りを行っています。

市の民生委員・児童委員は、定数 164 人のところ、令和 7（2025）年 12 月 1 日現在、145 人に委嘱しており、担当地域に分かれて活動しています。民生委員・児童委員のうち、主任児童委員はこどもや子育てに関する支援を専門に担当地域を限定せず活動しています。

民生委員・児童委員で構成する朝霞市民生委員児童委員協議会では、地域を 6 つの地区（東・西・南・北・東北・南西）に分けて、定例会議による情報交換や研修会を行うなど、様々な活動に取り組んでいます。



朝霞市民生委員児童委員協議会総会の様子



方向性（3） 地域福祉人材の発掘及び育成支援



現状と課題

地域福祉活動の担い手の高齢化や活動者の固定化が進み、新しい世代の参加が十分に進まず、担い手不足が深刻化しつつあります。市民アンケート調査結果によると、近所付き合いを今後どうしたいと思うかについて、「近所付き合いをなるべくしたくない」(74.8%)が最も多くなっています。また、近所付き合いを深めたいと回答した中で、深めるためのきっかけとして、「気軽に集える場所」(45.5%)が最も多く、次いで「興味を通じたサークル活動等」(41.7%)が続いています。

なお、今後機会があれば、どのようなコミュニティ活動をしてみたいかについて、「特にない」(44.4%)が最も多くなっており、多様なライフスタイルや働き方が進む中で、どのように地域の活動に興味をもってもらえるか、また、継続的に参加してもらえるかなど、地域福祉人材を拡充していく仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

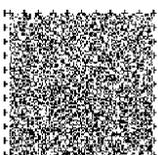
地域福祉を支える担い手の発掘及び育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーター*と協力し、住民同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。

市の主な施策

【生活支援体制整備事業の推進】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、公的サービスや制度だけではなく、地域住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となった地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
生活支援体制整備事業 (再掲)	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	地域共生社会課



【認知症総合支援】

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
認知症サポーター*養成講座	地域に暮らす幅広い年齢層の方を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ることを目的に、認知症サポーター養成講座を行い、支援者の拡充を図ります。	地域共生社会課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
認知症サポーター数	8,190人	9,900人

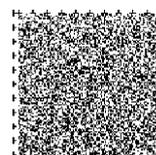
社協の主な施策

【ボランティア活動の推進】

ボランティア活動についての相談を受け、活動につながるようコーディネートを行います。

また、ボランティア活動への関心を高めるため、講座や講習会を開催し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

主な事業	事業概要
ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	ボランティア活動に意欲のある地域住民の活動支援のため活動団体や関係機関と連携し、ボランティアセンターの調整機能を強化し、幅広い世代の方が気軽に活動に参加しやすい環境を整備し、活動の活性化を図ります。
ボランティア活動の場の提供	世代を問わず福祉への関心を高め、福祉活動に参加してもらえるよう、ボランティアの受け入れを行い、地域福祉の担い手の育成及び活動支援を推進します。
ボランティア講座の開催	ボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動における地域住民の支え合い活動を推進していくため、継続的に講座や講習会を実施します。
災害ボランティアセンターの体制整備	災害発生時に備え、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう、行政等と連携した設置・運営訓練、災害ボランティア講座の開催など、地域住民が主体的に災害について考える場を提供します。
地域の支え合い活動の推進	日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
ボランティア相談件数	延べ175件	延べ200件
ボランティア活動受入施設・団体数	36か所	45か所
ボランティアに関する講座・講習会の開催回数	8回	8回
災害ボランティアに関する講座・訓練の開催回数	1回	1回
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動登録者数	77人	80人

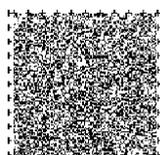
地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会やボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ② 地域の支え合い活動に参加しましょう。
- ③ 防災や認知症など、身近な地域課題を学びましょう。

【関係団体等ができること】

- ① ボランティアの受け入れを通じて、福祉の担い手を育てましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座や活動の情報を広く発信しましょう。



ボランティアセンター

■ ボランティアセンターってどんなところ？

朝霞市ボランティアセンターは、朝霞市社会福祉協議会が主体となり、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動など社会貢献活動への参加の促進や地域福祉活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援しています。



■ ボランティアセンターの主な業務

情報発信

ボランティア募集やボランティアグループ情報など、地域のボランティア情報をホームページや SNS で発信しています。

相談支援

「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアに来てほしい」などの相談を受け、ボランティア活動の支援を行っています。

ボランティア保険受付

ボランティア活動を行う際の方々の事故等に備えて、ボランティア保険の加入を受け付けています。

福祉教育の推進

福祉の心を育むため、小中学校などで福祉体験（車いす体験など）や福祉に関する講演を行っています。

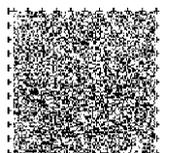
ボランティア体験プログラム

こどもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる、きっかけづくりのための事業を夏休み期間に行っています。市内の施設や多くの団体に協力いただきながら様々な体験メニューを用意し実施しています。



災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは災害（地震・風水害など）が発生した際に、地域や被災した方々の困りごと（ニーズ）の解決を目的に、ボランティア、NPO、行政や関係機関・団体と協働しながら、ボランティア活動を効果的・効率的に行うために設置されるボランティアセンターです。



基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

方向性（1） 相互理解の推進



現状と課題

近年、全国的な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加しています。また、障害者手帳所持者数も増加傾向にある中で、不当な差別・偏見の防止が一層重要となっています。

本市においても、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向となっており、障害者手帳所持者数は全体で増加傾向にあります。

施策の方向性

地域共生社会を実現するためには、誰もが互いに尊重し合うことが必要となります。考え方の違いを理解・尊重し、自分の考えを伝えることができる社会の実現に努めます。

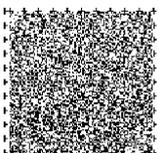
また、認知症の正しい理解や、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

市の主な施策

【地域福祉への理解促進と地域交流の推進】

地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会などを実施します。また、小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施するなど、支え合いや助け合いの気持ちの醸成、社会参加の機会を推進していきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域福祉講演会の開催	市民が地域福祉について理解、興味をもつ機会をつくるため、地域福祉講演会を開催します。	地域共生社会課
障害者理解の促進	ふれあいスポーツ大会、障害者週間啓発事業、障害福祉施設自主製作品展示販売会等を実施し、障害者理解の促進を図ります。	障害福祉課
園庭開放（いっしょにあそぼう保育園で）	未就園児のこどもも保育園で遊ぶことができるよう、市内公設保育園で、毎月2回園庭を開放します。	保育課



【認知症への理解の促進】

認知症に関する理解を深めるための普及啓発活動や、認知症の予防、重症化の防止に向けた取組を進めるとともに、認知症になっても尊厳と希望をもちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、本人や家族に寄り添った適切な支援に向けた取組を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。	地域共生社会課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
地域福祉講演会参加者数	48人	200人

社協の主な施策

【地域福祉に関する理解の拡充】

地域の様々なコミュニティ、また教育現場である学校などで福祉教育を推進し、多様な人々と交流する機会を提供します。また、地域住民を対象とした出前講座を実施し、福祉に関する理解と知識を深めます。

主な事業	事業概要
福祉教育の推進	幅広い世代が地域福祉への関心をもち、また、小・中・高等学校などの学習において福祉への理解を深め、助け合いの気持ちを醸成できるよう、地域と連携した実践的な福祉教育を実施し、多様な人々が福祉活動を「知る」、「体験する」機会を創出します。
教職員等を対象とした研修会の実施	学校教育現場における福祉教育の推進には、教職員等の協力が不可欠であるため、教職員や地域の福祉教育に係る地域住民を対象に研修会を実施し、福祉に関する知識・理解の向上を推進します。
出前講座の実施	団体や企業など、様々な活動の場に社協職員が出向き、社協のPR、福祉に関する講座や情報提供を行うことで、地域福祉への理解や関心を促し、福祉活動への参画を推進します。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉教育実施回数	145回	150回
研修会の満足度	80%	90%
出前講座実施回数	17回	24回

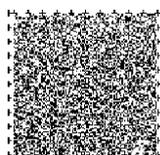
地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会や体験会に参加し、理解を深めましょう。
- ② 学校や地域の福祉教育に参加・協力しましょう。
- ③ 地域の啓発イベントに関心を持ち、情報を共有しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 学校や地域団体と連携し、福祉教育や講座の実施を支援しましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座・体験会を企画し、情報を積極的に発信しましょう。



福祉教育

■福祉教育とは？

福祉教育は、こどもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域でともに生きる力を育む、地域に暮らす全世代を対象とした取組です。

地域で生活する一人ひとりが、地域の中にどのような福祉的課題があるかを考え、解決のために行動する力を学ぶことで福祉の心を育み、「地域共生社会」の実現を進めていきます。

「福祉」とは・・・



ふ

ふだんの

く

くらしの

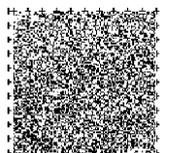
し

しあわせ

「ふくし」には、一人ひとりの幸せを考えるという意味があります。

■朝霞地区四市福祉教育研修会

学校教育現場での福祉教育を推進していくため、学校関係者や福祉教育に協力している方々を対象に、近隣四市（朝霞市・新座市・志木市・和光市）の社会福祉協議会が協働し開催しています。



方向性（２） 権利擁護と尊厳の確保



現状と課題

高齢者や障害者、こどもなどへの虐待など、重大な権利侵害の事案が全国的に増加傾向にある中で、虐待を防止するとともに、尊厳と生命・財産を守ることが重要となっています。

アンケート調査でも、身近に虐待を見聞きする割合が、特に障害福祉サービスを受ける家族で高くなっています。また、こども・若者支援に関する優先事項としても、虐待防止対策の割合が高くなっています。

施策の方向性

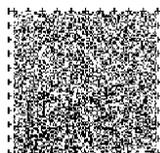
認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。また、日常生活や社会生活に制限を受けている人の負担を減らしていくため、合理的配慮の提供を行っていきます。

市の主な施策

【権利擁護の推進及び虐待やDV*などへの対応】

虐待や人権侵害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めていきます。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声を上げやすい環境整備に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者虐待の防止 (障害者虐待防止センター)	障害のある人への虐待について、相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	高齢者虐待を発見した(通報を受けた)ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。	地域共生社会課
児童虐待の防止 児童相談所との連携	児童相談所と連携し児童虐待対応を行い、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。また、様々な研修を開催し、対応能力の向上を図ります。	こども家庭課



主な事業	事業概要	担当課
女性総合相談・DV相談	女性総合相談は、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が相談に対応します。 DV相談は、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談に対応します。	人権庶務課 （女性センター）

【成年後見制度の周知及び利用促進】

国の方針を踏まえ、関係機関等と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な人が財産管理や身上保護で不利益とならないよう、身寄りがいない場合に、市長による法定後見開始の審判申立て、成年後見人等の報酬の助成等を行い、制度の利用促進や普及啓発を図ります。	障害福祉課 地域共生社会課

■指標と目標

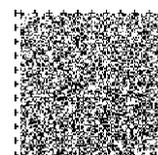
指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
中核機関の設置	検討	設置

社協の主な施策

【権利擁護事業の推進】

権利擁護について地域住民の理解の促進を図るとともに、成年後見人制度の利用促進や、福祉サービス利用援助事業を通じ、高齢者や障害者等の権利擁護に努めます。

主な事業	事業概要
権利擁護に関する周知・啓発	地域の中で福祉サービス等の支援を必要としている人や、虐待などの権利侵害を早期発見できるよう、権利擁護について周知・啓発を行い、地域住民の理解の促進を図ります。
法人後見事業の実施	法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的に、成年後見人となる法人後見事業を実施します。
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の実施	住み慣れた地域の中で、日常生活を営むのに不安を抱えている高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
成年後見制度に関する周知・啓発回数	16回	29回
受任件数	-	7件
福祉サービス利用援助事業の利用人数	10人	12人

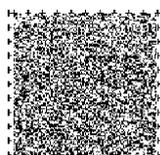
地域でできること

【市民ができること】

- ① 虐待や人権侵害に気づいたら、ためらわずに相談機関に知らせましょう。
- ② 成年後見人制度など権利擁護について学び、自分や家族の暮らしに備えましょう。
- ③ 近所の高齢者や障害のある人に関心をもち、声かけや見守りを心がけましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 職員研修や情報共有を通じて、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ② 団体間で、お互いの得意分野を共有し、連携して支援ができるよう努めましょう。



子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■ 4つの原則とは

1 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利

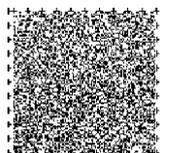
(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重

(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



方向性（3） 社会参加とつながりづくりの支援



現状と課題

地域のつながりが希薄化する中、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、令和6（2024）年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

本市でも、自治会・町内会加入率は年々低下傾向となっており、アンケート調査でも、近所付き合いは5年前と比べて減った、とする割合が高くなっています。また、ご近所付き合いというものが足りていないことが様々な問題につながっているのではないかと、その意見も見られることから、地域住民同士の交流の場や交流機会の創出が課題です。

施策の方向性

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

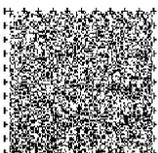
また、孤独や孤立の状態にある方を地域で早期に気づき、児童館運営や交流事業など様々な形で参加や交流につなげられるよう、関係機関や地域団体と連携し、見守りや居場所づくり、参加のきっかけとなる活動を支援します。

市の主な施策

【地域で育む社会参加と共生の場づくり】

スポーツ大会や文化活動など、地域の中で気軽に参加できる機会をを広げ、誰もが安心して過ごせる居場所や地域で支え合うつながりづくりを進めます。また、児童館を学校に行きづらい小中学生の居場所として活用するとともに、老人福祉センター等との交流事業を実施することで、こども・若者への居場所の提供や地域とのつながりを支援します。

主な事業	事業概要	担当課
生きがい活動支援事業	高齢者のスポーツ参加への支援や高齢者地域交流室の運営等により、高齢者が身近な地域で生きがいづくりに積極的に取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	高齢者・地域福祉課
こども・若者の居場所づくりの推進	こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育み、健全な成育環境を確保するため、児童館などの充実を進めます。	こども未来課



【多文化共生への理解の促進】

市民活動団体や関係機関との連携を深め、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター*等の活用などを通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
多文化共生への理解の促進	異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。	地域づくり支援課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
障害に関する啓発・広報活動件数	82件	80件

社協の主な施策

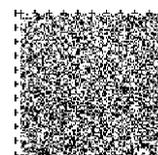
【地域住民の交流の活性化】

ふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体等の活動支援を行い、地域の交流の場の継続、居場所づくりを推進します。また、地域住民同士が交流できるよう、事業や講座を開催します。

主な事業	事業概要
住民主体の交流機会への支援	幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、地域住民主体によるふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体の活動支援を行うとともに、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げを推進します。
交流機会の提供	社協が実施する様々な事業を通じ、参加者同士のつながりづくりや身近に通える居場所づくりを推進します。また、地域で活躍している人や団体と協働で事業や講座を展開することで、活動の場や機会を提供します。

■指標と目標

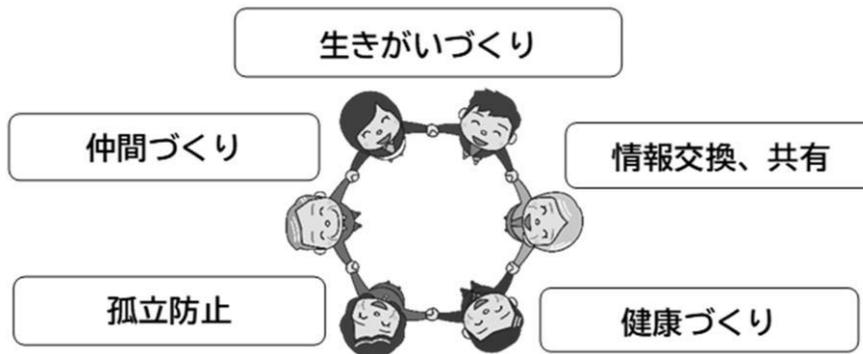
指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
住民主体の活動に関する相談支援件数	延べ125件	延べ150件
地域住民の交流事業の実施回数	24回	30回



ふれあい・いきいきサロンとは

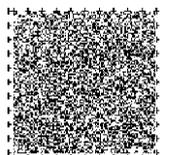
ふれあい・いきいきサロンは、地域で住民同士がつながりをつくる集いの場です。住み慣れた地域で安心して生活できるよう、参加する一人ひとりが楽しい時間を過ごしながらかつなぐづくりを行い、地域での自分の居場所を広げていくことができる場所となっています。

■こんな効果が期待されています



■サロン交流会

情報交換や、団体間のつながりづくりのため、関係団体の協力を得ながら地域で活動しているサロンの活動者を対象にサロン交流会を実施しています。



基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

方向性（1） 相談支援体制の充実



現状と課題

本市では、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するとともに、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こども人権相談などを開始しています。

本市の福祉に関する相談件数は増加傾向にあり、高齢者世帯の増加やヤングケアラーの問題など、地域の抱える課題は複雑化・複合化しており、どこに相談してよいかわからない人も少なくないことが、アンケート調査から把握されています。

今後も、引き続き多様な課題、対象に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

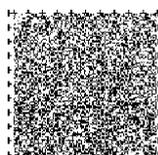
高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。また、若年層への支援として、早期離職による生活困窮やひきこもり・不登校児への相談支援への充実を図り、誰もが社会との接点をもつことができる関係づくりに努めます。

さらに、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。

市の主な施策

【属性に捉われない相談体制の充実】

相談者の属性や相談内容に捉われない、包括的な相談を受ける体制を充実させ、子どもから大人まで、途切れることのない連携した支援・対応ができる体制を構築します。また、各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える複雑・複合化した課題を把握し、関係機関等と連携しながら、予防・早期発見・早期対応に努めます。



主な事業	事業概要	担当課
福祉の総合相談	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからない、複数の課題があるといった相談に福祉のワンストップ窓口として対応します。	地域共生社会課
妊娠・出産包括支援事業	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向けた基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭課
学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	朝霞市子ども相談室や市内各中学校のさわやか相談室において、教育相談や適応指導教室を実施します。	教育指導課

【人権相談】

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的な人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
人権相談	人権擁護委員と連携しながら、毎月第1月曜日（祝日の場合は翌週の月曜日）の午後1時から午後4時まで人権相談を実施し、市民の基本的な人権の擁護に努めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。	人権庶務課

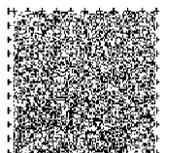
■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉の総合相談件数	1,006件	1,200件

社協の主な施策

【包括的な相談支援の実施】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知するとともに、相談会などを開催することで相談支援の充実を図ります。



主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口*で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。
福祉に関する相談会の開催	専門職による福祉に関する相談会を実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を設け、家族・個人等が抱えている悩みの解消を図ります。

【わかりやすい福祉情報の提供】

福祉に関する情報をわかりやすく、正確に提供できるように、様々な広報媒体を活用し福祉情報の周知を行っていきます。

主な事業	事業概要
様々なツールを活用した情報の発信	誰もが必要なときに必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布などに加え、ホームページやSNS等のデジタル媒体を活用し、わかりやすい地域の福祉情報の提供や社協のPRを行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
総合相談窓口の相談件数	39件	50件
相談会実施回数	14回	20回
福祉情報の提供回数	3,230回	3,500回

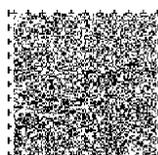
地域でできること

【市民ができること】

- ① 身近で困難を抱えている人がいたら、相談窓口につなぎましょう。
- ② 広報紙やSNSなどで日頃から福祉情報を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 相談者の属性を問わず対応できる相談体制を整えましょう。
- ② 困難を抱える人に寄り添い、関係機関と連携して支援しましょう。
- ③ 制度や支援内容をわかりやすく伝える広報に努めましょう。



方向性（２） 生活困窮者等への支援充実



現状と課題

就労形態の多様化をはじめ、社会経済環境が大きく変化する中、経済的な格差が広がるとともに、生活に困窮する世帯が増加しています。

本市でも、生活保護世帯数及び保護人員は近年増加傾向にある中、相談支援を軸に、自立促進に向けた多様な支援を実施してきましたが、グループヒアリングにおいても、生活困窮者に関する相談窓口が身近にあった方がよいといった意見が上がっています。

今後も、生活困窮者一人ひとりの状況や背景に寄り添いながら、関係機関との連携を強化し、自立に向けた支援を充実していく必要があります。

施策の方向性

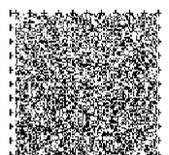
生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

市の主な施策

【生活困窮者等への支援】

生活困窮者や社会的孤立に直面する人などが自立した生活を取り戻せるよう、支援の質と体制のさらなる充実を図ります。また、必要に応じて専門職との連携を図りながら、住居、就労、学習支援、社会参加の支援など多面的な課題に寄り添い、包括的かつ継続的な支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
生活困窮者・世帯の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談、家計改善支援相談、住居確保給付金等活用し、安定した収入を得て生活できるよう、支援します。 また、生活困窮者に対する学習支援事業を通じて、すべての子ども・若者が学習できる環境を提供し、キャリア形成支援を充実します。	地域共生社会課 こども未来課
生活保護における自立の助長	生活保護受給者に対し、経済面や日常生活、社会性など、その方に応じた自立を支援します。	生活援護課



主な事業	事業概要	担当課
教育費用の支援（①就学援助、②入学準備金及び奨学金貸付）	①経済的理由により教育の機会が失われないように、支援が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 ②経済的な理由で小中学校、高校、大学への入学資金や修学に係る費用にお困りの方に、無利子で入学準備金または奨学金の貸付を行います。	教育管理課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
生活保護受給率	1.34%	1.36%

社協の主な施策

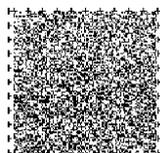
【生活困窮者等への支援】

関係機関と連携を図り、制度や様々な社会資源を活用し、生活の安定、生活再建などの課題解決に向け相談支援を行います。

主な事業	事業概要
生活再建のための相談支援	臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し相談援助を行い、必要に応じて資金の貸付を行います。 また、支援を必要とする低所得者世帯及び高齢者等に対し、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう、埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など、関係機関につなげる支援を行います。
生活困窮者等への支援	生活に困窮している世帯に対し、生活の一助となる支援事業を実施するほか、関係機関等と連携を図り、こども食堂や学習支援団体の活動など、社会資源の情報提供を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
生活困窮に関する相談支援件数	279件	300件
生活困窮者等への支援件数	69件	80件



地域でできること

【市民ができること】

- ① 生活に困っている人に相談窓口の情報を伝えましょう。
- ② 周囲の人の変化に気づき、孤立を防ぐ声かけをしましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 普段の活動を通じて、孤立している人や家庭の把握に努めましょう。
- ② 相談窓口や福祉サービスなど必要な情報の周知に努めましょう。
- ③ 社会参加や自立に向けて、地域ぐるみで継続的に支援する意識を育みましょう。

学習教室とは？

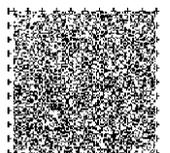
「学校の宿題や勉強を見てほしい。」
「定期テスト対策の勉強を教えてほしい。」
「進学したいけど、受験勉強のやり方がわからない。」
「不登校が続いていて、勉強に追いつけるか不安・・・。」
「学校や家以外の居場所ってないかな・・・。」

などの不安を一緒に考えて、解決していく支援です。
また、勉強以外にも、不登校に関する相談、進学相談、奨学金の案内等、一人ひとりの希望に合わせてサポートします。

※利用には要件があります。

<対象>①②いずれにも該当する方。

- ①朝霞市に住民登録がある。
- ②生活保護・児童扶養手当・就学援助のいずれかを受けている、または、生活に困窮している世帯等の中学生、高校生及びその保護者。



方向性（３） 自立に向けた就労の支援



現状と課題

本市では、生活困窮者や障害者の自立に向けて、相談支援を軸に就労や家計改善など、関係機関と連携しながら支援に努めてきました。

今後も、自立した生活基盤の構築に向けて、相談・情報提供を充実する必要があります。

施策の方向性

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

市の主な施策

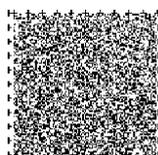
【様々な働き方への支援】

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、ハローワーク*や障害者就労支援センターなど関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。また、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を促し、チームでの就職活動及び就職後の定着支援に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者就労支援センターの運営	就労支援センターを運営し、関係機関や企業などと連携し、就労促進を図ります。	障害福祉課
起業・創業の支援	起業全般、事業計画、開業資金、マーケティングなどのアドバイスを行います。	産業振興課
生活保護受給者への就労支援	生活保護受給者のうち、就労可能な対象者に対し、ケースワーカー*及び就労支援員などにより就労に向けた支援を行います	生活援護課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりとして、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。	高齢者・地域福祉課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
新規就労者数（生活保護受給者、障害者、シルバー入会者の合計）	316人	359人



社協の主な施策

【相談支援の促進】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知し、相談支援の充実を図ります。

主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実（再掲）	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
総合相談窓口の相談件数	39件	50件

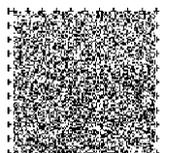
地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域の雇用に関する情報を周囲の人に伝えましょう。
- ② 働くことに悩んでいる人に相談窓口の情報を伝えましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 就労体験の機会を企画・実施しましょう。
- ② 地域の企業と連携して職場体験やボランティア等の受け入れを行いましょ。
- ③ 関係機関と協力し、継続的な情報発信を行いましょ。



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やそのご家族を温かく見守り、手助けする「応援者」のことです。

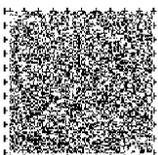
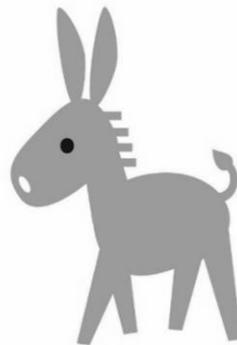
朝霞市では、「認知症になっても、安心して暮らし続けられるまち」の実現を目指しその取組の一つとして、平成 21 (2009) 年度から「認知症サポーター養成講座」を実施しています。令和 7 (2025) 年 9 月時点で 8,423 人が養成されています。

■認知症サポーターになるためには？

認知症サポーター養成講座を受講する必要があります。この講座では、認知症に対する正しい知識と、地域で生活する認知症の方への接し方などを学ぶことができます。

講座を受講し、サポーターになっていただいた方には、認知症サポーターの証であるオレンジリングをお渡ししています。

このオレンジリングは、「認知症の人を応援します」というあなたの意思を社会に示す目印です。



基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実

方向性（1） 地域での見守り体制の充実



現状と課題

近年、自然災害が大規模化、激甚化する中、市民の安全確保が喫緊の課題となっています。そうした中、アンケート調査によると、地域の防災訓練に参加している割合は1割未満と少ない一方、災害時に近所の人に手助けすることができるとする割合は4割強と高くなっています。

推進委員会の中では、地域特性に合った小規模な防災訓練を行っていくことや、他市との連携も視野に入れていくべきなどの意見が出されています。

施策の方向性

住民同士が声を掛け合えるつながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

また、犯罪やトラブルの内容は多様化しているため、被害を未然に防ぐためにも、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心できる生活環境づくりを推進します。

市の主な施策

【避難行動要支援者支援制度など防災対策の充実】

災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、名簿の定期的な更新を行うほか、自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、消防団などの関係団体との協力・連携体制を推進しながら、平常時からの支援体制を充実します。

主な事業	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成、要支援者への登録の推奨を行います。また、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。	危機管理室 障害福祉課 地域共生社会課 高齢者・地域福祉課



主な事業	事業概要	担当課
防災意識の高揚	防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、こどもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。	危機管理室
地域包括支援センターの機能強化	分野を超えた地域の生活課題について総合的に相談に応じるとともに、重層的かつ複合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、包括的総合相談に取り組みます。	地域共生社会課

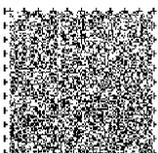
【地域で育む見守り体制の推進】

多様な生活課題を抱える方に対し、地域の関係団体や事業所等と連携し、安心して生活できる環境づくりを推進します。

主な事業	事業概要	担当課
高齢者安心見守り支援事業（再掲）	地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。また、市独自の見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。	高齢者・地域福祉課
妊娠・出産包括支援事業（再掲）	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向けた基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
市が実施する見守りサービス利用者数（高齢者・障害者・その他）	792人	962人



社協の主な施策

【住民主体の見守り活動の推進】

誰もが地域で孤立せず、住民が身近な地域で支え合い活動を進めていけるよう、関係団体や地域住民と連携し、支え合い、助け合いの地域づくりを推進します。

主な事業	事業概要
小地域福祉活動*における見守り体制の推進	町内会・自治会、ボランティア団体など、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、平時から顔の見える関係性を築くことが、高齢者や児童の虐待防止などの見守り活動、災害時における支援体制の構築につながることを周知します。
地域の支え合い活動の推進（再掲）	住民同士がつながり、助け合える関係性を築いていくことで、お互いに見守りの担い手になり、安心して地域で暮らしていけるよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を推進し、地域の支え合い活動の活性化を図ります。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
見守り活動の周知・啓発回数	16回	20回
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

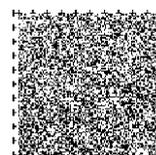
地域でできること

【市民ができること】

- ① 防災訓練や講座へ積極的に参加しましょう。
- ② こどもや高齢者を見守る地域活動に参加しましょう。
- ③ 非常時に備え、自分や家族の避難行動を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 防災・防犯に関する情報発信や啓発活動を強化しましょう。
- ② 連絡会議や研修会を通じて、機関連携の質を高めましょう。
- ③ 災害時の支援体制づくりに向けた訓練や協働を推進しましょう。



“住民参加型”在宅福祉サービス『あいはあと事業』

～出「会い」・支え「合い」・見守りの「eye」～

■あいはあと事業とは？

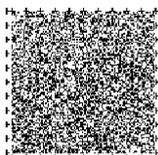
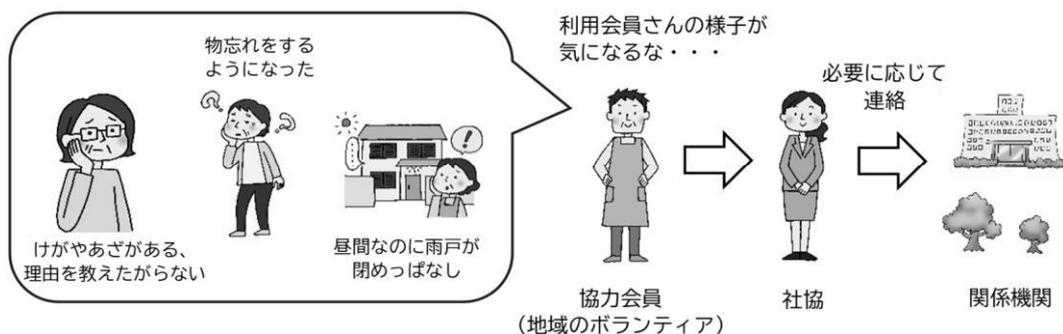
日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたいな」、「空いているときに人のお手伝いがしたいな」という想いをつなげる地域の支え合い活動です。

地域の協力会員（有償ボランティア）が高齢者や障害のある人などの日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いすることをきっかけに、お互いに関係性を築き、地域の支え合いの仕組みをつくることを目的としています。

■見守りの仕組み

「あいはあと」という名前には、3つのあい（出合い・支え合い・住民同士の見守りのeye）の気持ちで行う活動、という意味が込められています。

下図のように活動中・活動時以外でも気づきがあれば連絡をいただくなど、見守りの担い手を増やすという視点が含まれていることがポイントです。



方向性（２） 暮らしやすい住まいや移動手段の支援



現状と課題

本市でも、住居確保給付金などを通じて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への支援を推進しました。一方で、アンケート調査では、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して入居が容易になるようにしてほしいとの意見も見られます。

また、高齢者、障害がある人等への外出支援や、バリアフリー環境の整備を行う必要があるとの意見が挙がっています。

施策の方向性

地域の関係団体や事業所、埼玉県等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公的移動手段の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

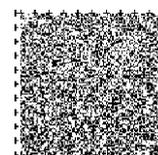
市の主な施策

【住宅確保要配慮者等への支援】

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、関係各課、居住支援法人*などと連携を図りながら、居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

また、住宅確保要配慮者への取組として、UR 都市機構*より 50 戸借り受けている市営住宅の提供と、埼玉県の提供している県営住宅の案内等を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
重度障害者住宅改善費補助金	障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるよう、重度障害者住宅改善費補助金により、改修にかかる費用の一部を補助します。	障害福祉課
高齢者住宅の提供、住替え世帯の家賃補助、住宅改善費の補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成します。また、居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対し、助成を行うとともに、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。	高齢者・地域福祉課



主な事業	事業概要	担当課
住宅確保要配慮者への居住確保の促進	住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現のため、居住支援法人などによる居住支援相談等を行っていきます。	地域共生社会課 開発建築課

【市内循環バス等の利便性向上】

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
市内循環バス等の利便性向上	持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。	まちづくり推進課
重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助	重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。	障害福祉課
デマンド交通* (タクシー補助)	バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、タクシー利用料金の補助を行います。	まちづくり推進課

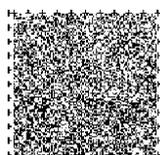
【バリアフリー・ユニバーサルデザイン*に配慮した環境の整備】

高齢者や障害のある人を含めたすべての人の利便性、安全性に配慮した環境の整備を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備	高齢者や障害のある人など誰もが移動できるような道路空間のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進していきます。	道路整備課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
居住支援相談の満足度	98%	100%



社協の主な施策

【住民主体の支え合い活動の推進】

住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域住民がお互いに支え合う意識醸成を図り、住民互助の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業概要
地域の支え合い活動の推進（再掲）	ちょっとした困りごとを地域住民同士がお互いに助け合い、顔の見える関係性を築けるよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を拡充し、地域の支え合い活動を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

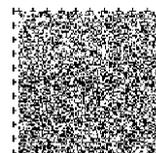
地域でできること

【市民ができること】

- ① 公共交通を積極的に活用しましょう。
- ② 住まいのことで困っている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- ③ 公共交通や公共施設を大切に使い、快適なまちづくりに協力しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 住まいに関する相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 住まいと公共交通に関する情報や課題を地域で共有しましょう。
- ③ 入居の受け入れに協力してもらえよう、働きかけましょう。



方向性（３） 安心して暮らせるまちづくりの推進



現状と課題

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

再犯防止に向けて、医療や福祉をはじめ、住まい・就労支援など、自立した生活基盤の確保に向けた地域ぐるみの包括的な支援と見守りが求められます。

施策の方向性

地域ぐるみの見守りや各種防犯活動と連携し、犯罪の防止に努めるとともに、犯罪をした人について、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで、再犯の防止に努めます。

市の主な施策

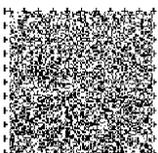
【更生保護*支援】

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会*などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実にも努めます。

主な事業	事業概要	担当課
更生保護関係団体への支援 更生保護サポートセンターの支援 生活困窮者自立支援 更生保護活動支援事業	地域の更生保護活動を推進するため、保護司、更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて保護司会と連携しながら、保護司が安全で活動しやすい環境の整備に努めていきます。さらに、立ち直りを支えるための生活困窮に関する相談に対応していきます。	高齢者・地域福祉課

【防犯活動の推進と情報発信】

事件や災害の発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、防災行政無線や広報、SNSなど多様な手段を活用し、わかりやすい防犯・防災情報を伝える体制を進めていきます。また、青色パトロールの運行や地域の防犯活動を支援するなど、子どもや高齢者を守る取組を推進します。



主な事業	事業概要	担当課
防犯情報の発信 防犯活動の推進	防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。青色防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊等による地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。	危機管理室

【各啓発運動への支援】

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

主な事業	事業概要	担当課
社会を明るくする運動* 再犯防止に関する広報の推進 更生保護活動支援事業	保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を学校等と連携しながら、支援します。	高齢者・地域福祉課
青少年健全育成事業の推進と自主的活動の促進	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援します。	こども未来課
犯罪や薬物防止など、非行防止教室の実施	市内15小中学校において、薬物乱用防止教室を実施します。また、市内中学校で非行防止教室を実施します。	教育指導課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
朝霞支部の保護司人数	16人	27人

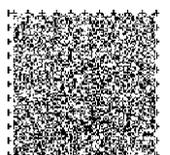
地域でできること

【市民ができること】

- ① 更生保護の意義を理解し、立ち直りを見守りましょう。
- ② 保護司の活動など、再犯防止の啓発活動に関心をもち、協力しましょう。
- ③ 非行防止教室などの取組に理解を深めましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 更生保護活動の周知と理解促進に取り組みましょう。
- ② 学校や地域と連携し、非行防止に努めましょう。
- ③ 社会復帰に向けて、住まいや就労の確保への支援に努めましょう。



第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の位置付け

朝霞市地域福祉計画では「地域共生社会の構築」を主要な施策の一つとしており、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとしています。

また、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援等を行うこととしています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

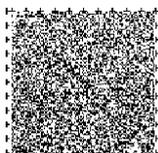
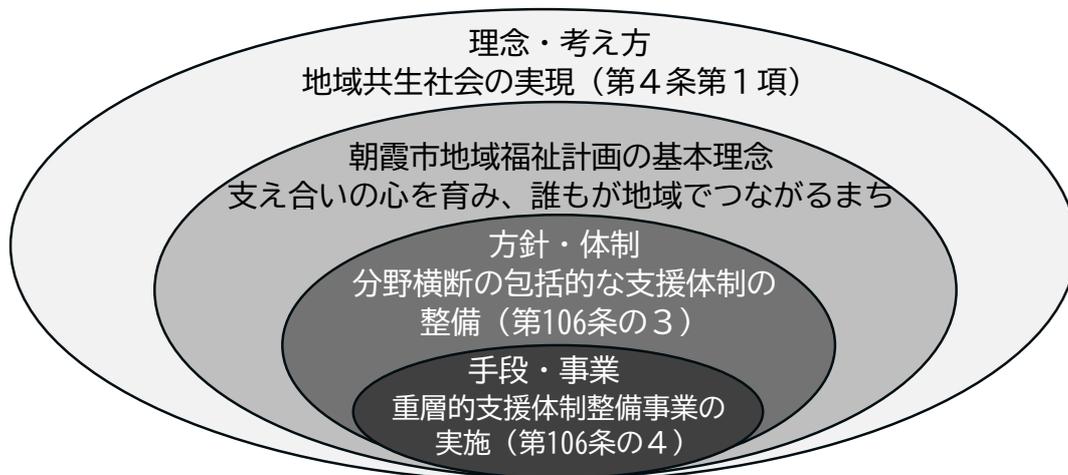
なお、この第6章を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付け、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 重層的支援体制整備事業の位置付け

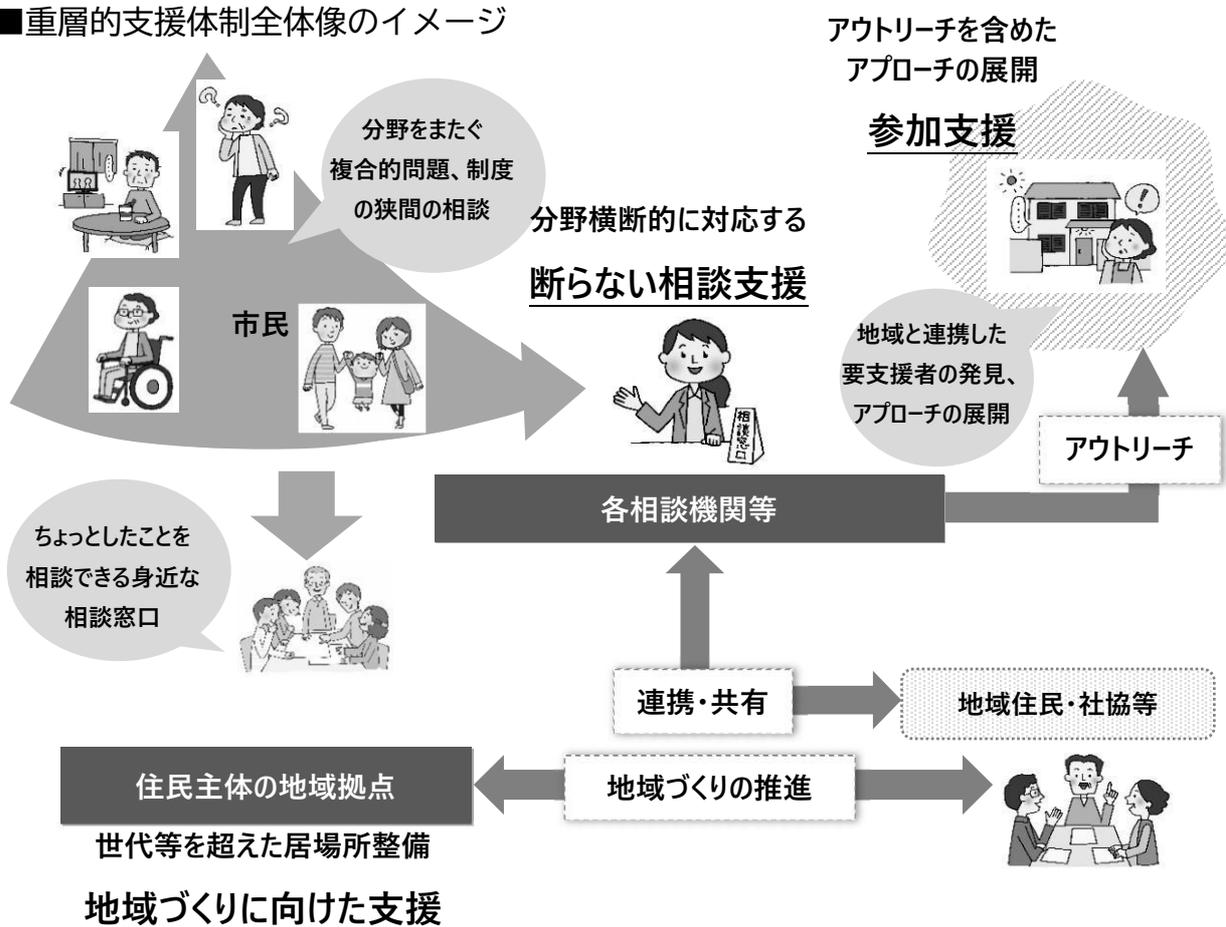
社会福祉法と朝霞市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の考え方は以下に示すとおりです。



4 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

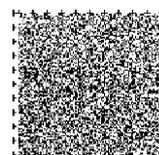
■重層的支援体制全体像のイメージ



5 現状と課題

本市は、都心への交通利便性が高いことなどから、人口は増加傾向にある一方で、住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化が進み、多様な主体が関わり合う地域の絆を取り戻すことが重要な課題となっております。

こうした状況の中、8050 問題や介護と育児のダブルケアなどの複雑化・複合化した問題やひきこもりやヤングケアラーなど、分野別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業を実施することで、地域共生社会の実現につなげていく必要があります。



6 具体的な取組

(1) 重層的支援体制整備事業の構築

本市では、重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の連続性の補強や、多機関連携の強化など、分野横断的な支援が切れ目なく行える体制づくりを進めています。

現状、福祉総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、複合的な相談内容も受け止めており、必要に応じて適切な相談窓口・機関につなげる体制をとっています。

今後も、既存の各窓口において、従来どおり個別分野を中心とした相談対応を行うとともに、複合的・分野横断的な内容については、柔軟に庁内連携、あるいは他機関との連携を図り、課題の早期解決につなげます。

(2) 包括的相談支援事業

市の福祉総合相談窓口をはじめとして、高齢・障害・こども・生活困窮などの各相談支援機関は、相談者の属性にかかわらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。また、内容に応じて全庁的連携と他機関連携のもと、包括的な相談支援を実施します。

(3) 参加支援事業

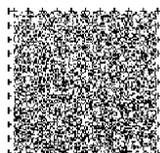
複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、地域社会とのつながりを築くことを支援します。課題に応じて、既存の地域の社会資源や居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

(4) 地域づくり事業

これまでの高齢・障害・こども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させ、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら相談の窓口に行けない方など、支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、アウトリーチ等を通じて本人との関係づくりを行い、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。関係機関との連携が必要な場合は、支援会議等を活用し、多職種連携によるアプローチに取り組みます。

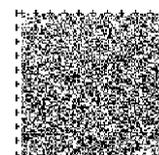


(6) 多機関協働事業

単独の相談支援機関や各分野の相談支援機関相互の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題等について、会議を開催し、支援の方向性や支援機関ごとの役割を整理する等、事例全体の調整機能を担います。

■重層的支援体制整備事業と朝霞市の既存事業の関係

機能	国で示す既存制度の対象事業等	市の主な事業	担当課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営(6か所)	地域共生社会課
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭課
		児童福祉に係る相談	こども家庭課
	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	地域共生社会課
参加支援事業	参加支援事業	検討	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	朝霞市介護予防・日常生活支援総合事業	健康づくり課
	生活支援体制整備事業	生活支援総合事業	地域共生社会課
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	生活困窮者等のための地域づくり事業	学習支援、フードバンク、こども食堂	地域共生社会課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	検討	—
多機関協働事業	多機関協働事業	検討	—



7 推進に向けて

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援会議と個別支援会議の設置を目指すとともに、他の関連会議や個別支援会議等と連携を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

・重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

・個別支援会議

本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

地域共生社会課の相談事業

自立相談支援事業

生活困窮で困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、情報の提供や助言を行うほか、必要な支援や制度を活用して早期の自立を目指します。

●主な制度

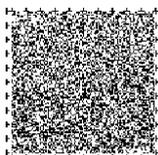
- ・住居確保給付金
- ・家計改善支援事業
- ・居住支援相談事業
- ・子どもの学習支援事業 など

福祉の総合相談

福祉に関する困りごとについて、お話を伺い、抱えている悩みや課題を整理し、活用可能な制度の情報提供などを行います。

●主な相談内容（これら以外のこともご相談ください。）

- ・ひきこもり相談
- ・成年後見制度に関する相談 など



第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所*によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

平成12(2000)年から導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行され、平成29(2017)年に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4(2022)年には、さらなる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされているため、「朝霞市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

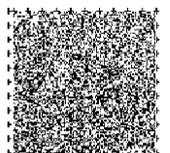
この第7章を、促進法第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



3 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

①法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれ、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が本人の支援者として適切な方を選任します。

たとえばこんな時・・・

- ・預貯金の引き出しなど、金融機関での手続きが自分ひとりでできない
- ・訪問販売や悪徳商法の被害に何度もあっているのを防止したい
- ・知的障害のこどもに関する手続きは、親である自分が行いたい。そして、自分が死亡した後は安心できる人にみてもらいたい など

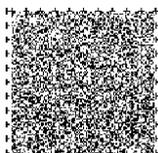
②任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場*で公正証書*を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行うことにより任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。

たとえばこんな時・・・

- ・将来認知症になったり、病気で倒れたときに、介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
- ・まだ判断能力はしっかりしているが、一人暮らしのため将来が不安 など



5 現状と課題

朝霞市では、65歳以上の高齢者人口と要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。

一方で、アンケート調査では、成年後見制度を知らない、とする割合が7割強と高く、また将来制度を利用したいかわからないとする人の理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も高くなっています。

今後は、成年後見制度についての周知をはじめ、制度を必要とする人が安心して相談できる窓口の整備や制度の円滑な利用に向けた体制づくりが求められます。

①成年後見制度の利用状況

朝霞市に住民登録している人の制度利用者数は、令和6（2024）年中は155人であり、要介護認定者及び療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち、約2%程度の利用率となっています。

■成年後見制度利用者数 （単位：人）

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
後見	116	123	126	125	128
保佐	21	20	22	25	23
補助	1	0	1	3	3
任意後見	0	2	2	1	1
合計	138	145	151	154	155

資料：さいたま家庭裁判所による市区町村申立件数等調査結果より

②市長による申立て件数、申立費用及び報酬助成の実施状況

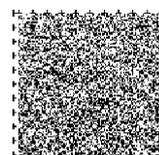
朝霞市では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対して、市長による申立てや、市長による申立てのうち成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。

なお、市長による申立事務件数や報酬助成対象者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年は市長による申立て件数が12件、令和6（2024）年度の報酬助成人数は14人となっています。

■市長申立て件数推移 （単位：件）

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
高齢者	5	7	7	7	8
障害者	2	2	2	2	4

資料：埼玉県による成年後見制度利用状況等調査結果より



■市長申立て費用助成人数推移 (単位：人)

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

資料：地域共生社会課・障害福祉課（各年度末時点）

■報酬助成人数推移 (単位：人)

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

資料：地域共生社会課・障害福祉課（各年度末時点）

6 具体的な市の取組

(1) 成年後見制度の普及・啓発

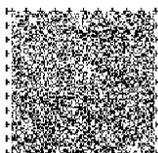
成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 中核機関の設置

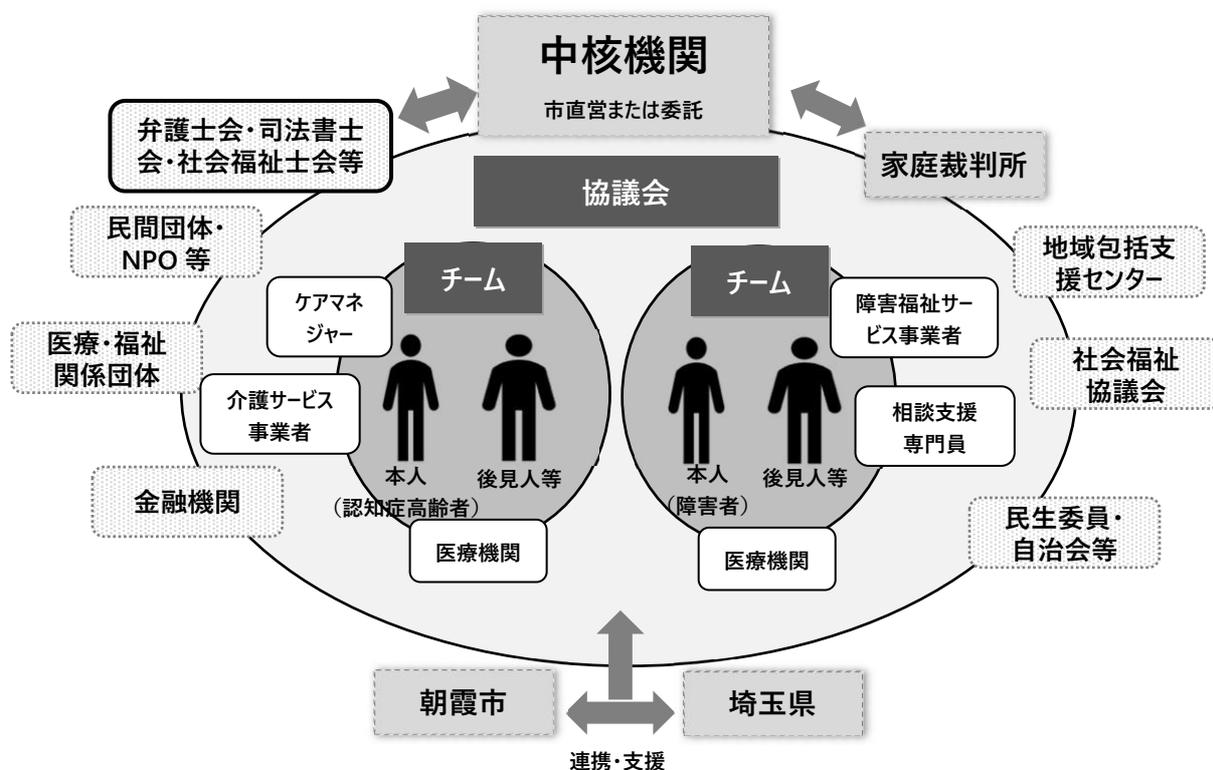
権利擁護支援を必要とする方を適切な支援につなげるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。運営主体は社会福祉協議会への委託等、様々な形態があります。まずは早期に、成年後見制度利用促進法第14条第2項に基づく審議会の設置を進め、中核機関の在り方を検討します。

●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。



■地域連携ネットワークのイメージ図（厚労省資料を基に作成）

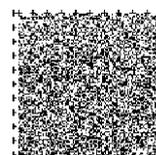


地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能
	後見人支援機能

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進（市長申立て、申立費用・報酬助成）

市長による審判請求（市長申立て）、申立費用及び後見人等の報酬助成の取組を進め、制度を必要とする方が円滑に利用につながるよう支援します。



(4) 市民後見人*の養成、法人後見事業の推進

制度利用の需要増加が見込まれる中、専門職及び親族以外の地域住民が成年後見人等として活躍できるよう、市民後見人の養成及びフォローアップ体制を、社会福祉協議会とともに整備します。また、法人後見事業の適正な実施のため法人後見事業運営委員会において社会福祉協議会と協力し、法人後見事業の活動を支援します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
中核機関の設置(再掲)	検討	設置

7 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、制度利用の促進を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

市民後見人とは

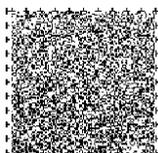
弁護士や司法書士の資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

養成研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所から選任された方が、判断能力が十分でない方の生活を地域で身近な立場から支援を行います。

法人後見とは

社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の福祉の専門知識や体制等を整えた法人が、成年後見人等となることです。

親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない方の支援を行います。



4 具体的な市の取組

(1) 相談支援の充実

犯罪をした人やその家族が抱える複雑・複合化した相談を福祉総合相談窓口をはじめとする各相談支援機関により包括的に受け、生活困窮相談や福祉サービス等の支援を適切に受けられる体制づくりに取り組めます。

(2) 地域での安定した生活基盤の確保

関係機関、団体、企業等と連携し、就労支援や居住支援相談等による住まいの相談など、地域での安定した生活基盤の確立に向けた包括的な支援に取り組めます。

(3) 更生保護活動への支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めていきます。

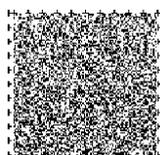
(4) 各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた社会を明るくする運動等の啓発活動を支援し、再犯防止活動に対する市民の関心を深めていきます。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

5 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



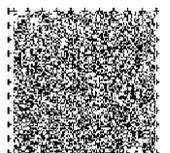
社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支え、新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す全国的な運動です。毎年7月を強調月間として、全国各地で様々なイベントが展開されます。

市では保護司会及び更生保護女性会の方たちや学生等と協力し、毎年駅頭での啓発活動として、啓発品の配布を行っています。



朝霞駅前での啓発品配布の様子

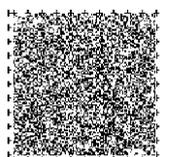


(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

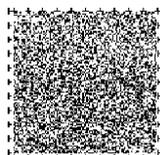
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。



3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

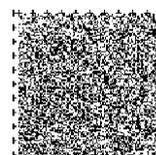
	団 体 等	氏 名
1	学識経験者	丸 山 晃
2	学識経験者	宮 本 雄 司
3	学識経験者	川 村 岳 人
4	社会福祉法人常盤会（大山保育園園長）	池 田 玉 季
5	地域包括支援センター（つつじの郷）	新 坂 康 夫
6	認定・埼玉県指定 NPO 法人メイあさかセンター	尾 池 富 美 子
7	朝霞市地域防災アドバイザー	村 串 克 己
8	サロン・おたっしゃくらぶ（高齢者サロン）	横 田 暁 子
9	社会福祉法人朝霞地区福祉会（朝光苑）	田 畑 康 治
10	株式会社 GENKI INNOVATION COMPANY	中 村 敏 也
11	朝霞市民生委員児童委員協議会	土 佐 隆 子
12	朝霞市自治会連合会	中 村 加 津 雄
13	朝霞地区シルバー人材センター	木 村 宏
14	朝霞地区保護司会朝霞支部	伊 藤 允 光
15	朝霞地区医師会（なおあきクリニック 院長）	池 田 直 弥
16	公募市民	山 岸 亮
17	公募市民	岡 田 都 子
18	公募市民	小 川 律 子



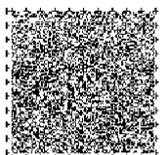
4 計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

年月日	事項	主な内容
令和6 (2024)年 5月13日	令和6年度 第1回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任 ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定について
8月5日	令和6年度 第2回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価（重点施策以外）について
10月1日	令和6年度 第3回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画 策定に係る地域懇談会について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について
11月8日～ 11月29日 (児童生徒調査は11月 15日～)	アンケート調査	<p>下記の方を対象としたアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の18歳以上の方（市民調査） ・市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当にあたる方（児童生徒調査） ・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関で業務を行う方（専門職調査） ・市内に組織されている福祉関係団体の方（団体調査）



年月日	事項	主な内容
11月26日～ 12月7日	地域懇談会	・市内6か所で、ワークショップ形式の懇談会を実施
令和7 (2025)年 1月29日	グループヒアリング	・アンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体(子ども、高齢者、障害者、地域活動の4分野)に対するグループヒアリング
3月14日	令和6年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査・団体ヒアリングの結果報告について ・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定に係る地域懇談会の結果報告について ・グループディスカッション
5月27日	令和7年度 第1回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画の骨子(案)について ・基本理念の検討について
8月22日	令和7年度 第2回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画 素案について ・成年後見制度利用促進計画について
10月14日	令和7年度 第3回推進委員会	・前回会議からの変更点について ・各個別計画について(第6章から第8章)
10月22日	オープンハウス	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)に係るオープンハウス(市民意見交換会)
11月5日～ 12月4日	市民コメント 職員コメント	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)に係る市民コメント・職員コメント(意見募集)
令和8 (2026)年 1月7日	令和7年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について

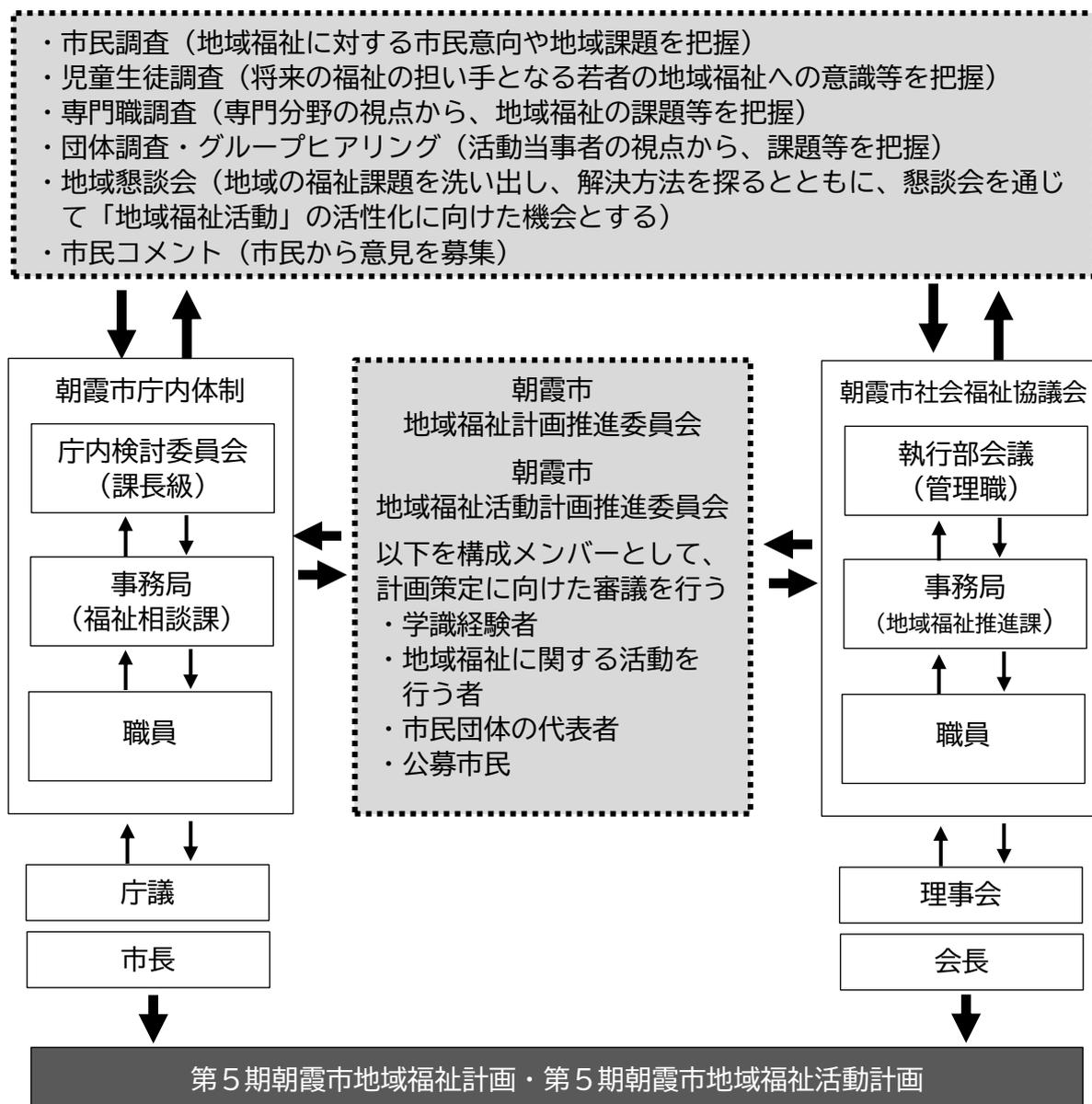


5 計画の策定体制

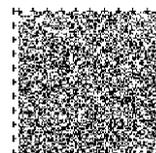
本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、専門職、団体を対象に実施したアンケート調査や、グループヒアリングの実施、地域懇談会、市民コメントの実施等を通じ、広く市民・関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■計画の策定体制



* は、市民参加による策定プロセス



6 市民コメント・職員コメントの結果と対応

1 市民コメントの実施概要

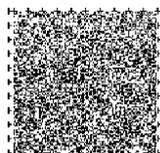
(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、市民に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで ※令和7年10月22日に策定に係る市民意見交換会を開催し、来場された方の御意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、12件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会：令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

2 職員コメントの実施概要

(1) 内容	令和8(2026)年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、職員に意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7(2025)年11月5日から令和7年12月4日まで
(3) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画(素案)
(4) 意見提出者数及び意見数	1名、4件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス(市民意見交換会：令和7(2025)年10月22日開催)において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含まれます。

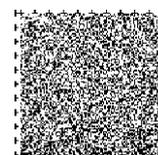
3 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案の一部を修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

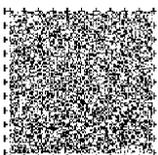


7 用語説明

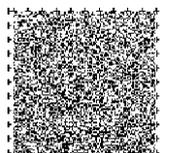
行	用語	内容
あ	アウトリーチ支援	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない、または求めない人に対し、対象者の生活の場に赴き、積極的に働きかけて必要なサービスや援助につなぐ方法。
	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯等(回転式の構造または光源が点滅する構造の青色防犯灯)を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロール。
	インクルーシブ	「すべてを含む」「包括的」という意味で、障害の有無、性別、国籍、年齢などにかかわらず、多様な人々が互いの違いを尊重し合い、分け隔てなく共生しようとする考え方。
	SNS	英語の Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる WEB サイトの会員制サービス。代表的なサービスとして Instagram、X (旧 Twitter)、Facebook、LINE などがある。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人(通称 NPO 法人)という。
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	家庭裁判所	夫婦や親子間の問題(家事事件)と、20歳未満の少年が非行を犯す事件(少年事件)を専門に扱う裁判所。成年後見制度において、成年後見人等を選任する。
	虐待	高齢者、障害のある人、こどもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	共助	介護保険や公的扶助など、公共の制度による支え合いの仕組み。
	共同募金運動	「赤い羽根」をシンボルとする、社会福祉を目的とする様々な民間団体(NPO、ボランティア団体など)を支援するための募金活動の名称。



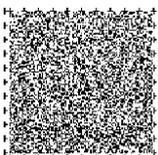
行	用語	内容
か	居住支援法人	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居できるよう、家賃債務保証、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。都道府県が指定する。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人に対し相談支援を行う専門職。
	健康寿命	埼玉県では 65 歳の方が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間。（埼玉県ホームページ参照）
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの、1 人の女性が一生の間に出産することどもの数を示す指標
	公証役場	公証人が執務する事務所。公正証書作成や私文書の認証、確定日付の付与などを行う。
	公正証書	私人（個人または会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	互助	家族や友人、隣り近所など、身近な人同士が自発的に助け合い、互いの生活課題の解決を図ること。
	こども食堂	主に地域のボランティアや NPO によって運営され、こどもたちに対し栄養のある食事を提供する場。孤食の解消や食育の推進を目的としている。
	こどもの貧困	生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られないこどもたちの状況を指す。
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないよう必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。



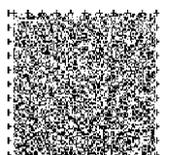
行	用語	内容
さ	災害ボランティアセンター	災害時に主に被災地の市区町村社会福祉協議会によって臨時的に設置されるボランティアセンター。行政や支援団体、ボランティアと連携し、被災者への生活支援や地域の復興支援を行う。
	サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位でいざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。
	自助	必要なサービスを購入したり、健康に注意して予防の取組を行うなど、自分で自分を助けること。
	シニアクラブ	高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送ることができるよう、様々な活動を行う組織。
	市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された、弁護士・司法書士などの資格をもたない親族以外の市民。
	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動。
	社会福祉協議会	誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる「福祉のまちづくり」を推進している民間団体。
	重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な理由で賃貸住宅を借りることが困難な人。
	生涯学習社会	生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学習機会を選び、その成果を適切に評価・活用できる社会。
	障害者手帳	身体障害、知的障害、精神障害の人が、公的な福祉サービスや各種支援を受けるために交付される手帳。
	小地域福祉活動	自治会や小学校区など身近な地域で、住民が主体となって地域課題の解決を目指す福祉活動。



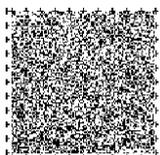
行	用語	内容
さ	新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。日本では2023年5月、6類感染症に移行したが、ウイルスの変異により、流行を繰り返している。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援を行いながら介護サービスの基盤を整備するために、地域の関係機関と調整を行う専門職。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	ダブルケア	狭義では子育てと介護を同時に担う状態。広義では家族や親族等との密接な関係の中で、複数のケア関係と複合的課題がある状態。
	多文化推進サポーター	朝霞市からの依頼で、通訳・翻訳・文化交流の活動を行う人。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。



行	用語	内容
た	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行する地域公共交通。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
は	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。
	8050 問題	80 代の親が 50 代のこどもの生活を経済的、精神的に支えることで、親子ともに孤立や生活困難な状況に陥る社会問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。



行	用語	内容
は	福祉タクシー	高齢者や身体に障害のある人など、移動に支援が必要な人をサポートする特別な設備を備えたタクシー。
	福祉避難所	災害時に特別な配慮が必要な人々（要配慮者）を受け入れるために設けられる避難所。
	プッシュ型（アウトリーチ型）	支援が必要な方へ、能動的に働きかけて情報やサービスを届けること。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、病気や経済的な理由以外で、年間30日以上学校を欠席した児童生徒の状態。
	法人後見	社会福祉法人やNPO法人など法人が成年後見人等となり、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を支援する制度。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。地域社会の中で、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
	UR都市機構	都市の整備改善やUR賃貸住宅の供給・管理を行う国土交通省所管の独立行政法人。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍などにかかわらず、誰もが利用することができるように設計（デザイン）された製品、サービス、環境。
ら	療育手帳	知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付する手帳。
わ	ワークショップ	一般的に、体験型セミナー・会議と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案をつくり上げるための会議の進め方。



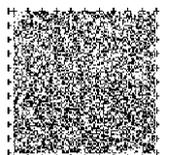
第5期
朝霞市地域福祉計画
朝霞市地域福祉活動計画
令和8（2026）年3月

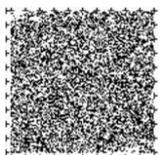
発行 朝霞市
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

編集 朝霞市 福祉部 福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111（代表）
FAX 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎51-1
TEL 048-486-2479（代表）
FAX 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>

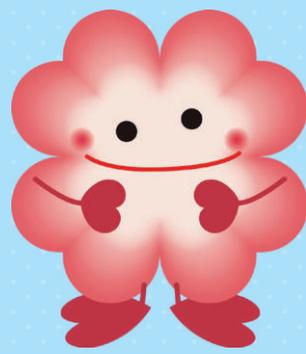
本計画は見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。







©むさしのフロントあさか



アーシャ♥るくるん